

職員の給与に関する報告及び勧告

令和 8 年 1 0 月

千葉県人事委員会



8千人委第255号

令和8年10月6日

千葉市議会議長 松 坂 吉 則 様
千 葉 市 長 神 谷 俊 一 様

千葉市人事委員会

委 員 長 下 山 修 司

職員の給与に関する報告及び勧告について

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せてその改定について別紙第2のとおり勧告します。

この勧告に対し、その実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう要望します。

目 次

別紙第 1 報告	1
1 職員の給与等	2
2 民間給与の調査	4
3 職員の給与と民間給与との比較	7
4 国家公務員等との給与比較	9
5 物価及び生計費	9
6 人事院の報告及び勧告の概要	10
むすび	13
1 給与の改定	13
2 人事・給与制度及びその他の勤務条件	14
3 給与勧告制度の意義・役割	26
＜参考＞給与決定に関する諸原則	27
別紙第 2 勧告	29
1 給料	29
2 初任給調整手当	29
3 期末手当及び勤勉手当	29
4 改定の実施時期	30
参考資料	
1 職員給与関係資料	47
2 民間給与関係資料	95
3 労働経済関係資料	112
＜参考＞給与勧告の流れ	114
＜参考＞職員給与と民間給与の比較方法（ラスパイレス方式）	115

報 告

人事委員会による給与勧告制度は、職員が労働基本権を制約されていることの代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものである。

本委員会は、職員の人事・給与の専門的機関として、公民給与の精密な比較を行い、本市職員の給与水準を市内民間事業所の従業員の給与水準と均衡させること（民間準拠）を基本とし、必要に応じて国等との均衡も考慮して、市議会及び市長に対して、報告及び勧告を行っている。

民間準拠を基本とする理由は、

- ① 職員の給与は、民間事業所の従業員の給与と異なり、市場原理による決定が困難であること
- ② 職員も勤労者であり、社会一般の情勢に適応した適正な給与の確保が必要であること
- ③ 職員の給与は市民の負担で賄われていること

などから、労使交渉等によってその時々の経済・雇用情勢等を反映して決定される市内民間事業所の従業員の給与に職員の給与を合わせていくことが最も合理的であり、広く市民及び職員の理解と納得を得られる方法であると考えるからである。

〔＜参考＞給与勧告の流れ 参照〕

以上の観点から、本委員会は、昨年10月に、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与に関する報告及び勧告を行ったが、その後、引き続き職員の給与等の実態及び市内民間事業所の従業員の給与その他職員の給与を決定する諸条件について調査・研究を行ってきた。

その結果の概要は、次のとおりである。

1 職員の給与等

本委員会は、本年４月１日を調査期日として「令和８年千葉市職員給与等実態調査」を実施した。

その結果は、次のとおりである。

本市職員（技能労務職員及び企業職員を除く。以下同じ。）は、「千葉市職員の給与に関する条例」により、従事する職務の種類に応じ、行政職、教育職、医療職及び特定任期付職員の４種類６給料表の適用を受けているが、当該調査によると、上記給料表の適用を受ける職員は、9,482人であり、平均給与月額等は以下のとおりである。

平均給与月額	給料	353,897 円
	扶養手当	7,834 円
	管理職手当	8,758 円
	地域手当	51,875 円
	住居手当	6,930 円
	その他	111 円
	計	429,406 円

平均年齢		39.4歳
平均経験年数		16.8年
平均扶養親族数		0.7人
男女別構成比	男性	55.0%
	女性	45.0%
学歴別構成比	大学卒	78.6%
	短大卒	12.6%
	高校卒	8.8%
	中学卒	0.0%

- （注） 1 給料には、給料の調整額、教職調整額及び切替えに伴う差額を含む。
 2 その他は、初任給調整手当及び単身赴任手当（基礎額）である。
 3 平均経験年数には、特定任期付職員は含まれていない。
 4 定年前提再任用短時間勤務職員、暫定再任用職員及び千葉市職員の給与に関する条例附則第17項により給料月額を決定される職員（以下、「暫定再任用職員等」という。次頁において同じ。）は含まれていない。
 5 表中等の割合については、小数点以下第二位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。（以下同じ。）

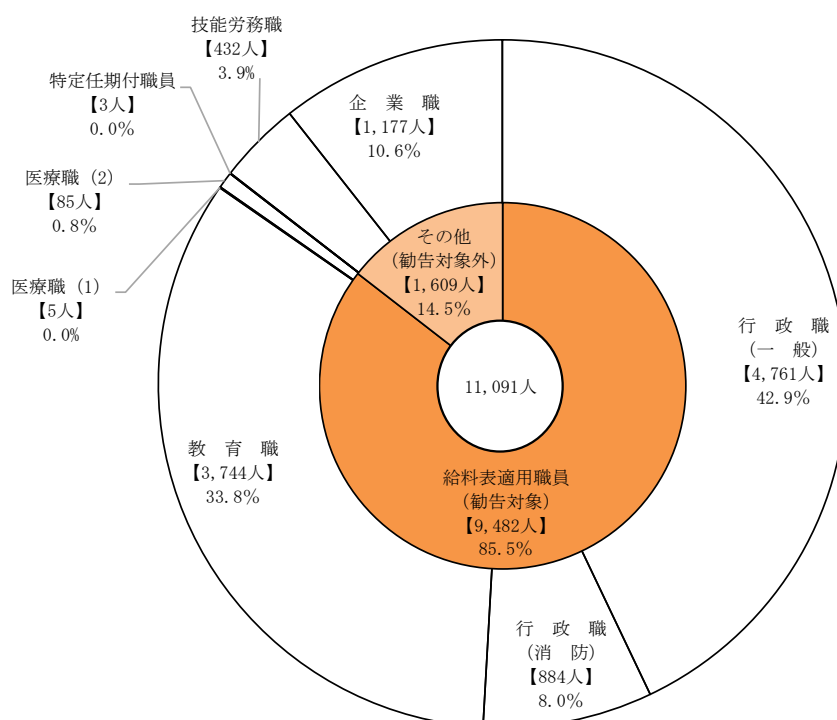
〔参考資料第1表 参照〕

(参考) 職員の手当制度の概要

手当の名称	制度の内容
初任給調整手当	・医師に対して一定期間61,900円～231,300円を支給 ・獣医師に対して一定期間3,000円～30,000円を支給
扶養手当	・配偶者 行政職6級以下は4,500円、行政職7・8級は0円 ・子 1人11,000円 ・父母等 行政職6級以下は6,500円、行政職7級は3,500円、行政職8級は0円 ・満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円を加算
地域手当	・給料、扶養手当及び管理職手当の合計額の14%（医師は16%）を支給
住居手当	・借家のみ家賃の額に応じて27,000円を限度に支給
単身赴任手当	・配偶者等の住居から新たな勤務先までの距離が60km以上の場合 30,000円（基礎額） ・移転後の住居から配偶者等の住居までの距離に応じて8,000円～70,000円を加算
管理職手当	・職制上の段階、職務の級等に応じて 45,700円～146,400円

(注) 各手当の平均支給額は、参考資料「1 職員給与関係資料」に掲載している。

(参考) 給料表別職員数割合（暫定再任用職員等を除く。）



< 勧告対象職員について >

本委員会の給与勧告の対象は、行政職給料表、教育職給料表、医療職給料表（１）、医療職給料表（２）、医療職給料表（３）及び特定任期付職員給料表の適用を受ける職員である。

なお、技能労務職員及び企業職員については、団体協約締結権を有することから、労働基本権制約の代償措置である給与勧告の対象外となっているが、職員給与等実態調査の対象としており、その結果は「１ 職員給与関係資料」に参考として掲載している。

2 民間給与の調査

本委員会は、本市職員の給与と民間給与との精密な比較を行うため、人事院、千葉県人事委員会等と共同で、企業規模100人以上で、かつ、事業所規模50人以上の市内の民間事業所396事業所（調査対象事業所）のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した88事業所について「令和8年職種別民間給与実態調査」を実施し、うち74事業所において調査を完了した（調査完了率は84.1%）。

この調査では、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係22職種3,573人について、本年4月分として支払われた給与月額等を調査し、併せて、教育関係、医療関係等54職種317人についても同様の調査を行った（調査実人員計3,890人）。

また、手当の支給状況や給与改定の状況等について、本年も引き続き調査を行った。

＜層化無作為抽出法について＞

調査対象事業所を組織（本店・支店の別）、企業規模、産業によりグループ化（層化）し、各グループの中から標本を無作為に抽出する方法である。

その結果は、次のとおりである。

（１）職種別給与

民間における本年4月の事務・技術関係職種等の平均給与月額は、参考資料第10表のとおりである。

（２）初任給

民間における新規学卒者の本年4月の初任給は、第1表のとおりであり、事務・技術関係職種にあつては、大学卒268,406円、短大卒244,055円、高校卒231,062円である。

第 1 表 職種別、学歴別初任給

職 種		学 歴	初 任 給
新卒事務員・技術者計		大 学 卒	268,406 円
		短 大 卒	244,055 円
		高 校 卒	231,062 円
	新卒事務員	大 学 卒	268,092 円
		短 大 卒	242,341 円
		高 校 卒	229,202 円
	新卒技術者	大 学 卒	268,915 円
		短 大 卒	246,364 円
		高 校 卒	232,766 円

(注) 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、扶養（家族）手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、初任給の定めのある事業所について平均したものである。

<参考>

本市職員の初任給 (行政(一般))	大 学 卒	262,542 円
	短 大 卒	237,234 円
	高 校 卒	225,150 円

(注) 金額は、給料と地域手当の合計額である。

(3) 特 別 給

民間における昨年 8 月から本年 7 月までの 1 年間に支払われた賞与等の特別給の支給状況は、第 2 表のとおりであり、平均給与月額 4.69 月分に相当している。

第 2 表 民間における特別給の支給状況

項 目		事務・技術等従業員
平均所定内給与月額	下 半 期 (A 1)	430,280 円
	上 半 期 (A 2)	444,687 円
特別給の支給額	下 半 期 (B 1)	984,212 円
	上 半 期 (B 2)	1,067,647 円
特別給の支給割合	下 半 期 ($\frac{B1}{A1}$)	2.29 月分
	上 半 期 ($\frac{B2}{A2}$)	2.40 月分
年 間 の 平 均		4.69 月分

(注) 下半期とは令和 7 年 8 月から令和 8 年 1 月まで、上半期とは令和 8 年 2 月から令和 8 年 7 月までの期間をいう。

<参考>

本市職員の現行の支給月数	6月期	2.325月分
	12月期	2.325月分
	年間計	4.65月分

(4) 給与改定等の状況

民間における給与改定の状況は、第3表のとおりであり、一般の従業員（係員）でみると、ベースアップを実施した事業所の割合は74.4%である。

また、民間における定期昇給の実施状況は、第4表のとおりであり、一般の従業員（係員）でみると、定期昇給を実施した事業所の割合は90.4%である。昇給額については、昨年に比べて増額となっている事業所の割合が25.1%、昨年に比べて変化なしとなっている事業所の割合は57.7%である。

第3表 民間における給与改定の状況

(単位：%)

項目 役職段階	ベースアップ 実 施	ベースアップ 中 止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
係 員	74.4	4.1	0.0	21.5
課 長 級	67.1	4.2	0.0	28.7

(注) 給与改定の状況は、事業所単位で集計した。

第4表 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給実施					定期昇給 制度なし
		増 額	減 額	変 化 な し	定 期 昇 給 中 止		
係 員	90.4	90.4	25.1	7.6	57.7	0.0	9.6
課 長 級	65.0	65.0	20.7	7.8	36.5	0.0	35.0

(注) 1 定期昇給の実施状況は、事業所単位で集計した。

2 ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

3 「定期昇給実施」の欄は、昨年の定期昇給額（率）に比べて、本年の定期昇給額（率）が増額したか、減額したか、変化がないかを示している。

(5) 初任給の改定状況等

民間における初任給の改定状況等は、第5表のとおりであり、新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で39.8%、高校卒で14.0%である。また、新規学卒者の採用を行った事業所のうち、初任給を増額した事業所の割合は、大学卒では79.1%、高校卒では65.8%である。

第5表 民間における初任給の改定状況等

(単位：%)

項目 学歴	新規学卒者の 採用あり	初 任 給 の 改 定 状 況			新規学卒者の 採用なし
		増 額	据置き	減 額	
大 学 卒	39.8	(79.1)	(20.9)	(0.0)	60.2
高 校 卒	14.0	(65.8)	(34.2)	(0.0)	86.0

(注) 1 () 内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした事業所の割合である。

2 「初任給の改定状況」の欄は、昨年の初任給額に比べて、本年の初任給額を増額したか、据置きたか、減額したかを示している。

3 職員の給与と民間給与との比較

(1) 比較の方法

本委員会は、上記の「令和8年千葉市職員給与等実態調査」及び「令和8年職種別民間給与実態調査」により、本市職員及び民間従業員の本年4月分の給与額を精確に把握した。

その上で、本市職員にあつては事務・技術関係職種、民間従業員にあつてはこれに相当する職種の者について、給与決定に重要な影響を与える要素である責任の度合（役職）、学歴、年齢を同じくする者をグループ化してそれぞれ平均給与額を算出し、その結果を本市職員の人員構成で加重平均することによって全体としての市民の給与較差を算出する、いわゆるラスパイレス方式により較差を算出した。この際の、本市職員と民間従業員の役職の対応関係は、第6表のとおりである。

この方式は、一般的と考えられる給与決定要素（責任の度合（役職）、学歴、年齢）の条件を合致させて同種・同等の者同士の給与を比較するものであり、条件の違いを一切考慮しない単純平均で比較する場合に比べて、より実態に則した比較をすることができることから、人事院や本委員会以外の人事委員会においても広く採用されており、公務員と民間の給与比較の方法として定着しているところである。

〔＜参考＞職員給与と民間給与の比較方法（ラスパイレス方式） 参照〕

第 6 表 本市職員の給与と民間給与の比較における対応関係

行政職給料表		企業規模500人以上の事業所	企業規模100人以上500人未満の事業所
8 級	局 長	支 店 長 工 場 長	
8 級 7 級	局長以外 部長、区長	部 長	
7 級	参 事 技 監	部 次 長	支店長、工場長 部 長
6 級	課 長	課 長	部 次 長
5 級	課長補佐	課長代理	課 長
4 級	主 査	係 長	課長代理
3 級	主任主事 主任技師	主 任	係 長
2 級 1 級	主 事 技 師	係 員	主 任 係 員

(2) 比較の結果

上記の方式により、本市職員と民間従業員の給与額を精密に比較した結果、第 7 表に示すとおり、本市職員の給与が、民間給与を 3.80% (16,107 円) 下回っていることが明らかとなった。

第 7 表 本市職員の給与と民間給与との較差

(職員の平均年齢 41.1歳、平均経験年数 18.6年)

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較 差 $\frac{(A)-(B)}{(B)} \times 100$ ((A) - (B))
439,489 円	423,382 円	3.80% (16,107 円)

- (注) 1 本市職員にあつては事務・技術関係職種(保育士等を除く。)、民間従業員にあつてはこれに相当する職種の者である。
- 2 民間、本市職員ともに本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。
- 3 民間給与は、きまって支給する給与から時間外手当及び通勤手当を除いたものである。
- きまって支給する給与 … 基本給、家族手当、地域手当、通勤手当、住宅手当、役付手当、時間外手当等名称のいかんを問わず毎月に支給されるすべての給与
- 時間外手当 … 超過勤務手当、夜勤手当、休日手当、宿日直手当、裁量手当、特殊作業手当(実績に応じて支給されるものに限る。)等
- 4 職員給与は、給料、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当(基礎額)、管理職手当の合計額である。

＜「事務・技術関係職種」について＞

民間給与との比較における「事務・技術関係職種」とは、本市の行政職給料表適用職員のうち、消防職員、専門的職種の職員及び新規学卒の職員を除いた職員（下図の網掛け部分が該当）である。

これは、本報告の参考資料第1表の行政職（一般）とは範囲が異なり、また、第7表の職員給与（B）は、民間従業員と給与決定要素（責任の度合（役職）、学歴、年齢）の条件が合致した職員のための平均であるため、参考資料第1表の平均給与月額と第7表の職員給与（B）は一致しない。

行政職給料表適用職員		
行政（消防）	行政（一般）	
消防職員	専門的職種 保育士 看護師 栄養士 保健師 介護福祉士 ・ ・	事務・技術関係職種
	新規学卒者	

4 国家公務員等との給与比較

総務省の令和7年地方公務員給与実態調査によると、令和7年4月における国の行政職俸給表（一）の適用職員とこれに相当する本市職員の学歴別・経験年数別の俸給（給料）月額を、職員構成が国家公務員と同一であるものとして算出したラスパイレス指数は99.8（指定都市平均99.8）であった。

5 物価及び生計費

総務省統計局による本年4月の消費者物価指数は、昨年4月に比べ全国では1.4％上昇し、千葉市においては1.8％上昇している。

また、同局の家計調査における本年4月の千葉市における二人以上の世帯の消費支出は、1世帯当たり430,257円（世帯人員2.99人、世帯主の年齢60.5歳）となっている。

〔参考資料第12表 参照〕

6 人事院の報告及び勧告の概要

人事院は、本年８月７日、国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律等の規定に基づき、職員の給与について報告し、給与の改定について勧告するとともに、国家公務員災害補償法の改正について意見の申出を行い、勤務時間、休暇等に関する法律の改正について勧告し、併せて公務員人事管理に関する報告を行った。

その概要は、次のとおりである。

国家公務員の挑戦を支える人材マネジメントの実現に向けて

1. 実力本位で活躍できる公務

- ◆ 本府省幹部職員等を対象とした人事制度の骨格 【令和9年夏に具体的な内容を報告】
- ✓ 職務・職責をより重視した給与体系、民間企業との人材獲得競争で見劣りしない給与水準に
- ✓ 能力・実績に応じた人事運用を更に徹底するため、昇任時の見極めスキームを見直し
- ✓ 民間企業の管理監督者と同様に、勤務時間にとらわれない勤務を可能とする制度の導入
- ※ その他の職員についても、年齢にかかわらず、役割・貢献に応じた処遇となるよう、今後も制度の見直し

2. 働きやすさと成長が両立する公務

- ◆ 転勤の経済的負担の軽減
 - ✓ 単身赴任者が否かにかかわらず、転居を伴う転勤を行う職員への手当の新設
- ◆ 働きやすい環境の整備
 - ✓ 月100時間等の上限を超える超過勤務の最小化に向け、伴走支援の対象府省を拡大
- ◆ 柔軟な働き方の推進
 - ✓ 事由を問わない年7日の無給休暇の新設
 - ✓ フレックスタイム制のコアタイムの柔軟化
- ◆ 「成長できる職場」の整備
 - ✓ 「スキル一覧」を活用した人材育成

3. 誰もが挑戦できる開かれた公務

- ◆ 採用試験等の見直し
 - ✓ 基礎能力試験へのCBT方式(オンライン試験)の導入 [対象]
 - ・令和9年度経験者採用試験
 - ・令和10年秋の総合職教養区分【予定】
 - ・令和11年春の総合職全区分【予定】
 - ✓ 技術系人材の確保に向けて、特定の資格を有する者を、試験によらず採用できる範囲を拡大
- ◆ アルムナイ人材を含む専門人材等の採用の推進
 - ✓ 専門人材等の情報を集約した人材プールの整備・活用

4. 高い使命感とやりがいを持って働ける公務

- ◆ 「選ばれる」公務職場の実現に向けた公務のブランディング推進
 - ～ブランドメッセージ「国のミライをつくる、唯一無二の挑戦がある」～
- ◆ 国家公務員行動規範の更なる浸透

国家公務員行動規範

- 「国民を第一」に考えた行動
- 「中立・公正」な立場での職務遂行
- 「専門性と根拠」に基づいた客観的判断

令和8年 人事院勧告・報告の概要

● 職員の給与の改定(勧告・報告)

高水準のベースアップ 【令和8年4月実施】

民間給与の状況を反映し、令和7年並みの高水準【官民較差:15,056円(3.51%)】

※令和8年4月分の民間給与を調査して比較

- ✓ 業務遂行において重要な役割を担っている中堅層以上の職員について令和7年を上回る改定
 - ※ 行政職俸給表(一)の平均改定率は、3.3% (モデル試算した定期昇給分を加えると月収で約4.9%の給与改善)
- 民間の動向や人材確保の重要性を踏まえ、初任給を引上げ(総合職・一般職ともに9,500円の引上げ)
- ✓ 民間の再雇用者の状況を踏まえ、再任用職員の月例給を改善(行政職俸給表(一)の平均改定率8.5%)

転勤に伴う経済的な負担の軽減等に関する手当

- ✓ 転居に関する手当の新設 【令和9年4月実施】
 - 転居を伴う転勤を行った職員を広く対象とする手当を新設(距離区分に応じて手当額を設定)
 - 例 東京から大阪に異動する場合の手当額(年額) 約22万円【単身赴任者は約49万円】
 - ※単身赴任者には別途、二重生活の生計費を補助する基礎額(年間36万円)を支給
- ✓ 広域異動手当の支給割合の引上げ 【令和8年4月実施】
 - 広域的な異動に対する給与上のインセンティブ向上のため支給割合を引上げ(距離区分に応じ、5%・10%→8%・16%)

ボーナスの引上げ

年間 4.65月 → 4.70月(期末手当及び勤勉手当に均等に配分)【令和8年4月実施】※直近1年間の民間の支給状況を調査して比較

- ✓ 特定任期付職員の勤勉手当の見直し 【令和9年4月実施】
 - 高い成績率を適用可能とすることで高度の専門性を有する人材の給与水準を確保(最高で年間約3,380万円)

令和8年 人事院勧告・報告の概要

● 職員の勤務時間及び休暇の改定(勧告)【令和9年4月施行】

※ 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の改正

無給休暇の新設

- ・ 全ての職員が事由を問わず、年7日取得できる無給休暇を新設 ※休暇中の給与は支給しない

活用イメージ

➤ 日単位の無給休暇

介護に至る前の親の体調変化や、災害等で生じた住居の損壊等に対応する職員などが、既存の休暇の付与日数を超えて勤務できない場合のセーフティネットとして活用

➤ 時間単位の無給休暇

いわゆる「小1の壁」や、妊娠の初期・後期の体調変化等に直面した職員などが、一定の期間、短時間勤務を行うために活用

代休日の指定等の見直し

- ・ 休日に勤務した場合に取得できる代休日について、休日勤務が1日に満たない場合でも指定可能とする見直し等を実施

● 国家公務員災害補償法の改正(意見の申出)【令和9年4月施行】

遺族補償年金の受給資格要件等の見直し

- ・ 労災保険法一部改正法(令和8年7月成立)の内容を踏まえ、職員と死別した配偶者が夫である場合にのみ課せられた遺族補償年金の受給資格要件を撤廃

む す び

1 給与の改定

本市職員の給与改定に関する基本的な諸条件は、以上報告したとおりである。

これらの諸条件を総合的に勘案した結果、本市職員の給与について所要の改定を行う必要があると認める。

給与改定に当たっては、行政職給料表適用職員（消防職員を除く。以下同じ。）の給与を、本市職員の給与と民間給与との較差を基に改定するとともに、消防職員及び他の給料表適用職員の給与についても、行政職給料表適用職員の給与との均衡を考慮して改定する必要がある。

月例給の改定については、公民の給与較差や民間の給与制度との比較に基づくものとしては、基本的な給与である給料月額を、それ以外には初任給調整手当を、それぞれ引き上げる必要がある。

期末手当及び勤勉手当については、民間の特別給の支給割合に基づき、支給月数を引き上げる必要がある。

改定の具体的な内容は、次のとおりである。

（１）給料

職員の給与と民間給与との比較を行っている行政職給料表については、民間との均衡を図るため引上げ改定を行う必要がある。

改定に当たっては、本年の公民較差の率を踏まえ、行政職給料表について、平均4.1%引き上げることとする。具体的には、民間における初任給の動向や人材確保が課題となっていること等を踏まえ、上級試験（大学卒業程度）に係る初任給について11,200円、初級試験（高校卒業程度）に係る初任給について12,300円、それぞれ引き上げる。

また、業務遂行において重要な役割を担っている、概ね30歳台以降の中堅層以上の職員について、令和7年を上回る改定を行う。

行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に、所要の改定を行う。

これらの改定は、本年4月時点の比較に基づいて公務員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施する。

(2) 初任給調整手当

医師の処遇を確保する観点から、医師及び歯科医師に対して支給する初任給調整手当について、医療職給料表(1)の改定状況を踏まえた引上げ改定を行い、本年4月に遡及して実施する。

(3) 期末手当及び勤勉手当

期末手当及び勤勉手当については、昨年8月から本年7月までの1年間に於ける民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.05月分引き上げ、4.70月分とする。支給月数の引上げ分は、民間の特別給の支給状況及び人事院勧告の内容を踏まえ、期末手当及び勤勉手当に均等に配分し、本年度については、12月期の期末手当及び勤勉手当を引き上げ、令和9年度以降については、6月期及び12月期における期末手当及び勤勉手当が均等になるよう配分する。

また、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当及び勤勉手当並びに特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当についても、上記の改定を踏まえ支給月数を引き上げる。

(4) その他

人事院勧告において、現行の単身赴任手当の加算額を分離・再編し、支給額の改善及び距離区分の追加を行った上で、転居を伴う転勤を行った職員を広く対象とする手当の新設について勧告された。任命権者において、国における制度改革の趣旨や内容、法改正の動向、本市の実情を勘案しながら、手当の取扱い等について検討されたい。

2 人事・給与制度及びその他の勤務条件

(1) 市政運営の原動力としての人材の確保

行政課題が高度に複雑化・多様化する中で、市役所組織を持続可能なものにするためには、市政運営の原動力となる有為・有能な人材を確保・育成することが不可欠である。官民間問わず厳しい人材獲得競争が続いていることから、今まで以上に効果的な採用活動に取り組むとともに、採用した人材が成長・活躍できるような取組みを進める必要がある。

ア 人材確保

今日の行政課題は高度に複雑化・多様化しており、これらの課題に的確に対応できる有為・有能な人材が求められている。その一方で、労働市場では官民間問わず人材獲得競争がますます激化していること

に加え、公務員として働く魅力ややりがい、働き方の現状等が十分に伝わっておらず、就職先として公務員を選択しない状況も見られる。これは本市においても例外ではなく、近年は採用試験の受験者数の減少傾向が続いており、一部の技術系職種では、その傾向が顕著になってきている。

本委員会としては、有為・有能な人材を採用するためには一定数以上の受験者を確保していく必要があると考えており、こうした状況に強い危機感を持っている。

そこで、採用試験においては、今年度の取組みとして、昨年度実施した上級技術職に加えて上級事務職でも、民間企業でも多く使われている選考ツールであるSPI-3を活用した先行実施枠試験を新設したことで多くの受験者確保に繋がった。加えて、既存の試験区分では一部の職種で、受験可能年齢の上限を引き上げるなど、受験者の負担軽減や受験機会の拡大を図り、より多くの受験者の確保に向けて取り組んできたところである。

また、募集活動においては、本市で働くことの魅力ややりがいをより効果的に伝えるため、幅広い対象に周知する機会とより深く知ってもらう機会の双方が必要と捉え、オンラインによる採用説明会や、本市職員と受験予定者の対面による座談会形式での交流イベントを実施しているほか、千葉県や民間企業が開催する合同就職説明会への出展を通じて本市に関心が薄い層にもアプローチしている。

今後もオンライン型のイベントやSNS等の近年の若い世代に訴求しやすい情報発信と、本市職員と受験希望者が直接交流できる座談会や職場見学会など対面による情報発信を効果的に組み合わせ、本市で働くことの魅力ややりがいについて、より一層のPRに努めていく。

採用試験においては、近年、受験者の確保のため、SPI-3を活用した新たな試験制度を導入するなど様々な見直しを進めているところであるが、求める人材を確保できるものとなっているか検証を行い、より効果的なものへと工夫をしていくことが必要と考えている。また、技術系職種の人材の確保に向けて、国や他団体の事例も参考に、採用試験の見直し等の検討を進める。加えて、今後も見込まれる厳しい採用情勢を鑑み、新規学卒者だけでなく、民間企業等経験者の採用や昨年度から任命権者で開始した千葉市キャリア・リターン制度（いわゆるアルムナイ採用）といった、中途採用による採用手法なども含め、任命権者と連携しながら人材の確保に努めていく。

イ 人材育成

(ア) 千葉市人材育成・活用アクションプラン

本市においては、職員の育成と活用に関する組織的・戦略的な取り組みの方向性を示す「千葉市人材育成・活用基本方針」のもと、人材育成に係る各種取り組みを推進しているが、令和８年４月には、「第１次千葉市人材育成・活用アクションプラン」の成果を検証するとともに、職員を対象に実施した「千葉市の人材育成・活用に関するアンケート」により明らかになった各施策の問題点及び改善点を踏まえ、「ＯＪＴの推進」、「メンター制度の充実」、「Ｃ－Ｌｅａｒｎｉｎｇ受講環境の整備」等の新規施策を盛り込んだ「第２次千葉市人材育成・活用アクションプラン」が策定されたところである。

限られた人的資源で年々複雑化・多様化する市民ニーズに的確に応え、行政運営の質を高めていくためには、個々の「人材」の能力を最大限に引き出し、伸ばし、生かすことがこれまで以上に求められる局面となっており、互いの知見を共有し高めあう組織としていくことが重要になると考えられる。

任命権者においては、新たなアクションプランを着実に推進し、職場全体で一人ひとりの職員を育成する組織づくりに努められたい。

(イ) 若年層の職員のキャリア形成支援

近年の若い世代においては、自らが成長できるかどうかを重視する傾向があり、キャリア形成に高い意欲があるとされる。一方で若年層における職員の離職者数は増加傾向にあり、人材確保が困難な昨今において、人材の定着は重要な課題となっている。

次世代を担う若年層の職員が定着し、成長していくためには、自律的なキャリア形成の意欲に応えられる人事・研修制度の充実が必要である。任命権者においては、キャリアパスや習得できるスキルの明確化、きめ細やかな研修による成長機会の創出といった取り組みを推進し、満足度の高い人事・研修制度の構築に努められたい。

また、各職場で人材育成を担う管理職の役割は重要であるが、若年層の職員との間に仕事に対する意識のギャップもあるとされていることから、管理職への研修等を通じて若年層の職員に対する育成手法等に関する知識やスキルの向上を図られたい。

(ウ) 昇任意欲の向上

自治体を取り巻く課題に柔軟かつ迅速に対応していくためには、職員が自主性・自律性を発揮して、改革・改善に積極的に取り組むとともに、意欲と能力ある職員が昇任していくことが不可欠である。一方で、管理職への昇任の前段となる主査級への昇任意欲が低い傾向にあることが課題となっている。

職員の昇任意欲を向上させるため、自身のキャリアや働き方について理解を深める研修の充実や、職務経験の付与等による能力・経験不足の不安解消、柔軟な働き方の推進による育児や介護、自らの疾病の治療といった個々の事情との両立支援等を通して、昇任に対するイメージを刷新していく必要がある。

任命権者においては、職員の昇任に対する不安を解消し、モチベーションを向上させる取組みを進めるとともに、自信をもって昇任できる環境の構築に努められたい。

(エ) D X の推進

D X 推進や A I 活用は、効率的な行政運営の推進や職員の負担軽減のために有効な手段の一つと考えられ、本市においても生成 A I の活用を推進するなど全庁的に取り組んでいるところである。

職員一人ひとりが日々の業務において活用し、業務の効率化を推進できるよう、任命権者においては各種研修や好事例の共有等に取り組むとともに、国や他団体の取組みを参考に、本市におけるデジタルリテラシーの向上やデジタル人材の確保・育成に関する具体的な取組みを検討されたい。

(オ) 人事管理におけるデジタル化

これらの人材育成に関する諸課題に対応し、戦略的な人材育成と活用を実現するためには、職員一人ひとりの経験や保有スキル、キャリア志向等の人事情報を体系的に把握・蓄積することが必要である。

そのため、スキルマップやタレントマネジメントシステムといったデジタルツールを参考にするなど、人事情報を活用した効果的な人事管理のあり方について、調査・研究を進められたい。

ウ 多様な人材の活躍推進

複雑化・多様化する行政課題に対応していくためには、組織の意思決定の場において、女性職員や障害のある職員、高齢層の職員等が有する多様な視点や経験を生かすとともに、業務遂行の過程において、これらの職員が第一線で活躍できるような取組みを推進する必要がある。

(ア) 女性活躍の推進

女性職員の活躍について、本市においては「千葉市職員子育て支援・女性活躍推進計画～エンパワーメントプラン～」を策定し、取組みを進めている。

令和8年度の本市の女性職員の役職への登用率は、管理職では24.6%、主査級では32.1%となっているところ、本計画では登用率のさらなる向上を図るとともに、家庭生活と仕事の両立ができる柔軟な働き方や職場の支援体制の充実、昇任に対して自信が持てる職務経験を積むことができる人事異動など、人事上の支援策を進めていくとしており、任命権者においては、引き続き女性職員の活躍推進に努められたい。

(イ) 障害のある職員の活躍推進

本市における令和8年度の障害者雇用率は市長部局等において2.87%、教育委員会において2.28%となっている。

障害のある職員の活躍について、本市においては「千葉市障害者活躍推進プラン（第2期）」を策定し、雇用率の向上をはじめ、障害のある職員が、それぞれの障害特性や個性に応じて、能力を十分発揮して働き続けられるよう、職員本人及び所属長等の周囲の職員、双方からの相談体制の整備や障害のある職員が配置された各所属へのプッシュ型支援等を行うとしていることから、引き続きこれらの取組みを着実に進められたい。

(ウ) 高齢層の職員の活躍推進

少子高齢化の進展に伴う生産年齢人口の減少を踏まえ、高齢層の職員が活躍できる環境づくりを進めていくことが、今後より一層重要になると考えられる。

また、公務では定年年齢が段階的に65歳まで引き上げられているところであるが、民間企業においては、高年齢者雇用安定法によ

り70歳までの就業機会の確保に努めることとされている。

一方、高齢層は身体機能が低下すること等により、若年層に比べて労働災害の発生率が高く、休業も長期化しやすい。さらに、その処遇等に起因してモチベーションが低下しやすいと言われている。

労働安全衛生法の改正により、令和8年4月1日から高年齢者の労働災害防止に必要な措置の実施が事業者の努力義務とされたことを受け、令和8年2月18日付けで総務省から「「高年齢者の労働災害防止のための指針」について（情報提供）」が発出されたところである。

任命権者においては、法改正の趣旨を踏まえ、高齢層の職員の心身の特徴を踏まえた健康支援を検討するとともに、本人の意欲や適性に応じた人員配置を行うなど、長年にわたり行政運営に携わってきた高齢層の職員が持つ豊富な知識や経験、スキルといった強みを効果的に活用し、若年・中堅職員への継承や行政運営に生かしていくよう努められたい。

（エ）育児や介護等を行う職員の活躍推進

これまで述べてきた職員の他にも、育児や介護、自らの疾病の治療をしている者をはじめ、全ての職員がそれぞれの知識・経験・能力といった強みを生かして活躍することが、持続可能で安定した行政運営を実現するためにも必要である。

任命権者においては、これらの職員の能力を最大限に活用できるよう、家庭生活と仕事の両立支援などにより、多様な職員の活躍推進に取り組まれたい。

（２）誰もが働きやすい職場環境の整備

職員が安心してやりがいを持って働ける職場環境を整備することは、公務能率や公務職場の魅力を向上させ、有為・有能な人材の確保や職員の離職防止につながる。

ア 柔軟な働き方

（ア）柔軟な働き方の推進

本市においては、「千葉市職員子育て支援・女性活躍推進計画～エンパワーメントプラン～」に従い、育児や介護、疾病治療、不妊治療等、個々の職員の事情に応じて全ての職員が活躍できる職場づくりを進めているところである。

また、国においては、令和 9 年度から育児や介護をはじめ、個人の様々な事情に配慮した柔軟な働き方を推進するため、全ての職員が事由を問わず年 7 日間取得することができる「無給休暇」が導入される見込みである。

任命権者においては、新たな休暇制度に係る国や他団体の動向を注視するとともに、職員がそれぞれの事情に応じて柔軟な働き方を選択できるよう、引き続き職員に対して制度等について周知と理解の浸透を図り、効果的な制度運用となるよう取り組まれたい。

(イ) 休暇・休業を取得しやすい環境づくり

男性職員の育児休業の取得率は令和 6 年度は 62.3%のところ、令和 7 年度は 84.5%と前年度を大きく上回っている。そのうち半数以上の職員が 1 か月以上取得しており、本市においては男性職員の育児休業取得が浸透してきたと考えられるところであるが、一方で、フォローする職員に負担が生じている状況や代替職員の確保が難しい職域では取得が難しいという状況が見られる。

また、介護については、介護休暇の取得実績は横ばい傾向であるが、特別休暇における短期介護休暇の取得実績は増えており、任命権者において、令和 8 年 4 月から取得可能日数を拡充したところである。定年年齢が引き上げられたことに伴い、高齢層の職員の活躍がより一層求められる中、仕事と介護の両立支援は重要であると考えられる。

任命権者においては、代替職員の配置等、休暇・休業等を取得しやすくするための職場環境づくりについて、引き続き検討を進められたい。

イ 長時間労働の是正

(ア) 長時間労働の現状

本市の令和 7 年度の時間外勤務の状況については、全庁平均は 15.6 時間であり近年では減少傾向にあるものの、月 100 時間以上の時間外勤務等、時間外勤務の上限規制における特例業務に該当する長時間労働を行った職員の割合は約 8 % と一定程度存在している。また、他律的業務職場については、令和 8 年度は全体の 8 割近くの職場が指定されている。

加えて、本市の令和 7 年度における教職員の勤務時間を除く在

校等時間（以下「時間外在校等時間」という。）の月平均は35時間となっており、個人別でも時間外在校等時間が月80時間超であった教職員の割合は2%と、減少傾向ではあるものの、一定数存在している。

（イ）長時間労働の是正に向けて

職員の心身の健康確保や柔軟な働き方の実現だけでなく、有為・有能な人材の確保や職員の離職防止のためにも、長時間労働の是正は重要な課題である。

任命権者においては、令和8年4月から「ジブン時間応援プロジェクト」の取組みを開始し、定時退庁できる日を増やす、全庁一斉定時退庁日の徹底、テレワークの積極活用を3つの柱として推進し、日々奮闘している職員一人ひとりが、メリハリをつけ、業務多忙の中にあっても、育児や介護などの家庭生活、趣味・自己研鑽・地域での活動、自らのリフレッシュなどの「ジブン時間」を確保することを後押しするなど、時間外勤務の縮減に努めているところである。

今後は、より一層その取組みを推進し、業務プロセス改革やDXの推進等の業務の効率化を進め、公務能率の向上を図るとともに、特定の所属や職員に時間外勤務が偏ることのないよう努められたい。また、時間外勤務の上限規制について、他律的業務職場の指定に関しては限定的なものとなるよう適切に運用・周知するとともに、特例業務に関しては要因の整理と分析・検証を行い、その原因への対策を講じられたい。

令和7年6月に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法が改正され、教職員の働き方改革の一層の推進に向け、「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定が義務付けられた。本市では「学校における働き方改革プラン」を同計画として位置づけ、取組みを進めているところである。教育委員会においては、時間外在校等時間の削減をするにあたり、時間外在校等時間の実態把握及び健康確保措置に努め、教職員一人ひとりの心身の健康を保持しながら働きがいの向上を図られたい。

あわせて任命権者においては、長時間労働により産業医等との面接対象となった職員が確実に面接を受けるよう丁寧に勧奨する等、引き続き職員の健康障害の未然防止に努められたい。

本委員会としても、労働基準監督機関として、長時間労働の是正に向けて適切に対応していく。

ウ 職員の健康管理

職員一人ひとりが安心して十分に能力を発揮するためには、職員の健康の維持・増進が重要となり、任命権者においては、職員の健康を適切に管理していくことが求められる。

近年では、医療技術の発達に伴い、以前では職場復帰が困難であった疾病から、復帰できる者が増えてきていると言われていたが、一方で、そのような職員はフルタイムでの勤務が難しい状況にあることも多い。

任命権者においては、職員が健康的に働き続けられるよう、疾病予防への支援策や柔軟な働き方の推進を含めた、治療と仕事の両立支援について、国や他団体の状況を参考に、調査・研究を進められたい。

また、全国的にもメンタルヘルス不調を理由とした休職者数は増加傾向にあり、メンタルヘルスの不調は、一般的に療養が長期にわたるだけでなく、他の疾病に比べて再発率が高いとされている。

本市では、「第2次千葉市職員のためのこころの健康づくり計画」を策定し、若手職員を対象としたメンタル支援の推進やワーク・エンゲージメントの向上に関する事業を新規施策として位置づけて、取り組みを進めている。さらに、令和8年3月には「管理監督者のためのメンタルヘルス対策の手引き」を改訂し、メンタルヘルス不調者の早期発見から復職後の対応における、管理監督者の役割などの内容を充実させたところである。

任命権者においては、職員のメンタルヘルス不調を未然に防ぐため、セルフケアの知識や各種相談窓口の情報を積極的に周知するとともに、ストレスチェックや産業医面接の結果等を基に、疾病の発生と長時間労働や職場環境などとの要因分析を進め、より効果的な対応を検討するなど、引き続き職員の健康管理について適切に取り組まれたい。

エ ハラスメント対策

ハラスメントは、職員個人の人格や尊厳を傷つけ、職員の能力発揮を妨げるものであるとともに、職場環境を悪化させ、円滑な公務運営に支障を来すものである。

引き続き、全ての職場においてハラスメント防止対策を徹底し、管理職のみならず全ての職員が当事者意識をもち、職場全体に関わる問題として認識を深めることが必要である。

(ア) ハラスメントの現状・対策

ハラスメント苦情相談のうち、パワー・ハラスメントに関する相談が全体の約 9 割を占めている状況であるが、セクシュアル・ハラスメントに関する相談も未だに寄せられていることから、研修等を通じ、ハラスメントについての正しい理解を深めるとともに、ハラスメントを未然に防ぐための行動を職位にかかわらず周知徹底するなど、職員の意識変容を促すことが重要である。

また、ハラスメントを防ぐためには風通しの良い職場環境づくりが有効であることから、ハラスメントを意識するあまり、職員同士のコミュニケーションが希薄となることのないように、積極的な対話を心がけ、適度なコミュニケーションを図ることも大切である。

一方で、パワー・ハラスメントに関する相談の中には、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導も含まれていることがあると考えられる。

任命権者においては、職員に対しては、適正な業務指示や指導を受けた際は、真摯に受け止め業務遂行に生かすことが重要であること、上司・管理職に対しては、パワー・ハラスメントをはじめセクシュアル・ハラスメントなど各種ハラスメントに留意した指導方法やコミュニケーションの取り方、風通しの良い職場環境づくりを進める必要があることへの理解を深め、各職場において実践されるよう、引き続き効果的な研修の実施や支援の充実に努められたい。

(イ) カスタマーハラスメント対策

労働者への安全配慮の観点から、令和 7 年 6 月に労働施策総合推進法の改正が行われ、令和 8 年 10 月 1 日から、企業等にはカスタマーハラスメント防止のため、雇用管理上、必要な措置を講じることが義務付けられた。

本市では、令和 8 年 2 月に「千葉市職員カスタマーハラスメント対策基本方針」及び対応マニュアルを策定した。本方針では、職員をカスタマーハラスメントから守り、良好な職場環境を確保するとともに、質の高い行政サービスを継続的に提供するため、本市の基本的な考え方などの取組みの基本姿勢を示したところである。

市民等から寄せられる意見・要望は、さらなる行政サービス向上や業務改善につながる貴重なものであり、真摯に耳を傾け、丁寧に

対応することが重要である一方、暴力行為や威圧的な言動など、職員の尊厳や人格を傷つける行為などもあり、これらの行為は職場環境の悪化や他の市民への行政サービスの低下を招くおそれがある。

任命権者においては、基本方針について市民の理解や協力を得られるよう周知・啓発に取り組むとともに、職員に対する研修の実施や相談体制の適切な運用などにより、カスタマーハラスメントに対して組織的に対応できるよう、効果的な取組みを推進されたい。

また、令和8年8月には文部科学省が、学校現場における、保護者や地域住民等からの社会通念上許容される範囲を超えた言動への対応指針をまとめた「学校と保護者・地域住民等とのより良い関係構築のためのガイドライン」を作成したところであり、教育委員会においては同ガイドラインも参考に、カスタマーハラスメント対策に取り組まれない。

オ 福利厚生

福利厚生制度は、職員の生活や健康を支援し、仕事に対する意欲を向上させ、職員の定着と組織全体の活性化をもたらすものであり、近年、民間企業においても、人的資本経営の観点等から同制度の充実が重視されている。

特に、人材確保において、学生が就職先を決める際に、「福利厚生制度が充実しているか」を重視する傾向が見られ、制度の整備や拡充は、有為・有能な人材の確保策としても有効な手段の一つとなっている。

そのような中で、公務職場で働く魅力を高めるため、任命権者においては、他団体の事例も参考にしながら、福利厚生制度の充実による効果と市民理解とのバランスを考慮した同制度のあり方について検討されたい。

また、学生からは、公務員の福利厚生制度に関する情報が少ないという意見もあることから、本委員会としても、任命権者と協力しながら効果的な周知方法について検討していく。

カ ワーク・エンゲージメント

全ての職員の活躍を推進するためには、勤務条件を整備するだけでなく、ワーク・エンゲージメントを高め、職員一人ひとりが意欲

的に能力を発揮できる組織づくりが重要である。

特に、近年の若い世代においては、自らが成長できるかどうかを重視する等、仕事に対する意識の変化が見られ、ワーク・エンゲージメントが高いほど離職率が低くなる傾向にあるとされており、採用した人材が本市に定着し成長していくためにも必要である。

ワーク・エンゲージメントの向上においては、組織が目指す方向性や重視する価値をミッション・ビジョン・バリュー（M V V）として定め、これに沿って職員の行動を組織としてどのように引き出し、当該行動と職員個人の業績や組織としての成果とをどう結び付けていくかを考えることは有効な手法と考えられ、民間企業においては、これにパーパス（企業の存在意義）を加え、P M V Vとして取り組んでいる事例も見られる。

任命権者においては、国や他団体等の取組みを参考にしつつ、職員の自律的かつ主体的なキャリア形成の意欲に応えられる人事制度やM V Vの策定について、調査・研究を進められたい。

（３）市民に信頼される組織の実現

公務員倫理の重要性については、本委員会としてもこれまで繰り返し言及してきたところであり、多くの職員が日々職務に精励している一方で、依然として市民からの信頼を大きく損なう不祥事が発生していることは誠に遺憾である。

職員の不祥事は、当該職員個人の問題にとどまらず、組織全体に対する市民からの信頼を損ない、市政運営に支障を来し、周囲の職員の意欲を低下させる等の多大な影響を及ぼすことから、全庁を挙げて発生防止に取り組まなければならない。

そのため、職員一人ひとりが、不祥事は他人事ではなく自らも当事者となりうる問題として捉え、自身の行動を真摯に見つめ直し、律していかなければならない。

任命権者においては、市民から信頼される組織を実現するため、階層別研修や服務管理者制度を通じた継続的な研修や啓発、指導などにより、職員の倫理意識の向上や風通しが良く不祥事の起きにくい職場環境づくりに努められたい。

3 給与勧告制度の意義・役割

人事委員会の給与勧告制度は、労働基本権を制約されている公務員の適正な処遇を確保することを目的とするものであり、民間準拠により公務員給与を決定する仕組みは、市民から支持される納得性の高い給与水準を保障し、人材の確保及び労使関係の安定等を通じて行政運営の安定に寄与するものとする。

本委員会としては、地域の民間給与を的確に反映させた給与勧告を行うとともに、勧告内容の充実に努め、職員の給与について、市民の理解と納得をより一層得られるよう、職員の人事・給与の専門的機関としての責任を果たしていく所存である。

市議会及び市長におかれては、今後とも、給与勧告制度の意義・役割を十分認識して対処されることを要望する。

< 参考 >

給与決定に関する諸原則

地方公務員法に定める給与決定の原則には次のようなものがある。

① 情勢適応の原則（第14条第1項）

地方公共団体は、職員の勤務条件が社会一般の情勢（国全体の社会、労働、経済等の状況や、それぞれの地方公共団体の地域的事情等）に適応するような措置を講じなくてはならない。

② 職務給の原則（第24条第1項）

職員の給与は職務と責任に応ずるもの、すなわち、地方公共団体に対する貢献度に応じて決定されなければならない。

③ 均衡の原則（第24条第2項）

職員の給与は、民間企業の賃金や国及び他の地方公共団体の公務員の給与等を考慮して定めなければならない。

④ 条例主義（第24条第5項）

職員の給与は議会の議決に基づく条例によって定めなければならない。

○ 地方公務員法（抜粋）

（情勢適応の原則）

第14条 地方公共団体は、この法律に基いて定められた給与、勤務時間その他の勤務条件が社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置を講じなければならない。

（給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準）

第24条 職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。

2 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。

5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

勸 告

本委員会は、別紙第 1 で述べた報告に基づき、次の措置をとられるよう勧告する。

1 給料

現行の給料表を別記のとおり改定すること。

2 初任給調整手当

医療職給料表（１）の適用を受ける職員に対する支給月額を限度を 238,700円とすること。

3 期末手当及び勤勉手当

（１）令和 8 年 12 月期の支給割合

ア 下記イ及びウ以外の職員

12月に支給される期末手当の支給割合を1.2875月分（特定管理職員にあっては1.0875月分）とし、12月に支給される勤勉手当の支給割合を1.0875月分（特定管理職員にあっては1.2875月分）とすること。

イ 定年前再任用短時間勤務職員

12月に支給される期末手当の支給割合を0.7375月分（特定管理職員にあっては0.6375月分）とし、12月に支給される勤勉手当の支給割合を0.5375月分（特定管理職員にあっては0.6375月分）とすること。

ウ 特定任期付職員

12月に支給される期末手当の支給割合を0.9875月分とし、12月に支給される勤勉手当の支給割合を0.9125月分とすること。

（２）令和 9 年 6 月期以降の支給割合

ア 下記イ及びウ以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.275月分（特定管理職員にあってはそれぞれ1.075月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.075月分（特定管理

職員にあってはそれぞれ1.275月分) とすること。

イ 定年前再任用短時間勤務職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.725月分(特定管理職員にあってはそれぞれ0.625月分)とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.525月分(特定管理職員にあってはそれぞれ0.625月分) とすること。

ウ 特定任期付職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.975月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.90月分 とすること。

4 改定の実施時期

この改定は、令和8年4月1日から実施すること。

ただし、3の(1)については令和8年12月1日から、3の(2)については令和9年4月1日から実施すること。

別記

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	181,400	225,100	269,400	352,500	364,100	400,600	484,300	541,300
	2	183,600	227,400	270,400	354,700	366,300	402,900	494,000	547,200
	3	185,800	229,700	271,400	356,900	368,500	405,200	503,000	552,200
	4	188,000	232,000	272,400	359,100	370,700	407,500	509,400	556,700
	5	190,200	234,000	273,400	361,200	372,600	409,800	514,000	560,600
	6	192,700	235,900	274,800	363,300	374,500	412,100	518,300	564,100
	7	195,200	237,800	276,200	365,400	376,400	414,400	521,900	567,000
	8	197,700	239,700	277,600	367,500	378,300	416,700	525,200	569,500
	9	200,100	241,500	278,800	369,600	380,200	418,800	527,900	571,500
	10	202,600	242,700	280,100	371,500	382,500	420,900	529,900	
	11	205,100	243,900	281,400	373,400	384,800	423,000		
	12	207,600	245,100	282,700	375,300	387,100	425,100		
	13	209,800	246,200	283,700	376,900	389,400	427,000		
	14	210,800	247,100	284,900	378,700	391,700	429,400		
	15	211,800	248,000	286,100	380,500	394,000	431,800		
	16	212,800	248,900	287,300	382,300	396,300	434,200		
	17	213,500	249,700	288,500	384,100	398,600	436,400		
	18	214,700	250,500	289,900	385,700	401,100	438,500		
	19	215,900	251,300	291,300	387,300	403,600	440,600		
	20	217,100	252,100	292,700	388,900	406,100	442,700		
	21	218,000	252,700	293,800	390,400	408,300	444,500		
	22	219,100	253,400	295,200	392,100	410,000	445,800		
	23	220,200	254,100	296,600	393,800	411,700	447,100		
	24	221,300	254,800	298,000	395,500	413,400	448,400		
	25	222,200	255,500	299,300	397,200	415,100	449,700		
	26	223,600	256,300	300,800	398,700	416,700	450,800		
	27	225,000	257,100	302,300	400,200	418,300	451,900		
	28	226,400	257,900	303,800	401,700	419,900	453,000		
	29	227,600	258,400	305,200	403,100	421,200	453,900		
	30	228,800	259,200	306,800	404,600	422,500	454,700		
	31	230,000	260,000	308,400	406,100	423,800	455,500		
	32	231,200	260,800	310,000	407,600	425,100	456,300		
	33	232,200	261,500	311,500	408,800	426,100	456,900		
	34	233,300	262,500	313,100	410,000	427,300	457,700		
	35	234,400	263,500	314,700	411,200	428,500	458,500		
	36	235,500	264,500	316,300	412,400	429,700	459,300		
	37	236,500	265,400	317,600	413,500	430,900	459,900		
	38	237,500	266,300	319,400	414,500	431,800	460,200		
	39	238,500	267,200	321,200	415,500	432,700	460,500		
	40	239,500	268,100	323,000	416,500	433,600	460,800		
	41	240,300	269,000	324,700	417,200	434,400	460,900		
	42	241,000	270,000	326,500	418,000	435,300	461,000		
	43	241,700	271,000	328,300	418,800	436,200	461,100		
	44	242,400	272,000	330,100	419,600	437,100	461,200		

定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	45	242,900	272,700	331,700	420,400	437,800	461,300		
	46	243,600	273,900	333,600	421,100	438,300	461,500		
	47	244,300	275,100	335,500	421,800	438,800	461,700		
	48	245,000	276,300	337,400	422,500	439,300	461,900		
	49	245,700	277,400	339,000	422,900	439,700	462,100		
	50	246,500	278,600	340,800	423,500	440,300	462,500		
	51	247,300	279,800	342,600	424,100	440,900	462,900		
	52	248,100	281,000	344,400	424,700	441,500	463,300		
	53	248,700	282,000	346,000	425,200	441,800	463,600		
	54	249,300	283,300	347,800	425,700	442,200	464,400		
	55	249,900	284,600	349,600	426,200	442,600	465,200		
	56	250,500	285,900	351,400	426,700	443,000	466,000		
	57	251,000	287,000	352,900	427,000	443,200	466,800		
	58	251,700	288,000	354,600	427,500	443,400	467,300		
	59	252,400	289,000	356,300	428,000	443,600	467,800		
	60	253,100	290,000	358,000	428,500	443,800	468,300		
	61	253,500	291,000	359,600	428,700	443,900	468,600		
	62	254,100	292,200	361,300	429,000	444,500	469,000		
	63	254,700	293,400	363,000	429,300	445,100	469,400		
	64	255,300	294,600	364,700	429,600	445,700	469,800		
	65	255,600	295,600	366,200	429,700	446,300	470,100		
	66	256,100	296,800	367,800	430,100	446,900	470,300		
	67	256,600	298,000	369,400	430,500	447,500	470,500		
	68	257,100	299,200	371,000	430,900	448,100	470,700		
	69	257,400	300,200	372,400	431,000	448,500	470,900		
	70	257,900	301,400	373,700	431,300	448,700	471,600		
	71	258,400	302,600	375,000	431,600	448,900	472,300		
	72	258,900	303,800	376,300	431,900	449,100	473,000		
	73	259,300	304,800	377,600	432,000	449,200	473,700		
	74	259,900	305,900	378,700	432,200	449,400	474,200		
	75	260,500	307,000	379,800	432,400	449,600	474,700		
	76	261,100	308,100	380,900	432,600	449,800	475,200		
	77	261,600	309,000	381,900	432,700	449,900	475,600		
	78	262,000	310,100	382,600					
	79	262,400	311,200	383,300					
	80	262,800	312,300	384,000					
	81	263,100	313,300	384,600					
	82		314,500	384,800					
	83		315,700	385,000					
	84		316,900	385,200					
	85		317,900	385,400					
	86			385,600					
	87			385,800					
	88			386,000					
	89			386,200					
	90			386,400					
	91			386,600					
	92			386,800					

93			386,900						
94			387,000						
95			387,100						
96			387,200						
97			387,300						
98			387,400						
99			387,500						
100			387,600						
101			387,700						
102			387,800						
103			387,900						
104			388,000						
105			388,100						
106			388,200						
107			388,300						
108			388,400						
109			388,500						
定年前再任用短 時間勤務職員	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円
	211,300	239,200	268,200	302,800	318,800	336,800	401,200	450,300	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員（会計年度任用職員等及び技能労務職員を除く。）に適用する。

教育職給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	221,000	245,900	341,000	371,500	461,800
	2	225,200	248,100	342,800	372,900	463,100
	3	229,400	250,300	344,600	374,300	464,400
	4	233,600	252,500	346,400	375,700	465,700
	5	237,800	254,600	347,900	376,900	466,700
	6	239,400	256,900	349,900	378,800	468,000
	7	241,000	259,200	351,900	380,700	469,300
	8	242,600	261,500	353,900	382,600	470,600
	9	244,100	263,500	355,600	384,200	471,600
	10	245,800	266,100	357,500	386,100	472,800
	11	247,500	268,700	359,400	388,000	474,000
	12	249,200	271,300	361,300	389,900	475,200
	13	250,600	273,600	363,100	391,500	476,200
	14	252,400	275,000	365,000	392,700	477,100
	15	254,200	276,400	366,900	393,900	478,000
	16	256,000	277,800	368,800	395,100	478,900
	17	257,700	279,200	370,700	396,200	479,600
	18	260,600	281,000	372,600	397,400	480,100
	19	263,500	282,800	374,500	398,600	480,600
	20	266,400	284,600	376,400	399,800	481,100
	21	269,300	286,200	378,200	400,900	481,500
	22	271,300	287,700	379,600	402,100	482,000
	23	273,300	289,200	381,000	403,300	482,500
	24	275,300	290,700	382,400	404,500	483,000
	25	277,100	291,900	383,600	405,400	483,500
	26	278,400	293,400	385,000	406,500	484,100
	27	279,700	294,900	386,400	407,600	484,700
	28	281,000	296,400	387,800	408,700	485,300
	29	282,300	297,700	389,000	409,800	485,600
	30	283,600	299,700	390,400	410,900	486,100
	31	284,900	301,700	391,800	412,000	486,600
	32	286,200	303,700	393,200	413,100	487,100
	33	287,500	305,400	394,300	414,200	487,600
	34	288,900	307,200	395,500	414,900	
	35	290,300	309,000	396,700	415,600	
	36	291,700	310,800	397,900	416,300	
	37	293,000	312,300	398,900	417,000	
	38	294,300	314,200	400,100	418,600	
	39	295,600	316,100	401,300	420,200	
	40	296,900	318,000	402,500	421,800	
	41	297,900	319,700	403,400	423,400	
	42	299,100	321,600	404,600	424,600	
	43	300,300	323,500	405,800	425,800	
	44	301,500	325,400	407,000	427,000	

定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	45	302,600	327,000	407,900	428,000
	46	303,700	328,300	409,000	429,200
	47	304,800	329,600	410,100	430,400
	48	305,900	330,900	411,200	431,600
	49	306,900	332,000	412,300	432,700
	50	307,900	333,500	413,100	433,400
	51	308,900	335,000	413,900	434,100
	52	309,900	336,500	414,700	434,800
	53	310,800	338,000	415,500	435,500
	54	311,900	339,700	416,600	436,600
	55	313,000	341,400	417,700	437,700
	56	314,100	343,100	418,800	438,800
	57	315,100	344,800	419,600	439,800
	58	316,300	346,700	420,900	440,900
	59	317,500	348,600	422,200	442,000
	60	318,700	350,500	423,500	443,100
	61	319,700	352,200	424,800	444,000
	62	320,500	354,100	425,400	445,100
	63	321,300	356,000	426,000	446,200
	64	322,100	357,900	426,600	447,300
	65	322,700	359,500	427,000	448,200
	66	323,800	360,800	428,400	448,600
	67	324,900	362,100	429,800	449,000
	68	326,000	363,400	431,200	449,400
	69	327,000	364,400	432,600	449,600
	70	327,900	366,100	433,000	450,000
	71	328,800	367,800	433,400	450,400
	72	329,700	369,500	433,800	450,800
	73	330,300	371,200	434,100	450,900
	74	331,300	372,700	434,700	451,200
	75	332,300	374,200	435,300	451,500
	76	333,300	375,700	435,900	451,800
	77	334,000	377,100	436,400	452,000
	78	334,800	378,600	437,200	452,300
	79	335,600	380,100	438,000	452,600
	80	336,400	381,600	438,800	452,900
	81	337,100	383,000	439,400	453,000
	82	337,800	384,300	440,000	453,300
	83	338,500	385,600	440,600	453,600
	84	339,200	386,900	441,200	453,900
	85	339,600	387,900	441,500	454,000
	86	340,200	389,000	441,800	454,300
	87	340,800	390,100	442,100	454,600
	88	341,400	391,200	442,400	454,900
	89	341,800	392,200	442,500	455,000
	90	342,000	393,300	442,800	
	91	342,200	394,400	443,100	
	92	342,400	395,500	443,400	

93	342, 600	396, 500	443, 500
94	343, 100	397, 600	443, 800
95	343, 600	398, 700	444, 100
96	344, 100	399, 800	444, 400
97	344, 400	400, 700	444, 500
98	345, 100	401, 600	
99	345, 800	402, 500	
100	346, 500	403, 400	
101	347, 200	404, 300	
102	347, 500	405, 200	
103	347, 800	406, 100	
104	348, 100	407, 000	
105	348, 400	407, 800	
106	348, 600	408, 700	
107	348, 800	409, 600	
108	349, 000	410, 500	
109	349, 200	411, 300	
110	349, 400	412, 200	
111	349, 600	413, 100	
112	349, 800	414, 000	
113	350, 000	414, 700	
114	350, 200	415, 600	
115	350, 400	416, 500	
116	350, 600	417, 400	
117	350, 700	418, 200	
118	350, 900	419, 000	
119	351, 100	419, 800	
120	351, 300	420, 600	
121	351, 500	421, 100	
122	351, 700	421, 800	
123	351, 900	422, 500	
124	352, 100	423, 200	
125	352, 300	423, 700	
126	352, 500	424, 300	
127	352, 700	424, 900	
128	352, 900	425, 500	
129	353, 100	426, 100	
130	353, 300	426, 600	
131	353, 500	427, 100	
132	353, 700	427, 600	
133	353, 900	428, 000	
134	354, 100	428, 300	
135	354, 300	428, 600	
136	354, 500	428, 900	
137	354, 700	429, 100	
138	354, 900	429, 400	
139	355, 100	429, 700	
140	355, 300	430, 000	

	141	355,500	430,300			
	142	355,700	430,600			
	143	355,900	430,900			
	144	356,100	431,200			
	145	356,300	431,400			
	146	356,500	431,700			
	147	356,700	432,000			
	148	356,900	432,300			
	149	357,100	432,400			
	150	357,300	432,700			
	151	357,500	433,000			
	152	357,700	433,300			
	153	357,900	433,400			
	154	358,100	433,700			
	155	358,300	434,000			
	156	358,500	434,300			
	157	358,700	434,400			
	158	358,900	434,600			
	159	359,100	434,800			
	160	359,300	435,000			
	161	359,500	435,200			
定年前再任用短 時間勤務職員		基準給料月額 円 262,400	基準給料月額 円 309,200	基準給料月額 円 337,500	基準給料月額 円 367,000	基準給料月額 円 455,200

備考

- この表は、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、助教諭その他の職員（特定任期付職員を除く。）で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額は、この表の額に31,700円を、その職務の級が5級である職員の給料月額はこの表の額に24,200円を加算した額とする。

医療職給料表（１）

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	355,200	417,900	497,800	611,800
	2	357,900	421,800	500,100	618,100
	3	360,600	425,700	502,400	623,100
	4	363,300	429,600	504,700	627,900
	5	365,800	433,500	507,000	631,900
	6	368,500	437,400	509,100	635,400
	7	371,200	441,300	511,200	638,400
	8	373,900	445,200	513,300	640,900
	9	376,400	449,100	515,400	
	10	379,400	452,500	517,700	
	11	382,400	455,900	520,000	
	12	385,400	459,300	522,300	
	13	388,300	462,700	524,400	
	14	391,500	465,600	526,300	
	15	394,700	468,500	528,200	
	16	397,900	471,400	530,100	
	17	400,800	474,300	531,800	
	18	403,700	477,200	533,900	
	19	406,600	480,100	536,000	
	20	409,500	483,000	538,100	
	21	412,300	485,900	540,200	
	22	415,300	488,200	541,900	
	23	418,300	490,500	543,600	
	24	421,300	492,800	545,300	
	25	424,200	494,800	546,900	
	26	427,200	496,200	548,700	
	27	430,200	497,600	550,500	
	28	433,200	499,000	552,300	
	29	436,200	500,200	553,800	
	30	439,200	501,700	555,500	
	31	442,200	503,200	557,200	
	32	445,200	504,700	558,900	
	33	448,200	506,200	560,400	
	34	451,100	507,800	561,900	
	35	454,000	509,400	563,400	
	36	456,900	511,000	564,900	
	37	459,600	512,500	566,300	
	38	462,300	514,200	567,200	
	39	465,000	515,900	568,100	
	40	467,700	517,600	569,000	
	41	470,200	519,000	569,600	
	42	472,900	520,700	570,800	
	43	475,600	522,400	572,000	
	44	478,300	524,100	573,200	

定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	45	480,800	525,700	574,400	
	46	482,300	526,900	575,900	
	47	483,800	528,100	577,400	
	48	485,300	529,300	578,900	
	49	486,800	530,300	580,400	
	50	488,200	530,900	581,400	
	51	489,600	531,500	582,400	
	52	491,000	532,100	583,400	
	53	492,300	532,700	584,200	
	54	493,700	533,300	585,300	
	55	495,100	533,900	586,400	
	56	496,500	534,500	587,500	
	57	497,600	535,000	588,300	
	58	499,100	535,600	589,500	
	59	500,600	536,200	590,700	
	60	502,100	536,800	591,900	
	61	503,600	537,300	592,800	
	62	505,100	537,900	593,700	
	63	506,600	538,500	594,600	
	64	508,100	539,100	595,500	
	65	509,300	539,600	596,200	
	66	510,100	540,300	597,100	
	67	510,900	541,000	598,000	
	68	511,700	541,700	598,900	
	69	512,500	542,300	599,600	
	70	513,400	542,800	600,000	
	71	514,300	543,300	600,400	
	72	515,200	543,800	600,800	
	73	515,900	544,000	601,000	
	74	516,600	544,500	601,400	
	75	517,300	545,000	601,800	
	76	518,000	545,500	602,200	
	77	518,600	545,900	602,500	
	78	518,900	546,600	602,900	
	79	519,200	547,300	603,300	
	80	519,500	548,000	603,700	
	81	519,600	548,500	603,900	
	82		549,200	604,300	
	83		549,900	604,700	
	84		550,600	605,100	
	85		551,200	605,400	
	86		552,000	605,700	
	87		552,800	606,000	
	88		553,600	606,300	
	89		554,400	606,600	
定年前再任用 短時間勤務職員		基準給料月額 円 338,500	基準給料月額 円 388,300	基準給料月額 円 430,200	基準給料月額 円 498,700

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師（特定任期付職員を除く。）で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表（２）

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	191,900	237,600	277,000	369,900	399,400	437,900
	2	196,900	239,100	277,700	372,400	401,900	439,700
	3	201,900	240,600	278,400	374,900	404,400	441,500
	4	206,900	242,100	279,100	377,400	406,900	443,300
	5	211,800	243,600	279,600	379,800	409,200	445,100
	6	213,400	245,100	280,400	382,100	411,600	446,600
	7	215,000	246,600	281,200	384,400	414,000	448,100
	8	216,600	248,100	282,000	386,700	416,400	449,600
	9	218,000	249,500	282,600	388,900	418,500	450,800
	10	219,400	250,300	283,400	391,300	420,700	451,800
	11	220,800	251,100	284,200	393,700	422,900	452,800
	12	222,200	251,900	285,000	396,100	425,100	453,800
	13	223,600	252,600	285,600	398,200	427,100	454,800
	14	225,300	253,700	286,600	400,300	428,900	455,700
	15	227,000	254,800	287,600	402,400	430,700	456,600
	16	228,700	255,900	288,600	404,500	432,500	457,500
	17	230,100	256,700	289,500	406,600	434,300	458,100
	18	231,700	257,500	290,900	408,700	435,600	458,900
	19	233,300	258,300	292,300	410,800	436,900	459,700
	20	234,900	259,100	293,700	412,900	438,200	460,500
	21	236,500	259,900	295,000	414,900	439,400	461,300
	22	237,800	260,800	296,700	416,600	440,400	461,900
	23	239,100	261,700	298,400	418,300	441,400	462,500
	24	240,400	262,600	300,100	420,000	442,400	463,100
	25	241,600	263,200	301,500	421,700	443,200	463,700
	26	242,600	264,700	302,800	422,900	444,100	464,200
	27	243,600	266,200	304,100	424,100	445,000	464,700
	28	244,600	267,700	305,400	425,300	445,900	465,200
	29	245,400	269,100	306,700	426,500	446,800	465,500
	30	246,500	269,900	308,800	427,500	447,600	466,200
	31	247,600	270,700	310,900	428,500	448,400	466,900
	32	248,700	271,500	313,000	429,500	449,200	467,600
	33	249,500	272,000	314,900	430,500	449,800	468,100
	34	250,300	272,800	316,900	431,500	450,600	468,500
	35	251,100	273,600	318,900	432,500	451,400	468,900
	36	251,900	274,400	320,900	433,500	452,200	469,300
	37	252,600	274,900	322,800	434,300	452,800	469,500
	38	253,500	275,400	324,800	435,300	453,500	469,800
	39	254,400	275,900	326,800	436,300	454,200	470,100
	40	255,300	276,400	328,800	437,300	454,900	470,400
	41	256,200	276,900	330,800	438,000	455,400	470,700
	42	257,100	277,600	332,900	438,800	456,000	470,900
	43	258,000	278,300	335,000	439,600	456,600	471,100
	44	258,900	279,000	337,100	440,400	457,200	471,300

定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	45	259,800	279,400	338,900	441,100	457,700	471,500
	46	260,500	280,200	340,900	441,800	458,100	471,700
	47	261,200	281,000	342,900	442,500	458,500	471,900
	48	261,900	281,800	344,900	443,200	458,900	472,100
	49	262,500	282,600	346,900	443,900	459,200	472,200
	50	263,300	283,800	348,800	444,600	459,600	
	51	264,100	285,000	350,700	445,300	460,000	
	52	264,900	286,200	352,600	446,000	460,400	
	53	265,700	287,100	354,500	446,600	460,800	
	54	266,700	287,900	356,300	447,200	461,100	
	55	267,700	288,700	358,100	447,800	461,400	
	56	268,700	289,500	359,900	448,400	461,700	
	57	269,500	290,200	361,400	448,900	461,800	
	58	270,300	291,400	362,900	449,300		
	59	271,100	292,600	364,400	449,700		
	60	271,900	293,800	365,900	450,100		
	61	272,600	294,800	367,100	450,300		
	62	273,300	295,800	368,300			
	63	274,000	296,800	369,500			
	64	274,700	297,800	370,700			
	65	275,100	298,800	371,800			
	66	275,600	299,600	373,000			
	67	276,100	300,400	374,200			
	68	276,600	301,200	375,400			
	69	277,000	302,000	376,300			
	70	277,700	303,300	377,200			
	71	278,400	304,600	378,100			
	72	279,100	305,900	379,000			
	73	279,800	307,000	379,900			
	74	280,600	307,900	380,800			
	75	281,400	308,800	381,700			
	76	282,200	309,700	382,600			
	77	282,700	310,500	383,400			
	78	283,900	311,100	384,000			
	79	285,100	311,700	384,600			
	80	286,300	312,300	385,200			
	81	287,400	312,800	385,700			
	82	288,200	313,000	386,300			
	83	289,000	313,200	386,900			
	84	289,800	313,400	387,500			
	85	290,300	313,500	387,800			
	86	290,700	313,900	388,400			
	87	291,100	314,300	389,000			
	88	291,500	314,700	389,600			
	89	291,900	314,900	390,200			
	90	292,700	315,200	390,500			
	91	293,500	315,500	390,800			
	92	294,300	315,800	391,100			

	93	294,900	316,000	391,300			
	94	295,900	316,300	391,500			
	95	296,900	316,600	391,700			
	96	297,900	316,900	391,900			
	97	298,900	317,100	392,100			
	98	299,200		392,300			
	99	299,500		392,500			
	100	299,800		392,700			
	101	300,000		392,900			
定年前再任用 短時間勤務職員		基準給料月額 円 208,600	基準給料月額 円 236,500	基準給料月額 円 268,200	基準給料月額 円 283,200	基準給料月額 円 302,900	基準給料月額 円 318,200

備考 この表は、保健所等に勤務する薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、栄養士その他の職員（特定任期付職員を除く。）で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表（３）

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	218,400	273,500	301,900	362,400	374,600	412,700
	2	222,100	275,600	302,500	364,100	376,400	414,900
	3	225,800	277,700	303,100	365,800	378,200	417,100
	4	229,500	279,800	303,700	367,500	380,000	419,300
	5	233,100	281,700	304,100	368,900	381,800	421,200
	6	237,300	282,300	305,100	370,700	383,700	423,400
	7	241,500	282,900	306,100	372,500	385,600	425,600
	8	245,700	283,500	307,100	374,300	387,500	427,800
	9	249,600	284,000	308,100	376,000	389,200	429,800
	10	253,000	284,800	309,000	377,600	391,200	431,700
	11	256,400	285,600	309,900	379,200	393,200	433,600
	12	259,800	286,400	310,800	380,800	395,200	435,500
	13	263,000	287,000	311,600	382,400	397,000	437,300
	14	264,400	287,500	312,400	384,200	398,900	439,100
	15	265,800	288,000	313,200	386,000	400,800	440,900
	16	267,200	288,500	314,000	387,800	402,700	442,700
	17	268,600	289,000	314,700	389,300	404,400	444,300
	18	269,900	289,600	315,600	391,100	406,100	445,800
	19	271,200	290,200	316,500	392,900	407,800	447,300
	20	272,500	290,800	317,400	394,700	409,500	448,800
	21	273,500	291,300	318,200	396,500	410,900	450,300
	22	274,700	291,800	319,400	398,400	412,500	451,400
	23	275,900	292,300	320,600	400,300	414,100	452,500
	24	277,100	292,800	321,800	402,200	415,700	453,600
	25	278,200	293,200	322,900	403,900	417,200	454,700
	26	279,000	293,900	324,100	405,600	418,700	455,700
	27	279,800	294,600	325,300	407,300	420,200	456,700
	28	280,600	295,300	326,500	409,000	421,700	457,700
	29	281,400	295,900	327,500	410,500	423,000	458,400
	30	282,100	296,700	328,700	412,000	424,400	459,500
	31	282,800	297,500	329,900	413,500	425,800	460,600
	32	283,500	298,300	331,100	415,000	427,200	461,700
	33	284,000	298,800	332,200	416,500	428,500	462,600
	34	284,800	299,800	333,500	418,000	429,800	463,200
	35	285,600	300,800	334,800	419,500	431,100	463,800
	36	286,400	301,800	336,100	421,000	432,400	464,400
	37	287,000	302,600	337,300	422,400	433,400	464,900
	38	287,400	303,200	338,400	423,300	434,700	465,400
	39	287,800	303,800	339,500	424,200	436,000	465,900
	40	288,200	304,400	340,600	425,100	437,300	466,400
	41	288,500	305,000	341,700	426,000	438,500	466,900
	42	289,000	305,700	342,700	426,800	439,700	467,100
	43	289,500	306,400	343,700	427,600	440,900	467,300
	44	290,000	307,100	344,700	428,400	442,100	467,500

定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	45	290, 200	307, 600	345, 600	429, 200	443, 100	467, 700
	46	290, 600	308, 500	346, 600	430, 300	444, 000	
	47	291, 000	309, 400	347, 600	431, 400	444, 900	
	48	291, 400	310, 300	348, 600	432, 500	445, 800	
	49	291, 700	311, 200	349, 600	433, 400	446, 400	
	50	292, 100	312, 200	350, 600	433, 900	447, 000	
	51	292, 500	313, 200	351, 600	434, 400	447, 600	
	52	292, 900	314, 200	352, 600	434, 900	448, 200	
	53	293, 300	314, 900	353, 400	435, 400	448, 800	
	54	293, 500	315, 900	354, 500	435, 900	449, 100	
	55	293, 700	316, 900	355, 600	436, 400	449, 400	
	56	293, 900	317, 900	356, 700	436, 900	449, 700	
	57	294, 100	318, 900	357, 800	437, 300	449, 800	
	58	294, 400	320, 100	358, 900	437, 700	450, 100	
	59	294, 700	321, 300	360, 000	438, 100	450, 400	
	60	295, 000	322, 500	361, 100	438, 500	450, 700	
	61	295, 100	323, 500	362, 000	438, 600	450, 800	
	62	295, 400	324, 700	363, 300			
	63	295, 700	325, 900	364, 600			
	64	296, 000	327, 100	365, 900			
	65	296, 100	328, 300	367, 200			
	66	296, 400	329, 500	368, 300			
	67	296, 700	330, 700	369, 400			
	68	297, 000	331, 900	370, 500			
	69	297, 100	332, 900	371, 600			
	70	297, 400	334, 000	372, 600			
	71	297, 700	335, 100	373, 600			
	72	298, 000	336, 200	374, 600			
	73	298, 300	337, 200	375, 500			
	74	298, 800	338, 100	376, 500			
	75	299, 300	339, 000	377, 500			
	76	299, 800	339, 900	378, 500			
	77	300, 000	340, 600	379, 200			
	78	300, 400	341, 300	380, 100			
	79	300, 800	342, 000	381, 000			
	80	301, 200	342, 700	381, 900			
	81	301, 500	343, 400	382, 700			
	82	301, 800	343, 900	383, 600			
	83	302, 100	344, 400	384, 500			
	84	302, 400	344, 900	385, 400			
	85	302, 700	345, 300	386, 100			
	86	303, 000	345, 700	387, 000			
	87	303, 300	346, 100	387, 900			
	88	303, 600	346, 500	388, 800			
	89	303, 800	346, 900	389, 600			
	90	304, 000	347, 500	390, 500			
	91	304, 200	348, 100	391, 400			
	92	304, 400	348, 700	392, 300			

	93	304,500	349,000	393,200			
	94	304,700	349,500	394,000			
	95	304,900	350,000	394,800			
	96	305,100	350,500	395,600			
	97	305,300	351,000	396,200			
	98		351,300	396,900			
	99		351,600	397,600			
	100		351,900	398,300			
	101		352,100	398,700			
	102		352,400	399,300			
	103		352,700	399,900			
	104		353,000	400,500			
	105		353,200	400,900			
	106		353,400	401,400			
	107		353,600	401,900			
	108		353,800	402,400			
	109		353,900	402,900			
	110		354,200	403,400			
	111		354,500	403,900			
	112		354,800	404,400			
	113		355,100	404,700			
	114			405,200			
	115			405,700			
	116			406,200			
	117			406,600			
定年前再任用 短時間勤務職員		基準給料月額 円 206,700	基準給料月額 円 235,600	基準給料月額 円 268,200	基準給料月額 円 283,200	基準給料月額 円 302,900	基準給料月額 円 318,200

備考 この表は、保健所等に勤務する看護師その他の職員（特定任期付職員を除く。）で人事委員会規則で定めるものに適用する。

特定任期付職員給料表

号給	給料月額
	円
1	407,000
2	455,000
3	508,000
4	577,000
5	660,000
6	771,000
7	900,000

備考 この表は、特定任期付職員に適用する。

参 考 資 料

目 次

1 職員給与関係資料

令和8年千葉市職員給与等実態調査の概要	47
第1表 職員の給料表別平均給与月額等	48
第2表 給料表別、級別平均給与月額等	50
第3表 職員の給料表別、職務の級別、号給別人員等	52
第4表 職員の給料表別、職務の級別、年齢別人員等	78
第5表 職員の扶養手当の支給状況	91
第6表 職員の管理職手当の支給状況	92
第7表 職員の住居手当の支給状況	93
第8表 職員の通勤手当の支給状況	93

2 民間給与関係資料

令和8年職種別民間給与実態調査の概要	95
第9表 産業別、企業規模別調査事業所数	98
第10表 企業規模別、職種別、学歴別給与月額等	99
その1 公民給与比較の対象職種	99
1 規模 計	99
2 規模 500人以上	102
3 規模 100人以上500人未満	105
その2 公民給与比較の対象外職種	108
第11表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	110

3 労働経済関係資料

第12表 労働経済指標	112
＜参考＞給与勧告の流れ	114
＜参考＞職員給与と民間給与の比較方法（ラスパイレス方式）	115

1 職員給与関係資料

令和8年千葉市職員給与等実態調査の概要

1 調査の目的及び調査期日

この調査は、本市職員の給与等の実態を把握するため、令和8年4月1日を調査期日として、職員の給与等について調査したものである。

2 調査の対象職員

本市に勤務する一般職の職員を対象とした（技能労務職員及び企業職員については、参考として掲載した。）。ただし、次に掲げる職員は、調査から除外した。

- (1) 臨時的任用職員
- (2) 一般任期付職員
- (3) 会計年度任用職員
- (4) 調査日現在休職中の職員
- (5) 調査日現在育児休業中の職員
- (6) 調査日現在育児短時間勤務をしている職員
- (7) 調査日現在大学院修学休業中の職員
- (8) 調査日現在自己啓発等休業中の職員
- (9) 調査日現在配偶者同行休業中の職員
- (10) 調査日現在在籍専従の許可を受けている職員
- (11) 調査日現在派遣されている職員
- (12) 調査日付けで退職した職員
- (13) 定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用職員及び千葉市職員の給与に関する条例附則第17項により給料月額を決定される職員

3 職員の分類

集計に当たっては、上記対象職員を給料表の種類により以下のとおり分類した。

給 料 表	適 用 職 員
行 政 職 給 料 表	他の給料表の適用を受けないすべての職員
教 育 職 給 料 表	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、助教諭その他の職員
医 療 職 給 料 表（１）	保健所等に勤務する医師及び歯科医師
医 療 職 給 料 表（２）	保健所等に勤務する薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、栄養士その他の職員
医 療 職 給 料 表（３）	保健所等に勤務する看護師その他の職員
特定任期付職員給料表	特定任期付職員

第 1 表 職員の給料表別平均給与月額等

区分 給料表	職員数	性別人員構成比		学歴別人員構成比			
		男	女	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
行政職 (一般)	人 4,761	% 53.2	% 46.8	% 72.3	% 17.6	% 10.1	% 0.0
行政職 (消防)	884	95.6	4.4	43.1	16.7	40.2	0.0
教育職	3,744	48.0	52.0	94.6	5.4	0.1	0.0
医療職(1)	5	80.0	20.0	100.0	0.0	0.0	0.0
医療職(2)	85	37.6	62.4	97.6	2.4	0.0	0.0
特定任期付職員	3	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
計	9,482	55.0	45.0	78.6	12.6	8.8	0.0

(参考)

技能労務職		432	68.5	31.5	9.3	37.7	51.9	1.2
企業 業務 職	水道局	22	81.8	18.2	81.8	9.1	9.1	0.0
	病院局 (行政職)	96	70.8	29.2	72.9	12.5	14.6	0.0
	病院局 (医療職(1))	160	71.9	28.1	100.0	0.0	0.0	0.0
	病院局 (医療職(2))	210	48.6	51.4	81.4	18.6	0.0	0.0
	病院局 (医療職(3))	688	8.0	92.0	20.9	77.6	1.2	0.3
	病院局 (技能労務職)	1	*	*	*	*	*	*
合 計		11,091	52.9	47.1	72.6	17.5	9.8	0.1

- (注) 1 給料には、給料の調整額、教職調整額及び切替えに伴う差額を含む。
2 その他は、初任給調整手当及び単身赴任手当（基礎額）である。
3 計及び合計の欄の平均経験年数には、特定任期付職員は含まれていない。
4 医療職給料表（3）の適用を受ける職員及び病院局の特定任期付職員給料表の適用を受ける職員はいないため、表中の記載は省略した。以下、第6表までについて同じ。
5 性別人員構成比、学歴別人員構成比は、小数点以下第二位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。
6 「*」は、調査実人員が1人の場合である。

平 均 給 与 月 額							平 均	平 均	平 均
給 料	扶養手当	管理職手当	地域手当	住居手当	そ の 他	計	年 齢	経 年	扶 養
円	円	円	円	円	円	円	歳	年	人
338,043	7,382	11,550	49,976	6,745	6	413,702	40.4	17.8	0.7
310,655	11,787	7,790	46,232	8,096	68	384,628	35.2	14.3	1.2
383,848	7,523	5,414	55,550	6,897	0	459,232	39.1	16.2	0.7
539,680	3,200	112,400	104,845	10,800	151,560	922,485	53.8	24.7	0.2
354,115	6,312	3,947	51,012	6,640	2,365	424,391	42.1	17.3	0.6
562,333	0	0	78,727	0	0	641,060	62.3		0.0
353,897	7,834	8,758	51,875	6,930	111	429,406	39.4	16.8	0.7

330,085	8,862	0	47,453	5,381	0	391,781	46.9	24.2	0.8
338,823	12,727	18,386	51,791	3,682	0	425,409	40.3	17.3	1.2
331,029	8,667	10,801	49,070	8,416	0	407,983	42.3	17.5	0.8
530,696	13,778	7,673	88,344	5,569	262,583	908,643	45.3	18.4	1.3
332,962	6,738	2,662	47,931	8,719	0	399,012	37.0	13.3	0.6
322,721	4,221	1,008	45,913	8,336	0	382,199	35.8	13.3	0.3
*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
352,965	7,731	7,841	51,760	6,977	3,883	431,157	39.6	16.8	0.7

第２表 給料表別、級別平均給与月額等

(１) 行政職給料表（一般）

級	職員数	平均給与月額							平均年齢	平均経験年数	平均扶養親族数
		給料	扶養手当	管理職手当	地域手当	住居手当	その他	合計額			
全	人 4,761	円 338,043	円 7,382	円 11,550	円 49,976	円 6,745	円 6	円 413,703	歳 40.4	年 17.8	人 0.7
1	122	221,559	758	0	31,124	6,657	0	260,099	25.2	4.2	0.1
2	1,049	247,856	854	0	34,819	11,450	0	294,979	27.7	5.2	0.1
3	2,072	330,154	7,141	0	47,221	6,749	14	391,280	40.6	18.1	0.7
4	804	398,742	13,179	0	57,669	4,223	0	473,814	47.6	24.7	1.2
5	354	425,547	13,201	67,100	70,819	2,637	0	579,303	51.3	28.8	1.1
6	274	450,776	12,577	78,200	75,817	2,776	0	620,147	54.3	31.3	1.1
7	68	497,128	7,191	109,618	85,951	2,779	0	702,667	56.3	33.2	0.9
8	18	542,350	8,722	130,883	95,474	1,500	0	778,929	56.8	33.7	0.9

(注) 1 「給料」には、給料の調整額、教職調整額及び切替えに伴う差額を含む。(以下本表において同じ。)

2 「その他」は初任給調整手当及び単身赴任手当(基礎額)である。(以下本表において同じ。)

(２) 行政職給料表（消防）

級	職員数	平均給与月額							平均年齢	平均経験年数	平均扶養親族数
		給料	扶養手当	管理職手当	地域手当	住居手当	その他	合計額			
全	人 884	円 310,655	円 11,787	円 7,790	円 46,232	円 8,096	円 68	円 384,628	歳 35.2	年 14.3	人 1.2
1	74	214,565	0	0	30,039	7,376	0	251,980	21.5	1.9	0.0
2	289	246,460	2,927	0	34,914	13,816	0	298,117	26.6	5.7	0.3
3	284	315,101	15,894	0	46,339	6,581	0	383,916	36.6	15.7	1.6
4	147	394,987	23,204	0	58,547	4,180	408	481,326	45.2	23.8	2.2
5	46	426,237	19,935	67,100	71,858	1,761	0	586,891	51.1	29.9	1.9
6	33	450,294	18,121	78,200	76,526	1,636	0	624,778	54.1	32.7	1.6
7	10	497,200	13,400	108,700	86,702	0	0	706,002	57.3	35.3	1.3
8	1	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*

(注) 「*」は、職員数が２人以下の場合である。(以下本表において同じ。)

(３) 教育職給料表

級	職員数	平均給与月額							平均年齢	平均経験年数	平均扶養親族数
		給料	扶養手当	管理職手当	地域手当	住居手当	その他	合計額			
全	人 3,744	円 383,848	円 7,523	円 5,414	円 55,550	円 6,897	円 0	円 459,232	歳 39.1	年 16.2	人 0.7
1	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
2	3,410	377,302	6,796	0	53,773	7,395	0	445,266	37.8	14.9	0.6
3	10	447,932	8,050	0	63,837	2,700	0	522,518	52.7	30.3	0.7
4	179	442,325	20,321	56,948	72,743	2,093	0	594,431	48.4	25.2	1.7
5	145	461,194	8,762	69,500	75,524	1,418	0	616,398	56.6	33.6	0.8

(4) 医療職給料表(1)

級	職員数	平均給与月額							平均年齢	平均経験 年数	平均扶養 親族数
		給料	扶養手当	管理職手当	地域手当	住居手当	その他	合計額			
全	人 5	円 539,680	円 3,200	円 112,400	円 104,845	円 10,800	円 151,560	円 922,485	歳 53.8	年 24.7	人 0.2
1	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
2	3	491,933	0	92,133	93,451	18,000	196,967	892,484	49.8	19.8	0.0
3	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
4	2	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*

(5) 医療職給料表(2)

級	職員数	平均給与月額							平均年齢	平均経験 年数	平均扶養 親族数
		給料	扶養手当	管理職手当	地域手当	住居手当	その他	合計額			
全	人 85	円 354,115	円 6,312	円 3,947	円 51,012	円 6,640	円 2,365	円 424,391	歳 42.1	年 17.3	人 0.6
1	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
2	13	267,600	2,538	0	37,819	10,385	4,615	322,958	31.0	5.9	0.2
3	49	341,245	6,980	0	48,751	7,661	2,878	407,515	40.9	15.8	0.7
4	18	426,333	6,083	0	60,538	1,500	0	494,455	50.0	26.3	0.5
5	5	445,200	10,400	67,100	73,178	5,400	0	601,278	54.1	28.3	1.0
6	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0

第3表 職員の給料表別、職務の級別、号給別人員等

(1) 行政職給料表（一般）

号給	1		2		3		4		5		6		7		8	
	給料月額 円	人数	給料月額 円	人数	給料月額 円	人数	給料月額 円	人数	給料月額 円	人数	給料月額 円	人数	給料月額 円	人数	給料月額 円	人数
1	179,400		215,600		255,700		336,300		342,400		383,600		466,900	2	523,600	
2	180,700		217,700		256,500		338,500		344,600		386,000		476,600		529,500	
3	182,000		219,800		257,300		340,700		346,800		388,400		485,900	9	534,600	3
4	183,300		221,900		258,100	1	342,900		349,000		390,800		492,600	18	539,100	3
5	184,400		223,700		258,900	19	345,000	8	350,900		392,900		497,400	13	543,100	6
6	185,900		225,400		260,100	3	347,100		353,000		395,200	1	501,800	12	546,600	5
7	187,400		227,100	7	261,300	18	349,200	17	355,100		397,500		505,500	2	549,600	1
8	188,900		228,800	2	262,500	2	351,300		357,200	1	399,800		509,000	6	552,100	
9	190,400		230,300	89	263,700	24	353,400	11	359,000		402,000		511,700	2	554,100	
10	192,200		231,500	2	264,900	3	355,300	1	361,300		404,100		513,700	4		
11	194,000		232,700	14	266,100	28	357,200	5	363,600		406,200					
12	195,800		233,900	5	267,300	2	359,100	3	365,900		408,300					
13	197,500	11	234,800	83	268,500	32	360,700	7	368,200		410,200					
14	198,500		235,700	2	269,700	5	362,600	6	370,600		412,200					
15	199,500		236,600	19	270,900	26	364,500	7	373,000		414,200					
16	200,500		237,500	3	272,100	4	366,400	8	375,400		416,200					
17	201,300	8	238,200	82	273,300	36	368,000	5	377,700		418,000					
18	202,500		239,000	8	274,600	7	369,600	9	380,100		419,800					
19	203,700	1	239,800	47	275,900	39	371,200	9	382,500	1	421,600					
20	204,900		240,600	7	277,200	8	372,800	4	384,900		423,400					
21	205,900	6	241,300	66	278,400	43	374,300	16	387,000		425,000					
22	207,000		242,100	5	279,800	4	376,000	5	388,800		426,300					
23	208,100	4	242,900	52	281,200	38	377,700	11	390,600	1	427,600					
24	209,200	1	243,700	8	282,600	6	379,400	4	392,400		428,900					
25	210,200	4	244,200	57	283,800	27	381,100	20	393,900		430,000	1				
26	211,600		245,000	8	285,300	9	382,700	8	395,500		431,100					
27	213,000	9	245,800	44	286,800	39	384,300	11	397,100		432,200	1				
28	214,400	1	246,600	6	288,300	11	385,900	14	398,700		433,300					
29	215,700	6	247,200	61	289,800	37	387,200	9	400,000	2	434,400					
30	216,900	3	248,000	10	291,400	10	388,700	15	401,400		435,300					
31	218,100	11	248,800	52	293,000	28	390,200	15	402,800		436,200	1				
32	219,300	1	249,600	9	294,600	13	391,700	15	404,200	1	437,100					
33	220,500	4	250,400	36	296,000	34	392,900	13	405,300		437,800					
34	221,600	2	251,400	8	297,600	8	394,100	21	406,500	2	438,500					
35	222,700	7	252,400	31	299,200	35	395,300	6	407,700		439,200	3				
36	223,800	2	253,400	5	300,800	23	396,500	15	408,900		439,900	2				
37	224,900		254,100	30	302,400	35	397,600	14	410,100	1	440,600	2				
38	225,900	2	255,000	7	304,300	13	398,600	14	411,000	1	441,200	3				
39	226,900	5	255,900	19	306,200	44	399,600	7	411,900	3	441,800	2				
40	227,900	2	256,800	9	308,100	9	400,600	20	412,800	1	442,400	1				
41	228,900	3	257,600	18	309,700	45	401,500	10	413,700	4	442,800	9				
42	229,700	1	258,600	4	311,500	17	402,300	24	414,600	3	443,300	4				
43	230,500	3	259,600	11	313,300	40	403,100	12	415,500	3	443,800	4				
44	231,300	1	260,600	7	315,100	15	403,900	20	416,400	1	444,300	14				
45	231,900	1	261,400	12	316,800	48	404,700	15	417,000	2	444,600	6				
46	232,700	2	262,600	4	318,700	15	405,400	19	417,600	5	445,100	7				
47	233,500	1	263,800	7	320,600	37	406,100	16	418,200	7	445,600	7				
48	234,300		265,000	4	322,500	28	406,800	17	418,800	3	446,100	10				
49	234,800	1	266,100	6	324,200	46	407,400	10	419,400	4	446,600	6				
50	235,600	1	267,300	6	326,000	18	408,000	14	419,900	4	447,200	1				
51	236,400		268,500	4	327,800	43	408,600	14	420,400	5	447,800	9				
52	237,200	2	269,700	5	329,600	12	409,200	21	420,900	8	448,400	8				
53	238,000		270,800	10	331,300	26	409,700	8	421,200		448,700	10				
54	238,700		272,100	3	333,100	15	410,200	18	421,600	6	449,300	9				
55	239,400	1	273,400	5	334,900	40	410,700	2	422,000	7	449,900	7				
56	240,100	1	274,700	4	336,700	21	411,200	15	422,400	6	450,500	3				
57	240,500		275,900	5	338,400	39	411,700	7	422,700	3	450,800	6				
58	241,200	1	277,000	3	340,200	16	412,200	10	423,100	2	451,300	8				
59	241,900	1	278,100	2	342,000	27	412,700	10	423,500	7	451,800	6				
60	242,600		279,200	1	343,800	15	413,200	7	423,900	6	452,300	4				
61	243,100		280,000	3	345,400	23	413,500	10	424,300	4	452,600	4				
62	243,700		281,200	2	347,100	20	414,000	8	424,800	8	453,100	8				
63	244,300		282,400	2	348,800	37	414,500	5	425,300	4	453,600	11				
64	244,900		283,600	4	350,500	18	415,000	13	425,800	4	454,100	10				
65	245,200	1	284,700	1	352,000	32	415,200	20	426,100	12	454,600	5				
66	245,700		285,900	1	353,600	13	415,500	4	426,600	5	455,000	8				
67	246,200		287,100	2	355,200	18	415,800	7	427,100	7	455,400	6				
68	246,700	1	288,300	1	356,800	18	416,100	6	427,600	5	455,800	6				
69	247,200	1	289,500	2	358,400	17	416,300	6	428,100	10	455,900	10				
70	247,700	1	290,800	1	359,800	18	416,600	11	428,300	10	456,400	4				

級 号給	1		2		3		4		5		6		7		8	
	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数
71	248,200		292,100	1	361,200	19	416,900	7	428,500	8	456,900	6				
72	248,700		293,400	2	362,600	11	417,200	11	428,700	9	457,400	2				
73	249,200		294,500	2	363,900	18	417,300	8	428,900	9	457,900	3				
74	249,700		295,700	3	365,100	21	417,600	11	429,100	10	458,400	4				
75	250,200		296,900		366,300	12	417,900	3	429,300	13	458,900	7				
76	250,700	1	298,100	1	367,500	11	418,100	7	429,500	6	459,400	3				
77	251,200		299,300		368,500	12	418,200	45	429,600	130	459,800	22				
78	251,700		300,500	1	369,600	12										
79	252,200	1	301,700	2	370,700	11										
80	252,700	1	302,900		371,800	20										
81	253,200	5	304,000		372,600	13										
82			305,300	1	373,400	9										
83			306,600	1	374,200	8										
84			307,900		375,000	9										
85			308,900	2	375,500	10										
86					376,100	12										
87					376,700	7										
88					377,300	16										
89					377,600	8										
90					378,000	11										
91					378,400	5										
92					378,800	11										
93					379,200	12										
94					379,500	15										
95					379,800	9										
96					380,100	11										
97					380,400	8										
98					380,600	7										
99					380,800	10										
100					381,000	8										
101					381,200	9										
102					381,500	10										
103					381,800	7										
104					382,100	12										
105					382,300	3										
106					382,600	4										
107					382,900	8										
108					383,200	5										
109					383,500	168										
人員計	122人		1,049人		2,072人		804人		354人		274人		68人		18人	
構成比	2.6%		22.0%		43.5%		16.9%		7.4%		5.8%		1.4%		0.4%	
平均給料	220,153円		246,548円		328,243円		397,878円		425,515円		450,548円		497,128円		542,350円	

適用職員数	4,761人
平均給料	336,725円

- (注) 1 太線は、各級の最高号給の位置を示す。(以下本表において同じ。)
- 2 上記の平均給料には調整額は含まれていない。(以下本表において同じ。)
- 3 構成比は、小数点以下第二位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。(以下本表において同じ。)

(2) 行政職給料表 (消防職員)

号給 級	1		2		3		4		5		6		7		8	
	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人
1	179,400		215,600		255,700		336,300		342,400		383,600		466,900		523,600	1
2	180,700		217,700		256,500		338,500		344,600		386,000		476,600		529,500	
3	182,000		219,800		257,300		340,700		346,800		388,400		485,900	1	534,600	
4	183,300		221,900		258,100		342,900		349,000		390,800		492,600	4	539,100	
5	184,400		223,700		258,900		345,000	2	350,900		392,900		497,400	1	543,100	
6	185,900		225,400		260,100		347,100	1	353,000		395,200		501,800	1	546,600	
7	187,400		227,100		261,300	1	349,200	1	355,100		397,500		505,500	3	549,600	
8	188,900		228,800		262,500	1	351,300		357,200		399,800		509,000		552,100	
9	190,400		230,300		263,700		353,400		359,000		402,000		511,700		554,100	
10	192,200		231,500		264,900		355,300	4	361,300		404,100		513,700			
11	194,000		232,700		266,100		357,200	2	363,600		406,200					
12	195,800		233,900	31	267,300	7	359,100	4	365,900		408,300					
13	197,500		234,800	2	268,500	1	360,700		368,200		410,200					
14	198,500		235,700		269,700	3	362,600		370,600		412,200					
15	199,500		236,600		270,900		364,500		373,000		414,200					
16	200,500	9	237,500	29	272,100	4	366,400	5	375,400		416,200					
17	201,300		238,200	1	273,300	3	368,000		377,700		418,000					
18	202,500		239,000	5	274,600	7	369,600	3	380,100		419,800					
19	203,700		239,800	4	275,900	1	371,200	1	382,500		421,600					
20	204,900	10	240,600	30	277,200	7	372,800	3	384,900		423,400					
21	205,900		241,300	4	278,400	3	374,300	2	387,000		425,000					
22	207,000	1	242,100	6	279,800	8	376,000	1	388,800		426,300					
23	208,100		242,900	1	281,200	1	377,700		390,600		427,600					
24	209,200	10	243,700	14	282,600	10	379,400	7	392,400		428,900					
25	210,200		244,200	2	283,800	1	381,100	1	393,900		430,000					
26	211,600		245,000	14	285,300	7	382,700	1	395,500		431,100					
27	213,000	1	245,800		286,800	2	384,300	1	397,100		432,200					
28	214,400	9	246,600	23	288,300	12	385,900	2	398,700		433,300					
29	215,700		247,200	3	289,800		387,200	4	400,000		434,400					
30	216,900		248,000	18	291,400	10	388,700	4	401,400		435,300					
31	218,100		248,800	3	293,000	2	390,200	2	402,800		436,200					
32	219,300	12	249,600	20	294,600	11	391,700	3	404,200		437,100					
33	220,500		250,400	2	296,000	2	392,900	2	405,300		437,800					
34	221,600	3	251,400	12	297,600	11	394,100	2	406,500		438,500					
35	222,700		252,400	2	299,200	6	395,300		407,700		439,200					
36	223,800	10	253,400	15	300,800	10	396,500	3	408,900		439,900					
37	224,900	2	254,100		302,400		397,600	1	410,100		440,600					
38	225,900	1	255,000	4	304,300	11	398,600	2	411,000		441,200	1				
39	226,900		255,900	1	306,200	5	399,600	3	411,900		441,800					
40	227,900	4	256,800	7	308,100	8	400,600	2	412,800		442,400					
41	228,900		257,600	2	309,700	1	401,500	10	413,700		442,800					
42	229,700	1	258,600	3	311,500	5	402,300	2	414,600		443,300					
43	230,500		259,600	1	313,300		403,100	4	415,500		443,800	1				
44	231,300	1	260,600	7	315,100	7	403,900	2	416,400		444,300	1				
45	231,900		261,400	1	316,800		404,700	4	417,000		444,600					
46	232,700		262,600	6	318,700	6	405,400	1	417,600		445,100	2				
47	233,500		263,800	1	320,600	3	406,100	2	418,200	1	445,600					
48	234,300		265,000	5	322,500	7	406,800	4	418,800		446,100					
49	234,800		266,100		324,200	1	407,400	3	419,400	3	446,600	3				
50	235,600		267,300	2	326,000	5	408,000		419,900		447,200					
51	236,400		268,500	1	327,800	3	408,600	3	420,400		447,800	2				
52	237,200		269,700	3	329,600	4	409,200	1	420,900		448,400	3				
53	238,000		270,800	1	331,300	1	409,700	5	421,200		448,700	1				
54	238,700		272,100	1	333,100	3	410,200	2	421,600	2	449,300	3				
55	239,400		273,400	1	334,900	4	410,700	1	422,000	2	449,900					
56	240,100		274,700		336,700	7	411,200		422,400	2	450,500	1				
57	240,500		275,900	1	338,400		411,700	2	422,700		450,800					
58	241,200		277,000		340,200	3	412,200	1	423,100		451,300	2				
59	241,900		278,100		342,000	2	412,700	1	423,500		451,800					
60	242,600		279,200		343,800	3	413,200	1	423,900	3	452,300	3				
61	243,100		280,000		345,400	3	413,500	2	424,300	1	452,600					
62	243,700		281,200		347,100	6	414,000	1	424,800	1	453,100	1				
63	244,300		282,400		348,800		414,500	2	425,300	3	453,600	2				
64	244,900		283,600		350,500	6	415,000	4	425,800	1	454,100					
65	245,200		284,700		352,000	1	415,200	4	426,100	1	454,600	2				
66	245,700		285,900		353,600	2	415,500	2	426,600		455,000	1				
67	246,200		287,100		355,200	3	415,800	2	427,100	1	455,400					
68	246,700		288,300		356,800	2	416,100	3	427,600	3	455,800					
69	247,200		289,500		358,400	1	416,300	3	428,100	1	455,900	1				
70	247,700		290,800		359,800	1	416,600	2	428,300	3	456,400	2				

級 号給	1		2		3		4		5		6		7		8	
	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人
71	248,200		292,100		361,200	2	416,900		428,500	1	456,900					
72	248,700		293,400		362,600	1	417,200	1	428,700	1	457,400					
73	249,200		294,500		363,900	1	417,300		428,900	3	457,900					
74	249,700		295,700		365,100	1	417,600	1	429,100	3	458,400					
75	250,200		296,900		366,300	1	417,900		429,300		458,900					
76	250,700		298,100		367,500	1	418,100		429,500	2	459,400					
77	251,200		299,300		368,500	2	418,200	2	429,600	8	459,800	1				
78	251,700		300,500		369,600	1										
79	252,200		301,700		370,700	2										
80	252,700		302,900		371,800	1										
81	253,200		304,000		372,600											
82			305,300		373,400											
83			306,600		374,200	1										
84			307,900		375,000											
85			308,900		375,500	1										
86					376,100											
87					376,700	1										
88					377,300											
89					377,600	2										
90					378,000											
91					378,400	1										
92					378,800	1										
93					379,200											
94					379,500											
95					379,800	1										
96					380,100											
97					380,400	1										
98					380,600											
99					380,800											
100					381,000											
101					381,200	1										
102					381,500											
103					381,800											
104					382,100											
105					382,300											
106					382,600											
107					382,900											
108					383,200											
109					383,500	16										
人員計	74人		289人		284人		147人		46人		33人		10人		1人	
構成比	8.4%		32.7%		32.1%		16.6%		5.2%		3.7%		1.1%		0.1%	
平均給料	214,565円		246,460円		315,101円		394,987円		426,237円		450,294円		497,200円		523,600円	

適 用 職 員 数	884人
平 均 給 料	310,655円

(3) 教育職給料表

号給	級	1		2		3		4		5	
		給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数
1		211,000		233,400		328,200		357,700		444,700	2
2		214,300		235,400		329,900		359,000		446,000	
3		217,600		237,400		331,600		360,300		447,300	
4		220,900		239,400		333,300		361,600		448,600	4
5		224,000		241,400		334,700		362,900		449,600	1
6		225,600		243,500		336,600		364,700		450,900	7
7		227,200		245,600		338,500		366,500		452,200	11
8		228,800		247,700		340,400		368,300		453,500	12
9		230,400		249,800		342,300		370,000		454,700	14
10		232,100		252,500		344,200		371,400		455,900	10
11		233,800		255,200		346,100		372,800		457,100	14
12		235,500		257,900		348,000		374,200		458,300	14
13		237,000		260,400		349,600		375,500		459,200	10
14		238,800		262,000		351,400		376,800		460,100	7
15		240,600		263,600		353,200		378,100		461,000	13
16		242,400		265,200		355,000		379,400		461,900	8
17		244,100		266,700	69	356,700		380,500		462,600	4
18		247,100		268,400		358,000		381,500		463,100	5
19		250,100		270,100	7	359,300		382,500		463,600	6
20		253,100		271,800	3	360,600		383,500		464,100	1
21		255,800		273,200	67	361,600		384,500		464,600	
22		258,000		274,700		363,100		385,700		465,100	
23		260,200		276,200	15	364,600		386,900		465,600	
24		262,400		277,700	2	366,100		388,100		466,100	
25		264,600		278,900	62	367,400		389,000		466,600	1
26		265,700		280,400		368,700		390,100		467,200	
27		266,800		281,900	26	370,000		391,200		467,800	1
28		267,900		283,400	4	371,300		392,300		468,400	
29		268,800		284,700	45	372,400		393,400		468,700	
30		270,100		286,500	5	373,800		394,600		469,200	
31		271,400		288,300	48	375,200		395,800		469,700	
32		272,700		290,100	3	376,600		397,000		470,200	
33		274,000		291,600	41	378,000		397,900		470,700	
34		275,300		293,400	6	379,100		399,000			
35		276,600		295,200	40	380,200		400,100			
36		277,900		297,000	3	381,300		401,200			
37		279,000		298,500	33	382,400		402,200			
38		280,100		300,200	3	383,400		403,500			
39		281,200		301,900	32	384,400		404,800			
40		282,300		303,600	6	385,400		406,100			
41		283,400		305,100	30	386,400		407,200			
42		284,600		306,700	2	387,600		408,400			
43		285,800		308,300	42	388,800		409,600			
44		287,000		309,900	7	390,000		410,800			
45		288,100		311,500	40	391,000		411,800	1		
46		289,200		313,000	8	392,200		413,000			
47		290,300		314,500	48	393,400		414,200			
48		291,400		316,000	4	394,600		415,400	3		
49		292,400		317,400	55	395,500		416,500	5		
50		293,300		319,000	6	396,500		417,500	1		
51		294,200		320,600	27	397,500		418,500	1		
52		295,100		322,200	25	398,500		419,500	1		
53		295,800		323,700	48	399,500		420,400	6		
54		296,900		325,300	14	400,600		421,600	4		
55		298,000		326,900	51	401,700		422,800	1		
56		299,100		328,500	7	402,800		424,000	3		
57		300,100		330,000	47	403,700		425,200	5		
58		301,300		331,900	13	404,800		426,300	6		
59		302,500		333,800	55	405,900		427,400	4		
60		303,700		335,700	10	407,000		428,500	5		
61		304,700		337,400	58	407,800		429,400	13		
62		305,400		339,300	11	408,900		430,100	8		
63		306,100		341,200	64	410,000		430,800	9		
64		306,800		343,100	12	411,100		431,500	6		
65		307,200		344,700	48	411,900		431,900	9		
66		308,300		346,100	15	413,000		432,300	4		
67		309,400		347,500	44	414,100		432,700	9		
68		310,500		348,900	20	415,200	1	433,100	8		
69		311,500		350,200	47	416,200		433,300	7		
70		312,400		351,700	11	417,000	1	433,700	5		
71		313,300		353,200	46	417,800		434,100	4		
72		314,200		354,700	16	418,600		434,500	8		
73		314,800		356,000	58	419,400		434,900	4		
74		315,800		357,500	22	420,000		435,200	10		
75		316,800		359,000	71	420,600		435,500			
76		317,800		360,500	17	421,200		435,800	2		
77		318,500		361,800	39	421,700		435,900	4		
78		319,300		363,200	17	422,500		436,200	1		
79		320,100		364,600	48	423,300		436,500	4		
80		320,900		366,000	13	424,100	1	436,700	1		

級 号給	1		2		3		4		5	
	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数
81	321,600		367,200	34	424,700		436,800	3		
82	322,300		368,600	21	424,900		437,100	4		
83	323,000		370,000	37	425,100		437,400	1		
84	323,700		371,400	18	425,300		437,700	2		
85	324,100		372,500	62	425,500	1	437,800	1		
86	324,700		373,700	19	425,700		438,100			
87	325,300		374,900	58	425,900		438,400			
88	325,900		376,100	21	426,100		438,700			
89	326,300		377,100	43	426,200	1	438,800	6		
90	326,700		378,200	24	426,400	1				
91	327,100		379,300	45	426,600					
92	327,500		380,400	29	426,800	1				
93	327,600		381,200	23	426,900					
94	328,100		382,300	43	427,100					
95	328,600		383,400	13	427,300					
96	329,100		384,500	33	427,500					
97	329,400		385,400	21	427,700	3				
98	330,100		386,300	34						
99	330,800		387,200	16						
100	331,500		388,100	40						
101	332,200		389,000	19						
102	332,500		389,900	27						
103	332,800		390,800	13						
104	333,100		391,700	36						
105	333,400		392,400	18						
106	333,700		393,300	39						
107	334,000		394,200	18						
108	334,300		395,100	51						
109	334,400		395,900	12						
110	334,600		396,800	51						
111	334,800		397,700	16						
112	335,000		398,600	29						
113	335,200		399,300	17						
114	335,400		400,200	33						
115	335,600		401,100	10						
116	335,800		402,000	38						
117	335,900		402,800	14						
118	336,100		403,500	27						
119	336,300		404,200	14						
120	336,500		404,900	30						
121	336,700		405,600	7						
122	337,000		406,300	16						
123	337,300		407,000	7						
124	337,500		407,700	13						
125	337,600		408,200	10						
126	337,800		408,800	13						
127	338,000		409,400	8						
128	338,200		410,000	18						
129	338,400		410,600	14						
130	338,700		411,200	19						
131	339,000		411,800	16						
132	339,200		412,400	22						
133	339,300		413,000	9						
134	339,600		413,300	9						
135	339,900		413,600	13						
136	340,200		413,900	8						
137	340,300		414,200	8						
138	340,600		414,500	20						
139	340,900		414,800	6						
140	341,100		415,100	9						
141	341,200		415,400	8						
142	341,500		415,700	11						
143	341,800		416,000	4						
144	342,100		416,300	10						
145	342,200		416,500	14						
146	342,500		416,800	12						
147	342,800		417,100	8						
148	343,100		417,400	8						
149	343,200		417,500	11						
150	343,500		417,800	7						
151	343,800		418,100	14						
152	344,100		418,400	4						
153	344,200		418,500	3						
154	344,500		418,800	3						
155	344,800		419,100	17						
156	345,100		419,400	10						
157	345,200		419,500	18						
158	345,500		419,700	27						
159	345,800		419,900	31						
160	346,100		420,100	7						
161	346,200		420,300	56						
人員計	0人		3,410人		10人		179人		145人	
構成比	—		91.1%		0.3%		4.8%		3.9%	
平均給料	—		357,971円		424,430円		442,126円		461,194円	

適用職員数	3,744人
平均給料	366,170円

(4) 医療職給料表 (1)

級 号給	1		2		3		4	
	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数
1	343,500		401,800	1	480,800		593,200	
2	346,100		405,700		483,100		599,500	
3	348,700		409,600		485,400		604,500	
4	351,300		413,500		487,700		609,300	1
5	353,700		417,200		489,900		613,300	1
6	356,300		421,100		492,100		616,800	
7	358,900		425,000		494,300		619,800	
8	361,500		428,900		496,500		622,300	
9	364,000		432,700		498,400			
10	366,900		436,100		500,700			
11	369,800		439,500		503,000			
12	372,700		442,900		505,300			
13	375,600		446,200		507,500			
14	378,700		449,100		509,400			
15	381,800		452,000		511,300			
16	384,900		454,900		513,200			
17	387,900		457,700		514,900			
18	390,700		460,600		517,100			
19	393,500		463,500		519,300			
20	396,300		466,400		521,500			
21	399,100		469,000		523,400			
22	402,100		471,300		525,100			
23	405,100		473,600		526,800			
24	408,100		475,900		528,500			
25	410,800		478,000		530,200			
26	413,700		479,400		531,900			
27	416,600		480,800		533,600			
28	419,500		482,200		535,300			
29	422,200		483,500		536,900			
30	425,100		485,000		538,600			
31	428,000		486,500		540,300			
32	430,900		488,000		542,000			
33	433,600		489,500		543,500			
34	436,400		491,100		545,000			
35	439,200		492,700		546,500			
36	442,000		494,300		548,000			
37	444,700		495,700		549,400			
38	447,300		497,400		550,300			
39	449,900		499,100		551,200			
40	452,500		500,800		552,100			
41	455,100		502,300		552,700			
42	457,700		504,000		553,900			
43	460,300		505,700		555,100			
44	462,900		507,400		556,300			
45	465,500		509,000		557,500			
46	467,000		510,200		559,000			
47	468,500		511,400		560,500			
48	470,000		512,600		562,000			
49	471,300		513,600		563,500			
50	472,700		514,200		564,500			
51	474,100		514,800		565,500			
52	475,500		515,400		566,500			
53	476,700		516,000		567,300			
54	478,000		516,600		568,400			
55	479,300		517,200		569,500			
56	480,600		517,800		570,600			
57	481,900		518,300		571,400			
58	483,400		518,900		572,600			
59	484,900		519,500		573,800			
60	486,400		520,100		575,000			
61	487,900		520,500		575,900			
62	489,400		521,100		576,800			
63	490,900		521,700		577,700			
64	492,400		522,300		578,600			
65	493,600		522,900		579,300			
66	494,400		523,600		580,200			
67	495,200		524,300		581,100			
68	496,000		525,000		582,000			
69	496,800		525,700		582,700			
70	497,700		526,200		583,100			

級 給 号	1		2		3		4	
	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数
71	498,600		526,700		583,500			
72	499,500		527,200		583,900			
73	500,200		527,500		584,100			
74	500,900		528,000		584,500			
75	501,600		528,500		584,900			
76	502,300		529,000		585,300			
77	502,900		529,400		585,600			
78	503,200		530,100		586,000			
79	503,500		530,800		586,400			
80	503,800		531,500		586,800			
81	503,900		532,000		587,000			
82			532,800		587,400			
83			533,600		587,800			
84			534,400		588,200			
85			534,900		588,500			
86			535,800	1	588,900			
87			536,700		589,300			
88			537,600		589,700			
89			538,200	1	589,800			
人員計	0人		3人		0人		2人	
構成比	—		60.0%		—		40.0%	
平均給料	—		491,933円		—		611,300円	

適 用 職 員 数	5人
平 均 給 料	539,680円

(5) 医療職給料表 (2)

級 号給	1		2		3		4		5		6	
	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数
1	186,900		226,200		260,900		354,800		384,600		422,400	
2	190,100		227,700		261,600		357,100		387,100		424,200	
3	193,300		229,200		262,300		359,400		389,600		426,000	
4	196,500		230,700		263,000		361,700		392,100		427,800	
5	199,500		232,200		263,500		363,900		394,400		429,600	
6	201,000		233,800		264,300		366,300		396,800		431,100	
7	202,500		235,400		265,100		368,700		399,200		432,600	
8	204,000		237,000		265,900		371,100		401,600		434,100	
9	205,300		238,300		266,500	1	373,500		403,700		435,300	
10	206,700		239,000		267,300		375,900		405,900		436,400	
11	208,100		239,700		268,100		378,300		408,100		437,500	
12	209,500		240,400		268,900		380,700		410,300		438,600	
13	210,900		241,100		269,600		383,100		412,400		439,400	
14	212,600		242,200		270,600		385,400		414,200		440,300	
15	214,300		243,300		271,600		387,700		416,000		441,200	
16	216,000		244,400		272,600		390,000		417,800		442,100	
17	217,400		245,500	1	273,500	1	392,300		419,600		442,700	
18	219,000		246,200		274,900		394,500		421,000	1	443,500	
19	220,600		246,900		276,300		396,700		422,400		444,300	
20	222,200		247,600		277,700		398,900		423,800		445,100	
21	223,800		248,200	1	279,000	1	401,000	1	425,200		445,900	
22	225,100		249,000		280,900	1	402,700	1	426,200		446,600	
23	226,400		249,800		282,800		404,400		427,200		447,300	
24	227,700		250,600		284,700		406,100		428,200		448,000	
25	229,000		251,200		286,500	3	407,800	2	429,000		448,400	
26	230,000		252,100		288,200		409,000		429,800		448,900	
27	231,000		253,000	1	289,900		410,200		430,600		449,400	
28	232,000		253,900		291,600		411,400	1	431,400		449,900	
29	232,800		254,500	1	293,100	1	412,600		432,200		450,200	
30	233,900		255,300		295,000		413,600	2	433,000		450,900	
31	235,000		256,100		296,900	1	414,600		433,800		451,600	
32	236,100		256,900		298,800		415,600	1	434,600		452,300	
33	237,000		257,400		300,400	1	416,300		435,300		453,000	
34	237,900		258,300		302,600		417,300	1	436,100		453,400	
35	238,800		259,200		304,800	1	418,300		436,900		453,800	
36	239,700		260,100		307,000		419,300		437,700		454,200	
37	240,600		260,700	1	308,900	1	420,200		438,300		454,300	
38	241,500		261,500		310,700		421,200		439,000		454,700	
39	242,400		262,300		312,500	1	422,200	2	439,700		455,100	
40	243,300		263,100		314,300		423,200	1	440,400	1	455,500	
41	244,100		263,600	1	316,100	1	424,200		441,000		455,600	
42	245,000		264,300		318,100		425,000	2	441,600		455,800	
43	245,900		265,000		320,100		425,800		442,200		456,000	
44	246,800		265,700	1	322,100	1	426,600		442,800		456,200	
45	247,700		266,100	1	323,900		427,300	1	443,400		456,400	
46	248,500		266,900		325,800		428,000		443,900		456,600	
47	249,300		267,700		327,700		428,700		444,400		456,800	
48	250,100		268,500		329,600	1	429,400	1	444,900		456,900	
49	250,600		269,300	1	331,500		430,100		445,200		457,000	
50	251,400		270,200	1	333,400	3	430,800	1	445,600			
51	252,200		271,100	2	335,300	1	431,500		446,000	1		
52	253,000		272,000		337,200	2	432,200		446,400			
53	253,800		272,800		339,000	2	432,800		446,600	1		
54	254,500		273,900		340,800		433,400		446,800			
55	255,200		275,000	1	342,600	1	434,000		447,000			
56	255,900		276,100		344,400		434,600		447,200			
57	256,400		277,000		345,900	1	435,100		447,400	1		
58	257,100		278,100		347,300		435,500					
59	257,800		279,200		348,700	1	435,900					
60	258,500		280,300		350,100	3	436,300					
61	259,000		281,200		351,500	1	436,500	1				
62	259,700		282,300		352,700							
63	260,400		283,400		353,900	1						
64	261,100		284,500		355,100							
65	261,600		285,300		356,200	1						
66	262,400		286,300		357,300	1						
67	263,200		287,300		358,400	2						
68	264,000		288,300		359,500							
69	264,700		289,000		360,600							
70	265,500		289,900		361,500							

級 給 号	1		2		3		4		5		6	
	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数
71	266,300		290,800		362,400							
72	267,100		291,700		363,300	1						
73	267,600		292,600		364,200	1						
74	268,300		293,500		365,100	1						
75	269,000		294,400		366,000							
76	269,700		295,300		366,900	1						
77	270,300		296,000		367,800	2						
78	271,200		296,700		368,400	1						
79	272,100		297,400		369,000	1						
80	273,000		298,100		369,600							
81	273,900		298,800		370,200							
82	274,800		299,300		370,800							
83	275,700		299,800		371,400							
84	276,600		300,300		372,000							
85	277,200		300,800		372,300							
86	278,100		301,200		372,900							
87	279,000		301,600		373,500	2						
88	279,900		302,000		374,100							
89	280,500		302,200		374,700							
90	281,300		302,500		375,000							
91	282,100		302,800		375,300							
92	282,900		303,100		375,600							
93	283,600		303,400		375,800							
94	284,200		303,700		376,000							
95	284,800		304,000		376,200							
96	285,400		304,300		376,400							
97	285,700		304,600		376,600							
98	286,100				376,800							
99	286,500				377,000							
100	286,900				377,200							
101	287,300				377,400	3						
人員計	0人		13人		49人		18人		5人		0人	
構成比	—		15.3%		57.6%		21.2%		5.9%		—	
平均給料	—		262,615円		336,053円		418,467円		440,280円		—	

適用職員数	85人
平均給料	348,405円

(6) 特定任期付職員

号給	給料月額	人数
	円	人
1	393,000	
2	440,000	
3	491,000	1
4	558,000	1
5	638,000	1
6	746,000	
7	870,000	
人員計	3人	
平均給料	562,333円	

適用職員数	3人
平均給料	562,333円

(参考)

(7) 技能労務職給料表 (作業員、調理員等)

級 号給	1		2		3		4	
	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人
1	179,400		215,600		255,700		333,200	
2	180,700		217,700		256,500		335,000	
3	182,000		219,800		257,300		336,800	
4	183,300		221,900		258,100		338,600	
5	184,400		223,700		258,900		340,300	
6	185,900		225,400		260,100		342,100	
7	187,400		227,100		261,300		343,900	
8	188,900		228,800		262,500		345,700	
9	190,400		230,300		263,700		347,400	
10	192,200		231,500		264,900		349,200	
11	194,000		232,700		266,100		351,000	
12	195,800		233,900		267,300		352,800	
13	197,500		234,800		268,500		354,400	
14	198,500		235,700		269,700		356,100	
15	199,500		236,600		270,900		357,800	
16	200,500		237,500		272,100		359,500	
17	201,300	1	238,200		273,300		361,000	
18	202,500		239,000		274,600		362,600	
19	203,700		239,800		275,900		364,200	
20	204,900		240,600		277,200		365,800	
21	205,900		241,300		278,400		367,400	
22	207,000		242,100		279,800		368,800	
23	208,100		242,900		281,200		370,200	
24	209,200		243,700	1	282,600		371,600	
25	210,200		244,200	1	283,800		372,900	
26	211,600	1	245,000		285,300		374,100	
27	213,000		245,800	1	286,800		375,300	
28	214,400		246,600	2	288,300		376,500	
29	215,700	2	247,200		289,800		377,500	
30	216,900		248,000		291,400		378,600	
31	218,100		248,800	2	293,000		379,700	
32	219,300		249,600		294,600		380,800	
33	220,500		250,400	1	296,000		381,600	
34	221,600	6	251,400		297,600		382,400	
35	222,700		252,400	3	299,200	1	383,200	
36	223,800		253,400	1	300,800		384,000	
37	224,900		254,100	1	302,400		384,500	
38	225,900		255,000		304,300		385,100	
39	226,900	3	255,900		306,200		385,700	
40	227,900		256,800		308,100		386,300	1
41	228,900	6	257,600	3	309,700	1	386,600	
42	229,700		258,600		311,500		387,000	
43	230,500		259,600	2	313,300		387,400	
44	231,300		260,600		315,100	1	387,800	
45	231,900	5	261,400	1	316,800	3	388,200	2
46	232,700		262,600		318,700	1	388,500	
47	233,500	3	263,800	3	320,600		388,800	
48	234,300		265,000		322,500	2	389,100	1
49	234,800	4	266,100	3	324,200	1	389,400	1
50	235,600		267,300	1	326,000		389,600	
51	236,400	2	268,500	1	327,800	6	389,800	
52	237,200		269,700		329,600	2	390,000	
53	238,000	2	270,800	2	331,300	6	390,200	
54	238,700	1	272,100		333,100	2	390,500	
55	239,400	1	273,400	2	334,900	4	390,800	
56	240,100		274,700		336,700	4	391,100	1
57	240,500	4	275,900	3	338,400	5	391,300	
58	241,200		277,000		340,200	5	391,600	
59	241,900	2	278,100	1	342,000	4	391,900	1
60	242,600		279,200	1	343,800	3	392,300	1
61	243,100	3	280,000	1	345,400	2	392,500	
62	243,700		281,200		347,100	2	392,900	
63	244,300	1	282,400	1	348,800	8	393,300	
64	244,900		283,600	1	350,500	2	393,700	
65	245,200	6	284,700		352,000	9	393,800	2
66	245,700		285,900	2	353,600	7	394,300	
67	246,200	1	287,100		355,200	6	394,700	
68	246,700		288,300	1	356,800	12	395,100	
69	247,200	4	289,500		358,400	9	395,400	
70	247,700	1	290,800	1	359,800	9	395,600	1

級 号給	1		2		3		4	
	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人
71	248,200	2	292,100	2	361,200	9	395,800	
72	248,700		293,400		362,600	9	396,000	
73	249,200	7	294,500		363,900	4	396,100	
74	249,700		295,700	1	365,100	9	396,300	
75	250,200	1	296,900	1	366,300	5	396,500	
76	250,700		298,100	1	367,500	2	396,700	
77	251,200	4	299,300		368,500	5	396,900	1
78	251,700		300,500		369,600	6	397,100	
79	252,200	2	301,700		370,700	4	397,300	
80	252,700		302,900		371,800	5	397,500	
81	253,200	3	304,000		372,600	5	397,700	2
82	253,700		305,300		373,400	6		
83	254,200	1	306,600		374,200	3		
84	254,700		307,900		375,000	2		
85	255,200	1	308,900		375,500	5		
86	255,700		310,200		376,100	5		
87	256,200	1	311,500		376,700	1		
88	256,700		312,800		377,300	5		
89	257,200		313,900		377,600	3		
90	257,700		315,000		378,000	1		
91	258,200		316,100		378,400	2		
92	258,700		317,200		378,800	3		
93	259,200		318,500		379,200	4		
94	259,700		319,600		379,500	3		
95	260,200		320,700		379,800	2		
96	260,700		321,800		380,100	1		
97	261,200		323,000		380,400	2		
98	261,700		323,700		380,600	5		
99	262,200		324,400		380,800	5		
100	262,700		325,100		381,000	1		
101	263,200		325,900		381,200	3		
102			326,500		381,500	2		
103			327,100		381,800	5		
104			327,700		382,100	5		
105			328,300		382,300	4		
106			328,900		382,600	1		
107			329,500		382,900	3		
108			330,100		383,200	4		
109			330,700		383,500			
110					383,900	2		
111					384,300	1		
112					384,700	1		
113					384,800	2		
114					385,200			
115					385,600	1		
116					386,000	1		
117					386,400	1		
118					386,600	1		
119					386,800			
120					387,000	3		
121					387,100	1		
122					387,300			
123					387,500	2		
124					387,700	1		
125					387,900	6		
人員計	81人		48人		289人		14人	
構成比	18.8%		11.1%		66.9%		3.2%	
平均給料	238,842円		267,994円		362,958円		392,286円	

適用職員数	432人
平均給料	330,085円

(参考)

(8) 水道局企業職給料表 (水道局職員)

級 号給	1		2		3		4		5		6		7		8	
	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人
1	179,400		215,600		255,700		336,300		342,400		383,600		466,900		523,600	
2	180,700		217,700		256,500		338,500		344,600		386,000		476,600		529,500	
3	182,000		219,800		257,300		340,700		346,800		388,400		485,900		534,600	
4	183,300		221,900		258,100		342,900		349,000		390,800		492,600		539,100	
5	184,400		223,700		258,900	1	345,000		350,900		392,900		497,400		543,100	
6	185,900		225,400		260,100		347,100		353,000		395,200		501,800	1	546,600	
7	187,400		227,100		261,300		349,200		355,100		397,500		505,500		549,600	
8	188,900		228,800		262,500		351,300		357,200		399,800		509,000		552,100	
9	190,400		230,300	2	263,700		353,400		359,000		402,000		511,700		554,100	
10	192,200		231,500		264,900		355,300		361,300		404,100		513,700			
11	194,000		232,700		266,100		357,200		363,600		406,200					
12	195,800		233,900		267,300		359,100		365,900		408,300					
13	197,500		234,800		268,500		360,700		368,200		410,200					
14	198,500		235,700		269,700		362,600		370,600		412,200					
15	199,500		236,600		270,900		364,500	1	373,000		414,200					
16	200,500		237,500		272,100		366,400		375,400		416,200					
17	201,300		238,200		273,300		368,000		377,700		418,000					
18	202,500		239,000		274,600		369,600		380,100		419,800					
19	203,700		239,800		275,900		371,200		382,500		421,600					
20	204,900		240,600		277,200		372,800		384,900		423,400					
21	205,900		241,300		278,400		374,300		387,000		425,000					
22	207,000		242,100		279,800		376,000		388,800		426,300					
23	208,100		242,900		281,200	1	377,700		390,600		427,600					
24	209,200		243,700		282,600		379,400		392,400		428,900					
25	210,200		244,200	1	283,800		381,100		393,900		430,000					
26	211,600		245,000		285,300		382,700		395,500		431,100					
27	213,000		245,800		286,800		384,300		397,100		432,200					
28	214,400		246,600		288,300		385,900		398,700		433,300					
29	215,700		247,200		289,800		387,200		400,000		434,400					
30	216,900		248,000		291,400		388,700		401,400		435,300					
31	218,100		248,800		293,000		390,200		402,800		436,200					
32	219,300		249,600		294,600		391,700		404,200		437,100					
33	220,500		250,400		296,000	1	392,900		405,300		437,800					
34	221,600		251,400	1	297,600		394,100		406,500		438,500					
35	222,700		252,400	1	299,200		395,300		407,700		439,200					
36	223,800		253,400		300,800		396,500	1	408,900		439,900					
37	224,900		254,100		302,400		397,600		410,100		440,600					
38	225,900		255,000		304,300		398,600		411,000		441,200					
39	226,900		255,900		306,200		399,600		411,900		441,800					
40	227,900		256,800		308,100		400,600		412,800		442,400					
41	228,900		257,600		309,700	1	401,500		413,700		442,800					
42	229,700		258,600		311,500		402,300		414,600		443,300					
43	230,500		259,600		313,300		403,100		415,500		443,800					
44	231,300		260,600		315,100		403,900		416,400		444,300					
45	231,900		261,400		316,800		404,700		417,000		444,600					
46	232,700		262,600		318,700		405,400		417,600		445,100					
47	233,500		263,800		320,600		406,100		418,200		445,600					
48	234,300		265,000		322,500		406,800		418,800		446,100					
49	234,800		266,100	1	324,200	1	407,400		419,400		446,600					
50	235,600		267,300		326,000		408,000		419,900		447,200					
51	236,400		268,500		327,800		408,600		420,400		447,800	1				
52	237,200		269,700		329,600		409,200		420,900		448,400					
53	238,000		270,800		331,300		409,700		421,200		448,700					
54	238,700		272,100		333,100		410,200		421,600		449,300					
55	239,400		273,400		334,900		410,700		422,000		449,900					
56	240,100		274,700		336,700		411,200		422,400		450,500					
57	240,500		275,900		338,400		411,700		422,700		450,800					
58	241,200		277,000		340,200		412,200		423,100	1	451,300					
59	241,900		278,100		342,000		412,700		423,500		451,800					
60	242,600		279,200		343,800		413,200		423,900	1	452,300					
61	243,100		280,000		345,400	1	413,500		424,300		452,600					
62	243,700		281,200		347,100		414,000		424,800		453,100					
63	244,300		282,400		348,800		414,500		425,300		453,600					
64	244,900		283,600		350,500		415,000		425,800		454,100					
65	245,200		284,700		352,000		415,200		426,100		454,600					
66	245,700		285,900		353,600		415,500		426,600		455,000					
67	246,200		287,100		355,200		415,800		427,100		455,400					
68	246,700		288,300		356,800		416,100		427,600		455,800					
69	247,200		289,500		358,400		416,300		428,100		455,900					
70	247,700		290,800		359,800		416,600		428,300		456,400					

級 給 号	1		2		3		4		5		6		7		8	
	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人	給料月額	人数	給料月額	人数
71	248,200		292,100		361,200		416,900		428,500		456,900					
72	248,700		293,400		362,600		417,200		428,700		457,400					
73	249,200		294,500		363,900		417,300		428,900		457,900					
74	249,700		295,700		365,100		417,600		429,100		458,400					
75	250,200		296,900		366,300		417,900		429,300		458,900					
76	250,700		298,100		367,500		418,100		429,500		459,400					
77	251,200		299,300		368,500	1	418,200		429,600		459,800	1				
78	251,700		300,500		369,600											
79	252,200		301,700		370,700											
80	252,700		302,900		371,800											
81	253,200		304,000		372,600											
82			305,300		373,400											
83			306,600		374,200											
84			307,900		375,000	1										
85			308,900		375,500											
86					376,100											
87					376,700											
88					377,300											
89					377,600											
90					378,000											
91					378,400											
92					378,800											
93					379,200											
94					379,500											
95					379,800											
96					380,100											
97					380,400											
98					380,600											
99					380,800											
100					381,000											
101					381,200											
102					381,500											
103					381,800											
104					382,100											
105					382,300											
106					382,600											
107					382,900											
108					383,200											
109					383,500											
人員計	0人		6人		8人		3人		2人		2人		1人		0人	
構成比	—		27.3%		36.4%		13.6%		9.1%		9.1%		4.5%		—	
平均給料	—		245,783円		319,863円		388,033円		423,500円		453,800円		501,800円		—	

適 用 職 員 数	22人
平 均 給 料	338,823円

(参考)

(9) 病院局行政職給料表 (病院局の一般事務)

号給	級	1		2		3		4		5		6		7		8	
		給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数
		円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
1		179,400		215,600		255,700		336,300		342,400		383,600		466,900		523,600	
2		180,700		217,700		256,500		338,500		344,600		386,000		476,600		529,500	
3		182,000		219,800		257,300		340,700		346,800		388,400		485,900		534,600	
4		183,300		221,900		258,100		342,900		349,000		390,800		492,600		539,100	
5		184,400		223,700		258,900	1	345,000		350,900		392,900		497,400		543,100	1
6		185,900		225,400		260,100		347,100		353,000		395,200		501,800		546,600	
7		187,400		227,100		261,300	1	349,200		355,100		397,500		505,500		549,600	
8		188,900		228,800		262,500		351,300		357,200		399,800		509,000		552,100	
9		190,400		230,300		263,700		353,400		359,000		402,000		511,700		554,100	
10		192,200		231,500	1	264,900	1	355,300		361,300		404,100		513,700			
11		194,000		232,700		266,100	1	357,200		363,600		406,200					
12		195,800		233,900		267,300		359,100	1	365,900		408,300					
13		197,500		234,800	2	268,500		360,700	1	368,200		410,200					
14		198,500		235,700		269,700		362,600		370,600		412,200					
15		199,500		236,600		270,900	1	364,500		373,000		414,200					
16		200,500		237,500	1	272,100		366,400		375,400		416,200					
17		201,300		238,200	1	273,300		368,000		377,700		418,000					
18		202,500		239,000		274,600		369,600		380,100		419,800					
19		203,700		239,800		275,900		371,200		382,500		421,600					
20		204,900		240,600		277,200	1	372,800		384,900		423,400					
21		205,900		241,300	2	278,400	3	374,300		387,000		425,000					
22		207,000		242,100		279,800		376,000		388,800		426,300					
23		208,100		242,900	2	281,200		377,700		390,600		427,600					
24		209,200		243,700	1	282,600		379,400	1	392,400		428,900					
25		210,200		244,200	1	283,800		381,100		393,900		430,000					
26		211,600		245,000		285,300	1	382,700		395,500		431,100					
27		213,000		245,800	1	286,800		384,300		397,100		432,200					
28		214,400		246,600		288,300		385,900		398,700		433,300					
29		215,700		247,200		289,800	2	387,200	1	400,000		434,400					
30		216,900		248,000		291,400		388,700		401,400		435,300					
31		218,100		248,800		293,000	1	390,200		402,800		436,200					
32		219,300		249,600	1	294,600		391,700		404,200		437,100					
33		220,500		250,400		296,000	1	392,900	1	405,300		437,800					
34		221,600		251,400		297,600		394,100		406,500		438,500					
35		222,700		252,400		299,200		395,300		407,700		439,200					
36		223,800		253,400		300,800	2	396,500		408,900		439,900					
37		224,900		254,100		302,400	1	397,600		410,100		440,600					
38		225,900		255,000	1	304,300		398,600		411,000		441,200					
39		226,900		255,900		306,200	1	399,600		411,900		441,800					
40		227,900		256,800		308,100		400,600		412,800		442,400					
41		228,900		257,600		309,700	3	401,500	1	413,700		442,800					
42		229,700		258,600		311,500	1	402,300		414,600		443,300	1				
43		230,500		259,600		313,300	1	403,100	1	415,500		443,800					
44		231,300		260,600	1	315,100		403,900		416,400		444,300					
45		231,900		261,400		316,800	1	404,700		417,000		444,600	1				
46		232,700		262,600		318,700	2	405,400		417,600		445,100					
47		233,500		263,800	2	320,600	1	406,100	1	418,200		445,600	1				
48		234,300		265,000		322,500	1	406,800	1	418,800		446,100					
49		234,800		266,100	1	324,200	1	407,400		419,400		446,600	1				
50		235,600		267,300		326,000		408,000		419,900		447,200					
51		236,400		268,500		327,800	2	408,600		420,400		447,800					
52		237,200		269,700		329,600	1	409,200	1	420,900		448,400					
53		238,000	1	270,800		331,300		409,700		421,200		448,700		1			
54		238,700		272,100	1	333,100		410,200		421,600		449,300	1				
55		239,400		273,400		334,900		410,700		422,000		449,900					
56		240,100		274,700		336,700		411,200		422,400		450,500					
57		240,500		275,900		338,400	1	411,700		422,700		450,800	1				
58		241,200		277,000		340,200	1	412,200	2	423,100		451,300					
59		241,900		278,100		342,000		412,700		423,500		451,800					
60		242,600		279,200		343,800	1	413,200		423,900		452,300					
61		243,100		280,000		345,400	1	413,500		424,300		452,600					
62		243,700		281,200		347,100		414,000		424,800		453,100					
63		244,300		282,400	1	348,800		414,500		425,300		453,600					
64		244,900		283,600		350,500		415,000	1	425,800		454,100					
65		245,200		284,700		352,000		415,200		426,100	1	454,600					
66		245,700		285,900		353,600		415,500		426,600		455,000					
67		246,200		287,100		355,200	1	415,800		427,100		455,400					
68		246,700		288,300	1	356,800		416,100		427,600		455,800					
69		247,200		289,500		358,400		416,300		428,100		456,300					
70		247,700		290,800		359,800		416,600		428,300		456,400					

給 号 級	1		2		3		4		5		6		7		8	
	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人				
71	248,200		292,100		361,200	2	416,900		428,500		456,900					
72	248,700		293,400		362,600	1	417,200		428,700		457,400	1				
73	249,200		294,500		363,900		417,300		428,900	1	457,900					
74	249,700		295,700		365,100		417,600		429,100	1	458,400					
75	250,200		296,900		366,300		417,900		429,300		458,900					
76	250,700		298,100	1	367,500		418,100		429,500		459,400					
77	251,200		299,300		368,500		418,200		429,600		459,800	1				
78	251,700		300,500		369,600											
79	252,200		301,700		370,700											
80	252,700		302,900		371,800											
81	253,200		304,000		372,600											
82			305,300	1	373,400											
83			306,600		374,200											
84			307,900		375,000	1										
85			308,900		375,500											
86					376,100											
87					376,700	2										
88					377,300											
89					377,600											
90					378,000											
91					378,400											
92					378,800											
93					379,200											
94					379,500	2										
95					379,800											
96					380,100											
97					380,400											
98					380,600											
99					380,800											
100					381,000											
101					381,200											
102					381,500											
103					381,800											
104					382,100											
105					382,300											
106					382,600											
107					382,900											
108					383,200											
109					383,500	1										
人員計	1人		23人		46人		13人		3人		9人		0人		1人	
構成比	1.0%		24.0%		47.9%		13.5%		3.1%		9.4%		—		1.0%	
平均給料	238,000円		255,826円		318,220円		395,800円		428,033円		449,567円		—		543,100円	

適 用 職 員 数	96人
平 均 給 料	331,029円

(参考)

(10) 病院局医療職給料表 (1) (病院の医師、歯科医師)

級 号給	1		2		3		4	
	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人
1	343,500		401,800		480,800		593,200	
2	346,100		405,700		483,100		599,500	
3	348,700		409,600		485,400		604,500	
4	351,300		413,500		487,700		609,300	2
5	353,700		417,200		489,900		613,300	
6	356,300		421,100		492,100		616,800	
7	358,900		425,000		494,300		619,800	
8	361,500		428,900		496,500		622,300	
9	364,000	4	432,700	1	498,400			
10	366,900		436,100		500,700			
11	369,800		439,500		503,000			
12	372,700		442,900		505,300			
13	375,600	4	446,200	3	507,500			
14	378,700		449,100		509,400			
15	381,800		452,000		511,300			
16	384,900		454,900		513,200			
17	387,900	4	457,700	4	514,900			
18	390,700		460,600		517,100			
19	393,500		463,500		519,300			
20	396,300		466,400		521,500			
21	399,100	4	469,000	7	523,400			
22	402,100		471,300		525,100			
23	405,100		473,600		526,800			
24	408,100		475,900		528,500			
25	410,800		478,000	5	530,200			
26	413,700		479,400		531,900			
27	416,600		480,800		533,600			
28	419,500		482,200		535,300			
29	422,200		483,500	7	536,900			
30	425,100		485,000		538,600			
31	428,000		486,500		540,300			
32	430,900		488,000		542,000			
33	433,600		489,500	4	543,500			
34	436,400		491,100		545,000			
35	439,200		492,700		546,500			
36	442,000		494,300		548,000			
37	444,700		495,700	8	549,400			
38	447,300		497,400	1	550,300			
39	449,900		499,100		551,200			
40	452,500		500,800		552,100			
41	455,100		502,300	7	552,700			
42	457,700		504,000		553,900			
43	460,300		505,700		555,100			
44	462,900		507,400		556,300			
45	465,500		509,000	4	557,500	1		
46	467,000		510,200		559,000			
47	468,500		511,400		560,500			
48	470,000		512,600		562,000			
49	471,300		513,600	5	563,500	2		
50	472,700		514,200		564,500			
51	474,100		514,800		565,500			
52	475,500		515,400		566,500	1		
53	476,700		516,000	2	567,300			
54	478,000		516,600		568,400	1		
55	479,300		517,200		569,500	1		
56	480,600		517,800		570,600			
57	481,900		518,300	4	571,400			
58	483,400		518,900		572,600			
59	484,900		519,500		573,800			
60	486,400		520,100		575,000			
61	487,900		520,500	3	575,900			
62	489,400		521,100		576,800			
63	490,900		521,700		577,700			
64	492,400		522,300		578,600	1		
65	493,600		522,900	5	579,300			
66	494,400		523,600		580,200	1		
67	495,200		524,300	1	581,100			
68	496,000		525,000		582,000			
69	496,800		525,700	4	582,700			
70	497,700		526,200		583,100			

級 給 号	1		2		3		4	
	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数
	円	人	円	人	円	人		
71	498,600		526,700		583,500			
72	499,500		527,200		583,900			
73	500,200		527,500	8	584,100			
74	500,900		528,000		584,500			
75	501,600		528,500		584,900			
76	502,300		529,000		585,300			
77	502,900		529,400	2	585,600			
78	503,200		530,100		586,000			
79	503,500		530,800	1	586,400			
80	503,800		531,500		586,800			
81	503,900		532,000	3	587,000			
82			532,800		587,400			
83			533,600		587,800			
84			534,400		588,200			
85			534,900	6	588,500			
86			535,800		588,900			
87			536,700		589,300			
88			537,600		589,700			
89			538,200	39	589,800			
人員計	16人		134人		8人		2人	
構成比	10.0%		83.8%		5.0%		1.3%	
平均給料	381,650円		512,790円		568,463円		609,300円	

適 用 職 員 数	160人
平 均 給 料	503,666円

(参考)

(11) 病院局医療職給料表(2) (病院の薬剤師、臨床検査技師等)

級 号給	1		2		3		4		5		6	
	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
1	186,900		226,200		260,900		354,800		384,600		422,400	
2	190,100		227,700		261,600		357,100		387,100		424,200	
3	193,300		229,200		262,300		359,400		389,600		426,000	
4	196,500		230,700		263,000		361,700		392,100		427,800	
5	199,500		232,200		263,500		363,900	1	394,400		429,600	
6	201,000		233,800		264,300		366,300		396,800		431,100	
7	202,500		235,400		265,100		368,700	1	399,200		432,600	
8	204,000		237,000		265,900		371,100		401,600		434,100	
9	205,300		238,300	5	266,500	3	373,500		403,700		435,300	
10	206,700		239,000		267,300		375,900		405,900		436,400	
11	208,100		239,700		268,100	1	378,300		408,100		437,500	
12	209,500		240,400		268,900		380,700		410,300		438,600	
13	210,900		241,100	10	269,600		383,100		412,400		439,400	
14	212,600		242,200		270,600		385,400		414,200		440,300	
15	214,300		243,300		271,600		387,700		416,000		441,200	
16	216,000		244,400		272,600		390,000		417,800		442,100	
17	217,400		245,500	11	273,500		392,300	1	419,600		442,700	
18	219,000		246,200	1	274,900		394,500	1	421,000		443,500	
19	220,600		246,900	1	276,300		396,700		422,400		444,300	
20	222,200		247,600		277,700		398,900		423,800		445,100	
21	223,800		248,200	6	279,000		401,000	1	425,200	1	445,900	
22	225,100		249,000		280,900		402,700	1	426,200		446,600	
23	226,400		249,800	2	282,800		404,400	1	427,200		447,300	
24	227,700		250,600		284,700		406,100		428,200		448,000	
25	229,000		251,200	3	286,500	2	407,800	1	429,000		448,400	
26	230,000		252,100		288,200		409,000	2	429,800		448,900	
27	231,000		253,000		289,900		410,200		430,600		449,400	
28	232,000		253,900	1	291,600		411,400		431,400		449,900	
29	232,800		254,500	3	293,100	3	412,600		432,200		450,200	
30	233,900		255,300		295,000		413,600	1	433,000		450,900	
31	235,000		256,100	3	296,900	2	414,600		433,800		451,600	
32	236,100		256,900	2	298,800		415,600		434,600		452,300	
33	237,000		257,400	4	300,400	3	416,300	1	435,300	1	453,000	
34	237,900		258,300		302,600		417,300		436,100		453,400	
35	238,800		259,200	2	304,800	4	418,300		436,900	2	453,800	
36	239,700		260,100	2	307,000	2	419,300	1	437,700		454,200	
37	240,600		260,700	1	308,900	3	420,200	2	438,300		454,300	
38	241,500		261,500	2	310,700	2	421,200	1	439,000		454,700	
39	242,400		262,300		312,500	3	422,200		439,700		455,100	
40	243,300		263,100	1	314,300	1	423,200	1	440,400		455,500	1
41	244,100		263,600	3	316,100	2	424,200		441,000		455,600	
42	245,000		264,300	1	318,100	1	425,000		441,600		455,800	
43	245,900		265,000	1	320,100	5	425,800		442,200	1	456,000	
44	246,800		265,700	2	322,100		426,600	1	442,800		456,200	
45	247,700		266,100	1	323,900	3	427,300		443,400		456,400	
46	248,500		266,900	1	325,800	2	428,000		443,900		456,600	
47	249,300		267,700	2	327,700	6	428,700		444,400		456,800	
48	250,100		268,500		329,600	3	429,400		444,900		456,900	1
49	250,600		269,300		331,500	2	430,100		445,200		457,000	
50	251,400		270,200		333,400	1	430,800		445,600			
51	252,200		271,100		335,300	2	431,500		446,000			
52	253,000		272,000		337,200	1	432,200		446,400			
53	253,800		272,800	1	339,000	2	432,800		446,600			
54	254,500		273,900		340,800	1	433,400		446,800			
55	255,200		275,000		342,600	3	434,000		447,000			
56	255,900		276,100	1	344,400	2	434,600		447,200			
57	256,400		277,000		345,900	6	435,100		447,400	1		
58	257,100		278,100		347,300		435,500					
59	257,800		279,200		348,700	4	435,900					
60	258,500		280,300		350,100		436,300					
61	259,000		281,200		351,500	3	436,500					
62	259,700		282,300		352,700	1						
63	260,400		283,400	1	353,900	2						
64	261,100		284,500		355,100	2						
65	261,600		285,300		356,200	3						
66	262,400		286,300		357,300	1						
67	263,200		287,300		358,400							
68	264,000		288,300		359,500							
69	264,700		289,000		360,600	1						
70	265,500		289,900		361,500	4						

級 号給	1		2		3		4		5		6	
	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数
71	266,300		290,800	1	362,400	1						
72	267,100		291,700		363,300							
73	267,600		292,600		364,200							
74	268,300		293,500		365,100							
75	269,000		294,400		366,000	1						
76	269,700	1	295,300		366,900							
77	270,300		296,000		367,800							
78	271,200		296,700		368,400							
79	272,100		297,400	1	369,000							
80	273,000		298,100		369,600							
81	273,900		298,800		370,200							
82	274,800		299,300		370,800	1						
83	275,700		299,800		371,400	1						
84	276,600		300,300		372,000							
85	277,200		300,800		372,300	1						
86	278,100		301,200		372,900	1						
87	279,000		301,600		373,500							
88	279,900		302,000		374,100							
89	280,500		302,200		374,700	1						
90	281,300		302,500		375,000							
91	282,100		302,800		375,300							
92	282,900		303,100		375,600							
93	283,600		303,400		375,800							
94	284,200		303,700		376,000	1						
95	284,800		304,000		376,200							
96	285,400		304,300		376,400							
97	285,700		304,600		376,600							
98	286,100				376,800							
99	286,500				377,000	1						
100	286,900				377,200							
101	287,300				377,400	6						
人員計	1人		76人		107人		18人		6人		2人	
構成比	0.5%		36.2%		51.0%		8.6%		2.9%		1.0%	
平均給料	269,700円		253,861円		333,201円		406,328円		437,317円		456,200円	

適用職員数	210人
平均給料	314,599円

(参考)

(12) 病院局医療職給料表(3) (病院の看護師等)

級 号給	1		2		3		4		5		6	
	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人
1	215,700		262,600		287,100		348,300		358,400		396,700	
2	218,300		264,600		287,600		350,000		360,200		398,900	
3	220,900		266,600		288,100		351,700		362,000		401,100	
4	223,500		268,600		288,600		353,400		363,800		403,300	
5	226,100		270,500	49	289,000	2	354,800		365,600		405,200	
6	229,500		270,900		290,000	1	356,400		367,500		407,400	
7	232,900		271,300	2	291,000	3	358,000		369,400		409,600	
8	236,300		271,700	1	292,000	1	359,600		371,300		411,800	
9	239,600		271,900	56	292,800	3	361,100		373,200		413,800	
10	242,400		272,500		293,600		362,700		375,200		415,700	
11	245,200		273,100	10	294,400	3	364,300		377,200		417,600	
12	248,000		273,700	2	295,200	1	365,900		379,200		419,500	
13	250,700	2	274,100	39	296,000	5	367,400		381,200		421,300	
14	252,100		274,500	1	296,800		369,100		383,100		423,100	
15	253,500		274,900	17	297,600	4	370,800		385,000		424,900	
16	254,900		275,300	2	298,400		372,500		386,900		426,700	
17	256,000	30	275,500	25	299,100	8	374,100		388,600		428,300	
18	257,200		276,100		300,000		375,900		390,300		429,800	
19	258,400		276,700	14	300,900	5	377,700		392,000		431,300	
20	259,600	1	277,300	2	301,800	1	379,500		393,700		432,800	
21	260,600		277,700	18	302,600	4	381,300		395,100		434,300	
22	261,700		278,200		303,800		383,200		396,700		435,400	
23	262,800		278,700	8	305,000	5	385,100		398,300		436,500	
24	263,900		279,200	3	306,200	2	387,000		399,900		437,600	
25	264,700		279,500	8	307,300	4	388,900		401,200		438,700	
26	265,500		280,100		308,500		390,600		402,700		439,700	
27	266,300		280,700	3	309,700	6	392,300		404,200		440,700	
28	267,100		281,300	3	310,900	1	394,000		405,700		441,700	
29	267,900		281,900	7	312,000	4	395,500		406,900		442,400	
30	268,600		282,600		313,200	1	397,100		408,300		443,500	
31	269,300		283,300	2	314,400	2	398,700		409,700		444,600	
32	270,000		284,000	1	315,600		400,300		411,100		445,700	
33	270,600	1	284,700		316,700	5	401,600		412,400		446,600	
34	271,400		285,700		318,000	2	403,100		413,700		447,200	
35	272,200		286,700	1	319,300	2	404,600		415,000		447,800	
36	273,000		287,700		320,600	1	406,100		416,300		448,400	
37	273,700		288,500	1	321,800	5	407,500	1	417,400		448,900	
38	274,100	1	289,100		322,900	1	408,500		418,800		449,400	
39	274,500		289,700	2	324,000	7	409,500		420,200	1	449,900	
40	274,900	1	290,300	2	325,100		410,500	1	421,600		450,400	
41	275,300		290,900	2	326,200	5	411,200		423,000		450,900	
42	275,700		291,600	1	327,300	3	412,000		424,200		451,100	
43	276,100	1	292,300		328,400	1	412,800	1	425,400		451,300	
44	276,500		293,000	1	329,500	3	413,600		426,600		451,500	
45	276,700		293,500		330,300		414,400	3	427,800		451,700	2
46	277,100	1	294,500	1	331,400	1	415,500		428,700			
47	277,500		295,500		332,500	3	416,600		429,600			
48	277,900		296,500	1	333,600	1	417,700	3	430,500			
49	278,200	1	297,200		334,600	5	418,700	5	431,100			
50	278,600		298,200		335,700	3	419,300	1	431,700	1		
51	279,000		299,200		336,800	3	419,900		432,300			
52	279,400		300,200		337,900	2	420,500		432,900			
53	279,700		300,900		338,800	4	420,800	1	433,300			
54	279,900		301,900		339,900	3	421,300		433,600			
55	280,100		302,900		341,000	3	421,800		433,900			
56	280,300		303,900		342,100		422,300		434,200			
57	280,500		304,900		343,200	3	422,800	1	434,300			
58	280,700		306,100	1	344,300	1	423,200	1	434,600			
59	280,900		307,300		345,400	3	423,600	1	434,900	2		
60	281,100		308,500		346,500	1	424,000		435,200			
61	281,300		309,500		347,300	4	424,200	5	435,300	4		
62	281,500		310,700		348,600	6						
63	281,700		311,900		349,900	3						
64	281,900		313,100		351,200	1						
65	282,100		314,300		352,200	2						
66	282,400		315,500		353,400	3						
67	282,700		316,700		354,600	6						
68	283,000		317,900		355,800	1						
69	283,100		318,900		356,700	3						
70	283,500		320,000		357,700	5						

級 号給	1		2		3		4		5		6	
	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数
71	283,900		321,100		358,700	3						
72	284,300		322,200		359,700	3						
73	284,500		323,200		360,600	5						
74	285,000		324,100		361,600	4						
75	285,500		325,000		362,600	3						
76	286,000		325,900		363,600	4						
77	286,200		326,600		364,300	4						
78	286,600		327,300		365,200	3						
79	287,000		328,000		366,100	3						
80	287,400		328,700	1	367,000	3						
81	287,800		329,400		367,700	5						
82	288,100		329,900		368,600	5						
83	288,400		330,400		369,500	4						
84	288,700		330,900		370,400	5						
85	289,000		331,300		371,200	2						
86	289,300		331,700		372,100	3						
87	289,600		332,100		373,000	2						
88	289,900		332,500		373,900	2						
89	290,100		332,900		374,500	1						
90	290,300		333,400		375,500	6						
91	290,500		333,900		376,500	2						
92	290,700		334,400		377,500	5						
93	290,900		334,900		378,400	1						
94	291,100		335,400		379,200	3						
95	291,300		335,900		380,000	4						
96	291,500		336,400		380,800	3						
97	291,700		336,800		381,400	3						
98			337,100		382,100	6						
99			337,400		382,800	3						
100			337,700		383,500	2						
101			338,000		384,000							
102			338,300		384,600	1						
103			338,600		385,200	6						
104			338,900		385,800	3						
105			339,200		386,200	1						
106			339,400		386,800	4						
107			339,600		387,400	2						
108			339,800		388,000	4						
109			340,000		388,300	3						
110			340,300		388,800	1						
111			340,600		389,300	2						
112			340,900		389,800	5						
113			341,200		390,100	1						
114					390,600							
115					391,100	1						
116					391,600							
117					392,100	21						
118												
119												
120												
121												
人員計	39人		287人		328人		24人		8人		2人	
構成比	5.7%		41.7%		47.7%		3.5%		1.2%		0.3%	
平均給料	258,769円		275,320円		349,533円		418,804円		432,863円		451,700円	

適用職員数	688人
平均給料	317,113円

(参考)

(13) 病院局技能労務職給料表（病院局の技能員、看護補助員等）

級 号給	1		2		3		4	
	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数
	円	人	円	人	円	人	円	人
1	179,400		215,600		255,700		333,200	
2	180,700		217,700		256,500		335,000	
3	182,000		219,800		257,300		336,800	
4	183,300		221,900		258,100		338,600	
5	184,400		223,700		258,900		340,300	
6	185,900		225,400		260,100		342,100	
7	187,400		227,100		261,300		343,900	
8	188,900		228,800		262,500		345,700	
9	190,400		230,300		263,700		347,400	
10	192,200		231,500		264,900		349,200	
11	194,000		232,700		266,100		351,000	
12	195,800		233,900		267,300		352,800	
13	197,500		234,800		268,500		354,400	
14	198,500		235,700		269,700		356,100	
15	199,500		236,600		270,900		357,800	
16	200,500		237,500		272,100		359,500	
17	201,300		238,200		273,300		361,000	
18	202,500		239,000		274,600		362,600	
19	203,700		239,800		275,900		364,200	
20	204,900		240,600		277,200		365,800	
21	205,900		241,300		278,400		367,400	
22	207,000		242,100		279,800		368,800	
23	208,100		242,900		281,200		370,200	
24	209,200		243,700		282,600		371,600	
25	210,200		244,200		283,800		372,900	
26	211,600		245,000		285,300		374,100	
27	213,000		245,800		286,800		375,300	
28	214,400		246,600		288,300		376,500	
29	215,700		247,200		289,800		377,500	
30	216,900		248,000		291,400		378,600	
31	218,100		248,800		293,000		379,700	
32	219,300		249,600		294,600		380,800	
33	220,500		250,400		296,000		381,600	
34	221,600		251,400		297,600		382,400	
35	222,700		252,400		299,200		383,200	
36	223,800		253,400		300,800		384,000	
37	224,900		254,100		302,400		384,500	
38	225,900		255,000		304,300		385,100	
39	226,900		255,900		306,200		385,700	
40	227,900		256,800		308,100		386,300	
41	228,900		257,600		309,700		386,600	
42	229,700		258,600		311,500		387,000	
43	230,500		259,600		313,300		387,400	
44	231,300		260,600		315,100		387,800	
45	231,900		261,400		316,800		388,200	
46	232,700		262,600		318,700		388,500	
47	233,500		263,800		320,600		388,800	
48	234,300		265,000		322,500		389,100	
49	234,800		266,100		324,200		389,400	
50	235,600		267,300		326,000		389,600	
51	236,400		268,500		327,800		389,800	
52	237,200		269,700		329,600		390,000	
53	238,000		270,800		331,300		390,200	
54	238,700		272,100		333,100		390,500	
55	239,400		273,400		334,900		390,800	
56	240,100		274,700		336,700		391,100	
57	240,500		275,900		338,400		391,300	
58	241,200		277,000		340,200		391,600	
59	241,900		278,100		342,000		391,900	
60	242,600		279,200		343,800		392,300	
61	243,100		280,000		345,400		392,500	
62	243,700		281,200		347,100		392,900	
63	244,300		282,400		348,800		393,300	
64	244,900		283,600		350,500		393,700	
65	245,200		284,700		352,000		393,800	
66	245,700		285,900		353,600		394,300	
67	246,200		287,100		355,200		394,700	
68	246,700		288,300		356,800		395,100	
69	247,200		289,500		358,400		395,400	
70	247,700		290,800		359,800		395,600	

級 号給	1		2		3		4	
	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数
	円	人	円	人	円	人	円	人
71	248,200		292,100		361,200		395,800	
72	248,700		293,400		362,600		396,000	
73	249,200		294,500		363,900		396,100	
74	249,700		295,700		365,100		396,300	
75	250,200		296,900		366,300		396,500	
76	250,700		298,100		367,500		396,700	
77	251,200		299,300		368,500		396,900	
78	251,700		300,500		369,600	1	397,100	
79	252,200		301,700		370,700		397,300	
80	252,700		302,900		371,800		397,500	
81	253,200		304,000		372,600		397,700	
82	253,700		305,300		373,400			
83	254,200		306,600		374,200			
84	254,700		307,900		375,000			
85	255,200		308,900		375,500			
86	255,700		310,200		376,100			
87	256,200		311,500		376,700			
88	256,700		312,800		377,300			
89	257,200		313,900		377,600			
90	257,700		315,000		378,000			
91	258,200		316,100		378,400			
92	258,700		317,200		378,800			
93	259,200		318,500		379,200			
94	259,700		319,600		379,500			
95	260,200		320,700		379,800			
96	260,700		321,800		380,100			
97	261,200		323,000		380,400			
98	261,700		323,700		380,600			
99	262,200		324,400		380,800			
100	262,700		325,100		381,000			
101	263,200		325,900		381,200			
102			326,500		381,500			
103			327,100		381,800			
104			327,700		382,100			
105			328,300		382,300			
106			328,900		382,600			
107			329,500		382,900			
108			330,100		383,200			
109			330,700		383,500			
110					383,900			
111					384,300			
112					384,700			
113					384,800			
114					385,200			
115					385,600			
116					386,000			
117					386,400			
118					386,600			
119					386,800			
120					387,000			
121					387,100			
122					387,300			
123					387,500			
124					387,700			
125					387,900			
人員計	0人		0人		1人		0人	
構成比	—		—		100.0%		—	
平均給料	—		—		369,600円		—	

適用職員数	1人
平均給料	369,600円

第4表 職員の給料表別、職務の級別、年齢別人員等

(1) 行政職給料表 (一般)

級 年齢	1	2	3	4	5	6	7	8	計
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
18	10								10
19	8								8
20	11								11
21	13								13
22	17	80							97
23	14	103							117
24	11	115							126
25	6	148							154
26	2	117							119
27	1	148							149
28	3	70	53						126
29	2	59	58						119
30	4	36	61						101
31	3	46	84						133
32	1	27	104						132
33	3	16	82						101
34	3	11	75						89
35	1	3	106	2					112
36		10	122	12			1		145
37	1	9	99	7					116
38	1	11	140	20				1	173
39	1	5	111	25					142
40		6	110	26					142
41		5	110	40	2		1		158
42	1	3	81	44	5				134
43	1	2	73	57	10				143
44		4	64	61	10	1			140
45		1	62	50	10	1			124
46	2	4	51	49	17	3			126
47	2	1	54	57	29	9			152
48			45	49	37	16			147
49		2	38	36	28	16			120
50			35	36	27	11			109
51			35	41	27	15			118
52		2	47	37	24	16	3		129
53		1	35	30	26	30	5		127
54		1	28	31	24	31	7		122
55			24	16	21	20	6	1	88
56		1	29	18	14	26	12	4	104
57		1	23	22	12	25	10	3	96
58			15	21	19	36	8	3	102
59		1	18	17	12	18	15	6	87
60以上									
人員計	122人	1,049人	2,072人	804人	354人	274人	68人	18人	4,761人
平均給料	220,153円	246,548円	328,243円	397,878円	425,515円	450,548円	497,128円	542,350円	336,725円
平均年齢	25.2歳	27.7歳	40.6歳	47.6歳	51.3歳	54.3歳	56.3歳	56.8歳	40.4歳

(注) 上記の平均給料には調整額は含まれていない。(以下本表において同じ。)

(2) 行政職給料表(消防職員)

級 年 齢	1	2	3	4	5	6	7	8	計
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
18	9								9
19	10								10
20	11								11
21	10								10
22	14	22							36
23	10	31							41
24	9	38							47
25	1	32							33
26		48							48
27		42							42
28		21	6						27
29		15	6						21
30		18	15						33
31		14	18						32
32		5	35						40
33		3	33						36
34			27						27
35			23	1					24
36			18	3					21
37			21	7					28
38			19	7					26
39			17	12					29
40			9	11					20
41			9	14					23
42			1	8					9
43			2	15	2				19
44			6	6	3				15
45			1	9	4				14
46				7	3				10
47				8	6				14
48				3	3				6
49			2	3	2	2			9
50				2		3			5
51			1	8	6	5			20
52			1	3	1	6			11
53			2	5	2	3			12
54			3			2	3		8
55			4	4	2	1			11
56			2	1	2	2	1		8
57			2	3	1	1	1		8
58			1	4	5	7	2		19
59				3	4	1	3	1	12
60以上									
人員計	74人	289人	284人	147人	46人	33人	10人	1人	884人
平均給料	214,565円	246,460円	315,101円	394,987円	426,237円	450,294円	497,200円	523,600円	310,655円
平均年齢	21.5歳	26.6歳	36.6歳	45.2歳	51.1歳	54.1歳	57.3歳	59.3歳	35.2歳

(3) 教育職給料表

級 年齢	1	2	3	4	5	計
18	人	人	人	人	人	人
19						
20						
21						
22		68				68
23		82				82
24		96				96
25		96				96
26		91				91
27		83				83
28		87				87
29		113				113
30		112				112
31		145				145
32		149				149
33		126				126
34		132				132
35		140				140
36		141				141
37		133				133
38		169				169
39		133				133
40		141				141
41		153				153
42		133		2		135
43		114	1	9		124
44		92	1	19		112
45		74		14		88
46		71	1	23		95
47		70		23		93
48		60		22		82
49		42		16		58
50		42		17		59
51		44	1	9	5	59
52		38		5	7	50
53		37	1	6	11	55
54		32		2	15	49
55		40	1	8	19	68
56		31		2	15	48
57		37	2		20	59
58		29	2	1	22	54
59		34		1	31	66
60以上						
人員計	0人	3,410人	10人	179人	145人	3,744人
平均給料	—	357,971円	424,430円	442,126円	461,194円	366,170円
平均年齢	—	37.8歳	52.7歳	48.4歳	56.6歳	39.1歳

(4) 医療職給料表 (1)

級 年齢	1	2	3	4	計
18	人	人	人	人	人
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34		1			1
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44					
45					
46					
47					
48					
49					
50					
51					
52					
53		1			1
54				1	1
55					
56					
57					
58					
59					
60以上		1		1	2
人員計	0人	3人	0人	2人	5人
平均給料	—	491,933円	—	611,300円	539,680円
平均年齢	—	49.8歳	—	59.7歳	53.8歳

(5) 医療職給料表(2)

級 年齢	1	2	3	4	5	6	計
	人	人	人	人	人	人	人
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25		2					2
26		1					1
27		1					1
28			1				1
29		1					1
30			2				2
31		1	1				2
32		2	3				5
33		1	1				2
34		3	3				6
35		1	1				2
36							
37			3				3
38			7				7
39			1	2			3
40			4				4
41			2				2
42			2				2
43			3				3
44			4				4
45			3	2			5
46							
47			1	3			4
48				2			2
49			1	1			2
50			2				2
51				2			2
52				1	2		3
53			1		1		2
54			1				1
55				1			1
56				2	2		4
57			1				1
58							
59			1	2			3
60以上							
人員計	0人	13人	49人	18人	5人	0人	85人
平均給料	—	262,615円	336,053円	418,467円	440,280円	—	348,405円
平均年齢	—	31.0歳	40.9歳	50.0歳	54.1歳	—	42.1歳

(6) 特定任期付職員給料表

年齢 \ 給料 号給	1	2	3	4	5	6	7	計
18	人	人	人	人	人	人	人	人
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
31								
32								
33								
34								
35								
36								
37								
38								
39								
40								
41								
42								
43								
44								
45								
46								
47								
48								
49								
50								
51								
52								
53								
54								
55								
56								
57								
58								
59			1					1
60以上				1	1			2
人員計	0人	0人	1人	1人	1人	0人	0人	3人
平均給料	—	—	491,000円	558,000円	638,000円	—	—	562,333円
平均年齢	—	—	59.4歳	63.9歳	63.3歳	—	—	62.3歳

(参考)

(7) 技能労務職給料表

年 齢 \ 級	1	2	3	4	計
	人	人	人	人	人
18					
19					
20	1				1
21					
22					
23	1				1
24	3				3
25	4				4
26	1				1
27	3				3
28	3				3
29	1	1			2
30	7	2			9
31	6	4			10
32	3	1			4
33	2	3			5
34	4	1			5
35	1	1			2
36	4	2			6
37	3	4	1		8
38	4	1			5
39	1	1	3		5
40	4	3	4		11
41	4	5	11		20
42	9	7	12		28
43	3	1	5		9
44	3	4	7		14
45	4	2	11		17
46	2	2	4		8
47		2	14		16
48			16		16
49			18		18
50		1	22		23
51			33		33
52			27	1	28
53			26		26
54			15	2	17
55			11	1	12
56			18	4	22
57			12	2	14
58			10	3	13
59			9	1	10
60以上					
人 員 計	81人	48人	289人	14人	432人
平均給料	238,842円	267,994円	362,958円	392,286円	330,085円
平均年齢	35.6歳	39.5歳	50.8歳	56.5歳	46.9歳

(参考)

(8) 水道局企業職給料表

級 年 齢	1	2	3	4	5	6	7	8	計
18	人	人	人	人	人	人	人	人	人
19									
20									
21									
22		2							2
23									
24									
25									
26		1							1
27									
28									
29		2							2
30		1							1
31			1						1
32									
33			1						1
34									
35			1						1
36									
37			1						1
38			1						1
39				1					1
40									
41			1						1
42									
43				1					1
44									
45			1						1
46									
47			1						1
48									
49				1					1
50									
51									
52					2				2
53									
54									
55									
56									
57							1		1
58									
59						2			2
60以上									
人員計	0人	6人	8人	3人	2人	2人	1人	0人	22人
平均給料	—	245,783円	319,863円	388,033円	423,500円	453,800円	501,800円	—	338,823円
平均年齢	—	26.8歳	38.8歳	44.3歳	52.8歳	59.2歳	57.0歳	—	40.3歳

(参考)

(9) 病院局行政職給料表

級 年 齢	1	2	3	4	5	6	7	8	計
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
18									
19									
20									
21									
22									
23		2							2
24		2							2
25		4							4
26		3							3
27									
28		1	3						4
29		2	1						3
30			1						1
31			1						1
32		1	1						2
33			1						1
34			2						2
35			3						3
36			1						1
37			3						3
38			3						3
39		1	1						2
40			1	2					3
41			1						1
42		1	1						2
43			1	4					5
44		1							1
45		1	3						4
46			3	1					4
47		2	1	1					4
48			3						3
49			6			1			7
50				1	2				3
51	1		2	1					4
52		1	1	1					3
53					1	5			6
54						2			2
55						1			1
56			1	1					2
57			1						1
58				1				1	2
59		1							1
60以上									
人員計	1人	23人	46人	13人	3人	9人	0人	1人	96人
平均給料	238,000円	255,826円	318,220円	395,800円	428,033円	449,567円	—	543,100円	331,029円
平均年齢	51.4歳	33.8歳	41.8歳	47.7歳	51.7歳	53.4歳	—	58.5歳	42.3歳

(参考)

(10) 病院局医療職給料表(1)

年 齢 \ 級	1	2	3	4	計
	人	人	人	人	人
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26	1				1
27	3				3
28	4				4
29	4				4
30	1				1
31		2			2
32		2			2
33		4			4
34	2	7			9
35	1	6			7
36		4			4
37		6			6
38		8			8
39		7			7
40		3			3
41		4			4
42		4			4
43		4			4
44		7			7
45		5			5
46		5			5
47		5			5
48		3			3
49		2			2
50		5			5
51		5			5
52		9			9
53		2			2
54		4			4
55		1			1
56		3			3
57		4			4
58		1			1
59		1			1
60以上		11	8	2	21
人 員 計	16人	134人	8人	2人	160人
平均給料	381,650円	512,790円	568,463円	609,300円	503,666円
平均年齢	29.8歳	45.8歳	63.5歳	63.3歳	45.3歳

(参考)

(11) 病院局医療職給料表(2)

級 年齢	1	2	3	4	5	6	計
	人	人	人	人	人	人	人
18							
19							
20							
21							
22		3					3
23		8					8
24		12					12
25		9					9
26		6					6
27		4					4
28		8	3				11
29		2	1				3
30		8					8
31		7					7
32		1					1
33		3	4				7
34		1	8				9
35			14				14
36			11				11
37			4				4
38	1	2	7				10
39			5				5
40			10	1			11
41			5	1			6
42			2	2			4
43		1	7	1			9
44			7	2			9
45			3	1			4
46			3	2	2		5
47			2	2			6
48			1	4			5
49							
50		1	2				3
51			1				1
52			1			1	2
53			1				1
54							
55			2				2
56			1				1
57			1	1	1	1	4
58				1	2		3
59			1		1		2
60以上							
人員計	1人	76人	107人	18人	6人	2人	210人
平均給料	269,700円	253,861円	333,201円	406,328円	437,317円	456,200円	314,599円
平均年齢	38.6歳	28.2歳	40.3歳	46.8歳	54.8歳	55.3歳	37.0歳

(参考)

(12) 病院局医療職給料表 (3)

級 年齢	1	2	3	4	5	6	計
	人	人	人	人	人	人	人
18							
19							
20	2						2
21	27						27
22	1	44					45
23	2	66					68
24	1	61					62
25	1	39					40
26		33					33
27	2	14					16
28		7	6				13
29	1	2	10				13
30	1	4	15				20
31		5	11				16
32		3	7				10
33		1	7				8
34	1	1	7				9
35			6				6
36			9				9
37		1	5				6
38			4				4
39			5				5
40		1	10				11
41			11				11
42		1	12				13
43		1	12				13
44			10	1			11
45			19				19
46		1	12	2			15
47			12				12
48			15				15
49		1	23	1			25
50			13		2		15
51		1	10	2			13
52			13	2	2		17
53			13	3			16
54			14	2	2	1	19
55			14	3	1	1	19
56			10	4			14
57			2	2			4
58			5		1		6
59			6	2			8
60以上							
人員計	39人	287人	328人	24人	8人	2人	688人
平均給料	258,769円	275,320円	349,533円	418,804円	432,863円	451,700円	317,113円
平均年齢	22.8歳	25.4歳	44.7歳	53.8歳	53.5歳	55.1歳	35.8歳

(参考)

(13) 病院局技能労務職給料表

年 齢 \ 級	1	2	3	4	計
	人	人	人	人	人
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44					
45					
46					
47					
48					
49					
50					
51			1		1
52					
53					
54					
55					
56					
57					
58					
59					
60以上					
人 員 計	0人	0人	1人	0人	1人
平均給料	—	—	369,600円	—	369,600円
平均年齢	—	—	51.8歳	—	51.8歳

第5表 職員の扶養手当の支給状況

1 支給区分別職員数

(参考)

支給区分		給料表適用職員	技能労務職員及び 企業職員を含む全職員
受給者数		人 3,410	人 3,927
扶養親族の内訳	配偶者 (手当額 4,500 円)	1,105	1,253
	子 (手当額 11,000 円)	5,716	6,563
	子以外の扶養親族 (手当額 6,500 円)	89	114
	延扶養親族数	6,910	7,930
	特定期間にある子 (加算額 5,000 円)	1,199	1,469
非受給者数		6,072	7,164
受給者1人当たり平均手当額		21,784 円	21,835 円

- (注) 1 第5表1及び2という扶養親族とは、扶養手当の支給対象になっているものをいう。
 2 「特定期間にある子」とは、扶養親族のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子をいう。
 3 給料表適用職員とは、「千葉市職員の給与に関する条例」に定める給料表の適用を受ける職員をいう。
 以下、第8表までについて同じ。

2 扶養親族数別職員数

(参考)

扶養親族数	給料表適用職員	技能労務職員及び 企業職員を含む全職員
1 人	人 1,066	人 1,246
2 人	1,421	1,629
3 人	734	836
4 人	164	187
5人以上	25	29
受給者1人当たり平均扶養親族数	2.0 人	2.0 人

第6表 職員の管理職手当の支給状況

給料表 \ 区分	手 当 受 給 者 数	受給者1人当たり平均手当額
行 政 職 (一 般)	人 714	円 77,017
行 政 職 (消 防)	90	76,511
教 育 職	324	62,565
医 療 職 (1)	5	112,400
医 療 職 (2)	5	67,100
計	1,138	72,974

(参考)

技 能 労 務 職		0	0
企 業 職	水 道 局	5	80,900
	病 院 局 (行 政 職)	13	79,762
	病 院 局 (医 療 職 (1))	10	122,770
	病 院 局 (医 療 職 (2))	8	69,875
	病 院 局 (医 療 職 (3))	10	69,320
	病 院 局 (技 能 労 務 職)	0	0
合 計		1,184	73,451

第7表 職員の住居手当の支給状況

区 分		給 料 表 適 用 職 員
受 給 者	最 高 支 給 限 度 額 (2 7 , 0 0 0 円) 未 満 の 受 給 者	人 283
	最 高 支 給 限 度 額 (2 7 , 0 0 0 円) の 受 給 者	2,183
	計	2,466
非 受 給 者		7,016
受 給 者 1 人 当 た り 平 均 手 当 額		26,647 円

(参考)

技 能 労 務 職 員 及 び 企 業 職 員 を 含 む 全 職 員	
人 320	
2,582	
2,902	
8,189	
26,665 円	

第8表 職員の通勤手当の支給状況

区 分			給 料 表 適 用 職 員
受 給 者	の 交 通 利 用 機 関 者 等	最高支給限度額(150,000 円) 未満の受給者	人 3,344
		最高支給限度額(150,000 円) の受給者	0
		小 計	3,344
	自 動 車 等 の み 使 用 者		5,153
	併 自 交 通 車 機 関 等 者 の と	最高支給限度額(150,000 円) 未満の受給者	621
		最高支給限度額(150,000 円) の受給者	0
		小 計	621
		計	9,118
	非 受 給 者		
受 給 者 1 人 当 た り 平 均 手 当 額			9,194 円

(参考)

技 能 労 務 職 員 及 び 企 業 職 員 を 含 む 全 職 員	
人 3,734	
0	
3,734	
6,254	
668	
0	
668	
10,656	
435	
9,049 円	

2 民間給与関係資料

令和８年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

１ 調査の目的と時期

この調査は、本市職員の給与を検討するため、令和８年４月現在における民間給与の実態を調査したものである。

２ 調査機関

本委員会、人事院、千葉県人事委員会等

３ 調査の範囲

（１）調査対象事業所

全産業の企業規模100人以上で、かつ、事業所規模50人以上の本市内の民間事業所 396事業所

（２）調査対象職種

事務・技術関係職種22職種、その他の職種54職種、合計76職種

調査対象職種一覧表

初任給関係以外の調査職種（58 職種）	事務・技術関係職種（16 職種）	支店長 事務部長 事務部次長 事務課長	事務課長代理 事務係長 事務主任 事務係員	初任給関係職種（18 職種）	事務・技術関係職種（6 職種）	新卒事務員(大学卒) 新卒事務員(短大卒) 新卒事務員(高校卒)
		工場長 技術部長 技術部次長 技術課長	技術課長代理 技術係長 技術主任 技術係員			新卒技術者(大学卒) 新卒技術者(短大卒) 新卒技術者(高校卒)
	その他職種（42 職種）	電話交換手 自家用乗用自動車運転手 守衛 用務員 船長・機関長 一等航海士・機関士 二等航海士・機関士 三等航海士・機関士 運航士 甲板長・操機長 甲板手・操機手 甲板員・機関員 大学学長・副学長・学部長 大学教授 大学准教授 大学講師 大学助教 高等学校校長 高等学校教頭 高等学校教諭	研究所長 研究部(課)長 研究室(係)長 主任研究員 研究員 研究補助員 病院長 副院長 医科長 医師 歯科医師 薬局長 薬剤師 診療放射線技師 臨床検査技師 栄養士 理学療法士 作業療法士 総看護師長 看護師長 看護師 准看護師		その他職種（12 職種）	新卒船員(海上技術学校卒) 新卒大学助教(大学卒) 新卒研究員(大学卒) 新卒研究補助員(短大卒) 新卒研究補助員(高校卒) 新卒高等学校教諭(大学卒) 准新卒医師 准新卒薬剤師 准新卒診療放射線技師 新卒栄養士 准新卒看護師 准新卒准看護師

4 調査対象の抽出

(1) 標本事業所の抽出

上記3の(1)に記載した事業所を組織(本店・支店の別)、企業規模、産業により9層に層化し、これらの層から88事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第9表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

調査事業所において初任給関係職種以外の調査職種に該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

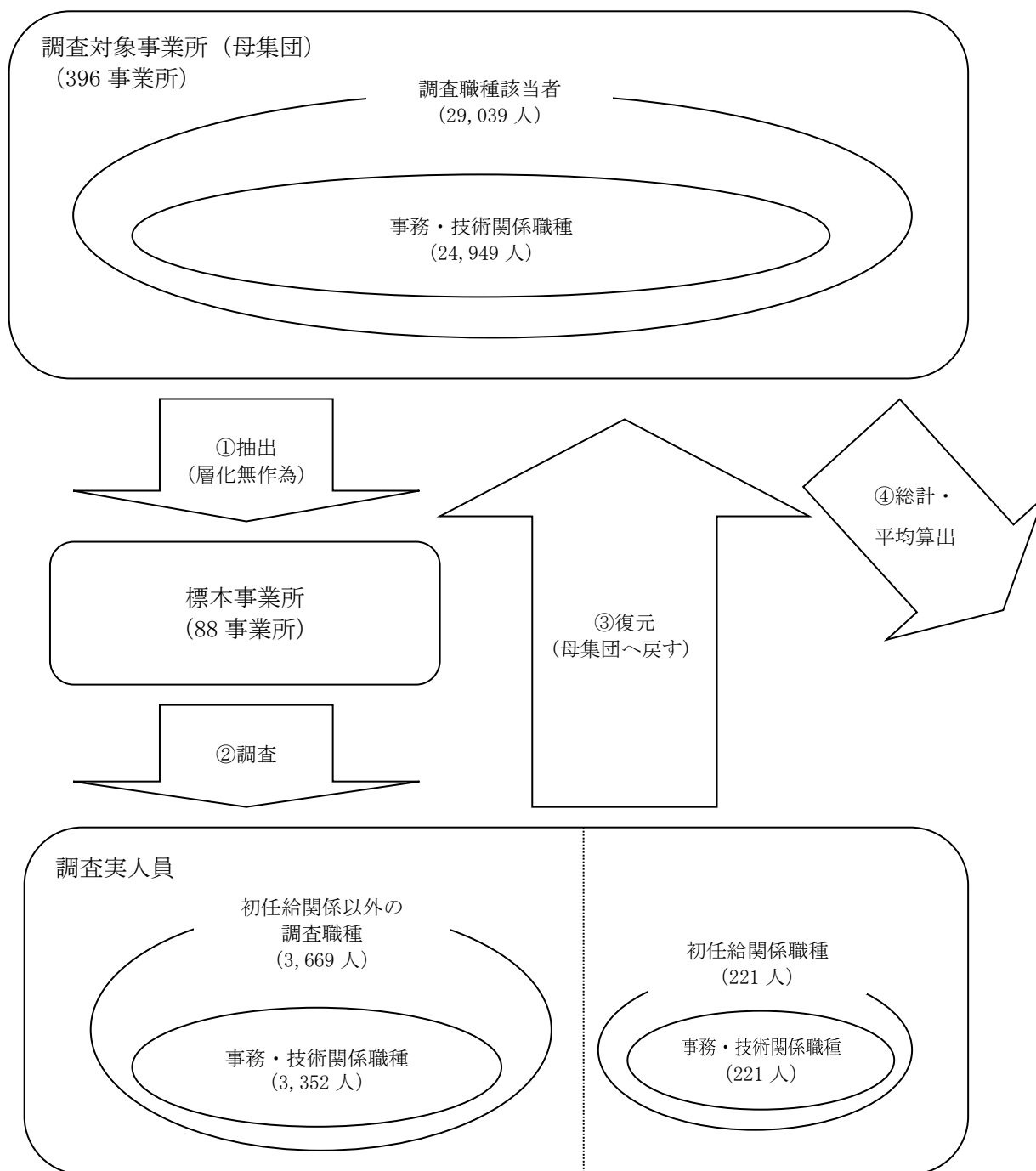
(3) 調査実人員

初任給関係職種221人(事務・技術関係職種の調査実人員221人)、初任給関係職種以外の調査職種3,669人(事務・技術関係職種の調査実人員3,352人。なお、調査職種該当者(母集団)の推定数は、29,039人であり、このうち事務・技術関係職種は、24,949人である。)

5 集 計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

< 標本の抽出から集計までの流れ >



- ① 調査対象事業所（母集団）から標本事業所を抽出する。
- ② 標本事業所に対して、職種別民間給与実態調査を実施する。
- ③ 調査結果を基に、調査対象事業所（母集団）において推定された調査職種該当人数に対する値に復元する。
- ④ 復元した値を基に、総計及び平均を算出する。

第9表 産業別、企業規模別調査事業所数

企業規模 産業	規 模 計	3,000人	1,000人	500人	100人
		以 上	〃 2,999人	〃 999人	〃 499人
産 業 計	74	27	8	15	24
鉱 業、採 石 業、 砂利採取業、建設業	5	1	2	2	0
製 造 業	13	4	2	1	6
電気・ガス・熱供給・ 水道業、情報通信業、 運 輸 業、郵 便 業	18	9	1	5	3
卸 売 業、小 売 業	12	5	0	5	2
金 融 業、保 険 業、 不動産業、物品賃貸業	9	3	3	1	2
教育、学習支援業、 医療、福祉、サービス業	17	5	0	1	11

- (注) 1 上記調査事業所のほか、調査不能の事業所が14事業所あった。
2 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く）である。

第10表 企業規模別、職種別、学歴別給与月額等

その1 公民給与比較の対象職種

1 規模計

職 種 名		調 査 人 員	平 均 年 齢	令和8年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
						(A) － (B)		
				き ま っ て る 支 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店（社）の長（取締役兼任者を除く。）	本表2規模500人以上及び本表3規模100人以上500人未満の対応級欄参照
	大 学 卒	11	51.5	898,101	28	898,073		
	短 大 卒	9	50.5	931,031	0	931,031		
	高 校 卒	*	*	*	*	*		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	工 場 長	6	57.4	984,456	1,548	982,908	構成員50人以上の工場の長（取締役兼任者を除く。）	同 上
	大 学 卒	3	58.3	1,027,803	0	1,027,803		
	短 大 卒	*	*	*	*	*		
	高 校 卒	2	54.8	869,197	0	869,197		
	中 学 卒	－	－	－	－	－		
	事 務 部 長	173	53.2	713,257	1,839	711,418	2課以上又は構成員20人以上の部の長職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職（取締役兼任者を除く。）	同 上
	大 学 卒	141	52.9	726,942	1,302	725,640		
	短 大 卒	14	54.0	660,033	431	659,602		
	高 校 卒	18	54.6	650,166	7,249	642,917		
	中 学 卒	－	－	－	－	－		
	技 術 部 長	42	54.0	718,805	89	718,716	同 上	同 上
	大 学 卒	31	53.8	757,120	119	757,001		
	短 大 卒	5	56.3	634,758	0	634,758		
	高 校 卒	5	53.9	584,299	0	584,299		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
事 務 部 次 長	69	52.2	661,631	136	661,495	上記部長に事故等のあるときの職務代行者職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職（部長－課長間）	同 上	
大 学 卒	51	52.5	705,315	172	705,143			
短 大 卒	7	50.2	493,678	0	493,678			
高 校 卒	10	51.6	580,844	70	580,774			
中 学 卒	*	*	*	*	*			
技 術 部 次 長	25	52.9	634,117	1,046	633,071	同 上	同 上	
大 学 卒	16	52.0	631,134	1,529	629,605			
短 大 卒	4	56.0	716,913	436	716,477			
高 校 卒	5	53.6	585,508	0	585,508			
中 学 卒	－	－	－	－	－			

(注) 1 「*」は、調査実人員が1人の場合である。(以下本表において同じ。)

2 時間外手当には、超過勤務手当、夜勤手当、休日手当、宿日直手当、裁量手当、特殊作業手当（実績に応じて支給されるものに限る。）等が含まれる。(以下本表において同じ。)

3 「中間職（部長－課長間）」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。(以下本表において同じ。)

職 種 名		調 査 人 員	平 均 年 齢	令和8年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
				ま っ ぽ う 給 与 (A)		(A) － (B)		
				き 支 給	う ち 時 間 外 手 当 (B)			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 課 長	人	歳	円	円	円	2 係以上又は構成員 10人以上の課の長 職能資格等が上記課 の長と同等と認めら れる課の長及び課長 級専門職	本表 2 規模500人以上及 び本表 3 規模100人以上 500人未満の対応級欄参 照
	大 学 卒	370	49.4	645,048	18,946	626,102		
	短 大 卒	282	48.6	669,745	21,695	648,050		
	高 校 卒	36	50.6	525,197	10,445	514,752		
	中 学 卒	51	53.1	589,725	9,129	580,596		
		*	*	*	*	*		
	技 術 課 長	122	48.8	633,764	20,708	613,056	同 上	同 上
	大 学 卒	73	47.3	645,021	13,714	631,307		
	短 大 卒	17	49.9	613,669	23,434	590,235		
	高 校 卒	32	51.5	621,307	34,318	586,989		
	中 学 卒	－	－	－	－	－		
	事 務 課 長 代 理	254	47.9	659,824	36,072	623,752	上記課長に事故等のある ときの職務代行者 課長に直属し部下に係長 等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人 以上を有する者 職能資格等が上記課長代 理と同等と認められる課 長代理及び課長代理級専 門職 中間職（課長－係長間）	同 上
	大 学 卒	218	47.5	671,305	35,340	635,965		
	短 大 卒	19	51.0	589,386	39,267	550,119		
	高 校 卒	17	51.6	555,091	44,172	510,919		
	中 学 卒	－	－	－	－	－		
	技 術 課 長 代 理	67	46.8	522,915	56,651	466,264	同 上	同 上
	大 学 卒	47	43.8	538,247	57,817	480,430		
	短 大 卒	8	54.4	525,251	37,214	488,037		
	高 校 卒	12	53.3	464,135	64,109	400,026		
	中 学 卒	－	－	－	－	－		
	事 務 係 長	296	42.8	564,536	82,505	482,031	係の長及び係長 級専門職	同 上
	大 学 卒	208	40.6	590,926	95,133	495,793		
	短 大 卒	37	49.6	464,748	39,400	425,348		
高 校 卒	51	48.5	509,422	52,785	456,637			
中 学 卒	－	－	－	－	－			
技 術 係 長	175	45.6	616,235	109,684	506,551	同 上	同 上	
大 学 卒	75	44.3	624,445	123,527	500,918			
短 大 卒	34	45.8	612,719	112,812	499,907			
高 校 卒	66	47.1	608,317	91,121	517,196			
中 学 卒	－	－	－	－	－			

(注) 「中間職（課長一係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう。（以下本表において同じ。）

職 種 名		調 査 人 員	平 均 年 齢	令和8年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
				ま っ ぽ う 給 与 (A)		(A) － (B)		
				き 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 主 任	142	42.2	445,157	58,926	386,231	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）	本表2規模500人以上及び本表3規模100人以上500人未満の対応級欄参照
	大 学 卒	95	39.8	463,836	64,266	399,570		
	短 大 卒	23	47.2	389,546	43,295	346,251		
	高 校 卒	23	48.1	417,977	48,433	369,544		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	技 術 主 任	63	41.6	479,834	77,322	402,512	同 上	同 上
	大 学 卒	23	38.7	475,431	81,431	394,000		
	短 大 卒	13	42.4	453,218	83,213	370,005		
	高 校 卒	27	43.8	498,569	70,225	428,344		
	中 学 卒	－	－	－	－	－		
	事 務 係 員	1,001	39.0	389,477	46,288	343,189		同 上
	大 学 卒	679	35.5	395,617	48,006	347,611		
	短 大 卒	132	45.3	357,144	29,083	328,061		
	高 校 卒	187	46.2	387,826	50,211	337,615		
	中 学 卒	3	52.3	473,337	99,940	373,397		
	技 術 係 員	536	36.6	456,327	70,732	385,595		同 上
	大 学 卒	296	33.9	464,163	84,222	379,941		
	短 大 卒	47	39.7	428,931	44,329	384,602		
	高 校 卒	190	40.1	451,701	56,167	395,534		
	中 学 卒	3	53.8	324,801	13,749	311,052		

（注）「中間職（係長－係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。（以下本表において同じ。）

2 規模 500 人以上（企業規模 500 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所）

職 種 名		調 査 人 員 実 人	平 均 年 齢	令和 8 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級
				ま っ っ 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) － (B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	10	51.3	926,402	31	926,371	構成員50人以上の 支店（社）の長 （取締役兼任者を 除く。）	行政職 8 級
	大 学 卒	9	50.5	931,031	0	931,031		
	短 大 卒	*	*	*	*	*		
	高 校 卒	－	－	－	－	－		
	中 学 卒	－	－	－	－	－		
	工 場 長	6	57.4	984,456	1,548	982,908	構成員50人以上の 工場の長（取締役 兼任者を除く。）	同 上
	大 学 卒	3	58.3	1,027,803	0	1,027,803		
	短 大 卒	*	*	*	*	*		
	高 校 卒	2	54.8	869,197	0	869,197		
	中 学 卒	－	－	－	－	－		
	事 務 部 長	111	53.8	744,916	2,252	742,664	2 課以上又は構成員 20人以上の部の長 職能資格等が上記部 の長と同等と認めら れる部の長及び部長 級専門職 （取締役兼任者を除 く。）	行政職 7 級 （行政職 8 級の一部分）
	大 学 卒	92	53.6	758,519	1,298	757,221		
	短 大 卒	7	54.3	665,965	214	665,751		
	高 校 卒	12	54.4	692,469	10,978	681,491		
	中 学 卒	－	－	－	－	－		
	技 術 部 長	25	54.6	765,077	144	764,933	同 上	同 上
	大 学 卒	22	54.3	779,946	162	779,784		
	短 大 卒	2	56.5	734,126	0	734,126		
	高 校 卒	*	*	*	*	*		
	中 学 卒	－	－	－	－	－		
	事 務 部 次 長	53	51.6	678,204	182	678,022	上記部長に事故等 あるときの職務代行 者 職能資格等が上記部 の次長と同等と認め られる部の次長及び 部次長級専門職 中間職（部長－課長 間）	行政職 7 級
	大 学 卒	43	52.0	712,117	207	711,910		
	短 大 卒	2	47.0	516,466	0	516,466		
	高 校 卒	7	49.5	537,489	104	537,385		
中 学 卒	*	*	*	*	*			
技 術 部 次 長	25	52.9	634,117	1,046	633,071	同 上	同 上	
大 学 卒	16	52.0	631,134	1,529	629,605			
短 大 卒	4	56.0	716,913	436	716,477			
高 校 卒	5	53.6	585,508	0	585,508			
中 学 卒	－	－	－	－	－			

職 種 名		調 査 人 員	平 年 均 齢	令和8年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
				ま っ ぽ う 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 課 長	人	歳	円	円	円	2 係以上又は構成員 10人以上の課の長 職能資格等が上記課 の長と同等と認めら れる課の長及び課長 級専門職	行政職 6 級
	大 学 卒	300	49.6	667,233	17,883	649,350		
	短 大 卒	237	49.0	687,158	20,494	666,664		
	高 校 卒	20	50.1	562,705	1,342	561,363		
	中 学 卒	42	52.9	604,960	10,955	594,005		
		*	*	*	*	*		
	技 術 課 長	87	48.1	655,564	22,064	633,500	同 上	同 上
	大 学 卒	55	46.4	665,703	12,115	653,588		
	短 大 卒	15	49.4	617,819	22,537	595,282		
	高 校 卒	17	52.2	661,928	50,761	611,167		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事 務 課 長 代 理	218	48.1	669,980	30,329	639,651	上記課長に事故等のある ときの職務代行者 課長に直属し部下に係長 等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以 上を有する者 職能資格等が上記課長代 理と同等と認められる課 長代理及び課長代理級専 門職 中間職（課長－係長間）	行政職 5 級
	大 学 卒	192	47.7	678,163	30,121	648,042		
	短 大 卒	16	50.5	603,871	40,024	563,847		
	高 校 卒	10	54.7	573,757	20,268	553,489		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技 術 課 長 代 理	37	43.3	508,690	79,477	429,213	同 上	同 上
	大 学 卒	30	39.6	509,250	75,579	433,671		
	短 大 卒	2	55.6	498,015	81,390	416,625		
	高 校 卒	5	58.1	509,483	99,164	410,319		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事 務 係 長	243	42.2	579,657	88,156	491,501	係の長及び係長 級専門職	行政職 4 級
	大 学 卒	180	40.0	600,135	100,541	499,594		
	短 大 卒	19	50.0	501,461	32,157	469,304		
高 校 卒	44	49.0	518,447	55,480	462,967			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
技 術 係 長	128	44.8	658,221	127,799	530,422	同 上	同 上	
大 学 卒	59	43.6	659,435	141,035	518,400			
短 大 卒	22	44.6	669,463	133,505	535,958			
高 校 卒	47	46.5	650,344	107,257	543,087			
中 学 卒	-	-	-	-	-			

職 種 名		調 査 人 員	平 均 年 齢	令和8年4月分平均支給額			(A) － (B)	備 考	対 応 級
				ま っ ぽ っ ぽ き 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)				
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 主 任	人	歳	円	円	円	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）	行政職3級 （一部は4級）	
	大 学 卒	100	41.8	472,172	67,038	405,134			
	短 大 卒	76	39.9	479,078	68,078	411,000			
	高 校 卒	13	47.2	434,437	57,238	377,199			
	中 学 卒	10	49.0	481,914	71,976	409,938			
		*	*	*	*	*			
	技 術 主 任	41	43.2	542,251	99,045	443,206	同 上	同 上	
	大 学 卒	14	39.8	545,330	108,527	436,803			
	短 大 卒	8	40.9	489,608	102,967	386,641			
	高 校 卒	19	47.4	566,209	89,005	477,204			
	中 学 卒	－	－	－	－	－			
	事 務 係 員	698	38.9	393,880	47,862	346,018		行政職 1級、2級	
	大 学 卒	492	35.5	396,301	48,245	348,056			
	短 大 卒	68	45.9	365,062	27,377	337,685			
	高 校 卒	135	46.0	397,542	54,744	342,798			
中 学 卒	3	52.3	473,337	99,940	373,397				
技 術 係 員	402	36.7	473,285	75,919	397,366		同 上		
大 学 卒	214	33.5	480,284	90,927	389,357				
短 大 卒	33	38.5	455,248	52,134	403,114				
高 校 卒	155	41.0	466,748	58,795	407,953				
中 学 卒	－	－	－	－	－				

3 規模 100 人以上 500 人未満（企業規模 100 人以上 500 人未満で、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所）

職 種 名		調 査 人 員	平 均 年 齢	令和 8 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級
						(A) － (B)		
				ま っ ぽ う 給 与 (A)	うち時間外 手当 (B)			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	*	*	*	*	*	構成員50人以上の 支 店（社）の長 （取締役兼任者を 除く。）	行政職 7 級
	大 学 卒	－	－	－	－	－		
	短 大 卒	－	－	－	－	－		
	高 校 卒	*	*	*	*	*		
	中 学 卒	－	－	－	－	－		
	工 場 長	－	－	－	－	－	構成員50人以上の 工場の長（取締役 兼任者を除く。）	同 上
	大 学 卒	－	－	－	－	－		
	短 大 卒	－	－	－	－	－		
	高 校 卒	－	－	－	－	－		
	中 学 卒	－	－	－	－	－		
	事 務 部 長	62	52. 2	657, 332	1, 111	656, 221	2 課以上又は構成員 20人以上の部の長 職能資格等が上記部 の長と同等と認めら れる部の長及び部長 級専門職 （取締役兼任者を除 く。）	同 上
	大 学 卒	49	51. 6	668, 838	1, 310	667, 528		
	短 大 卒	7	53. 8	653, 487	671	652, 816		
	高 校 卒	6	55. 0	567, 920	0	567, 920		
	中 学 卒	－	－	－	－	－		
	技 術 部 長	17	53. 2	643, 119	0	643, 119	同 上	同 上
	大 学 卒	9	52. 3	694, 379	0	694, 379		
	短 大 卒	3	56. 1	575, 559	0	575, 559		
	高 校 卒	4	53. 0	597, 822	0	597, 822		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	事 務 部 次 長	16	54. 1	612, 723	0	612, 723	上記部長に事故等 のあるときの職務代 行者 職能資格等が上記部 の次長と同等と認め られる部の次長及び 部次長級専門職 中間職（部長－課長 間）	行政職 6 級
	大 学 卒	8	55. 2	672, 273	0	672, 273		
	短 大 卒	5	51. 3	485, 657	0	485, 657		
	高 校 卒	3	55. 7	669, 149	0	669, 149		
中 学 卒	－	－	－	－	－			
技 術 部 次 長	－	－	－	－	－	同 上	同 上	
大 学 卒	－	－	－	－	－			
短 大 卒	－	－	－	－	－			
高 校 卒	－	－	－	－	－			
中 学 卒	－	－	－	－	－			

職 種 名		調 査 人 員	平 均 年 齢	令和8年4月分平均支給額			(A) － (B)	備 考	対 応 級
				ま っ ぽ っ ぽ き 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)				
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 課 長	70	48.6	534,079	24,261	509,818	2係以上又は構成員 10人以上の課の長 職能資格等が上記課 の長と同等と認めら れる課の長及び課長 級専門職	行政職5級	
	大 学 卒	45	46.6	561,460	29,169	532,291			
	短 大 卒	16	51.2	468,533	24,195	444,338			
	高 校 卒	9	53.7	513,547	0	513,547			
	中 学 卒	－	－	－	－	－			
	技 術 課 長	35	50.7	572,290	16,883	555,407	同 上	同 上	
	大 学 卒	18	50.3	576,604	19,003	557,601			
	短 大 卒	2	55.4	572,827	32,265	540,562			
	高 校 卒	15	50.6	567,124	12,385	554,739			
	中 学 卒	－	－	－	－	－			
	事 務 課 長 代 理	36	46.5	581,292	80,479	500,813	上記課長に事故等のある ときの職務代行者 課長に直属し部下に係長 等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以 上を有する者 職能資格等が上記課長代 理と同等と認められる課 長代理及び課長代理級専 門職 中間職（課長－係長間）	行政職4級	
	大 学 卒	26	45.4	604,230	86,380	517,850			
	短 大 卒	3	53.8	512,604	35,251	477,353			
	高 校 卒	7	47.1	528,299	78,483	449,816			
	中 学 卒	－	－	－	－	－			
	技 術 課 長 代 理	30	51.8	543,363	23,841	519,522	同 上	同 上	
	大 学 卒	17	52.3	597,163	21,730	575,433			
	短 大 卒	6	54.0	535,576	20,466	515,110			
	高 校 卒	7	49.0	422,233	31,719	390,514			
	中 学 卒	－	－	－	－	－			
	事 務 係 長	53	47.1	458,994	43,065	415,929	係の長及び係長 級専門職	行政職3級	
	大 学 卒	28	46.8	498,943	41,122	457,821			
	短 大 卒	18	48.9	405,045	51,177	353,868			
	高 校 卒	7	43.7	433,633	30,155	403,478			
中 学 卒	－	－	－	－	－				
技 術 係 長	47	49.1	442,789	34,851	407,938	同 上	同 上		
大 学 卒	16	48.3	431,778	27,124	404,654				
短 大 卒	12	49.7	433,881	47,593	386,288				
高 校 卒	19	49.4	457,834	33,346	424,488				
中 学 卒	－	－	－	－	－				

職 種 名		調 査 人 員	平 均 年 齢	令和8年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
				ま っ ぽ っ ぽ き 給 与 (A)		(A) － (B)		
				支 給 と 受 け 取 る 額	う ち 時 間 外 手 当 (B)			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 主 任	42	43.6	351,092	30,680	320,412	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）	行政職 1級、2級 (一部は3級)
	大 学 卒	19	39.1	372,754	41,489	331,265		
	短 大 卒	10	47.3	299,729	15,396	284,333		
	高 校 卒	13	47.3	359,713	26,979	332,734		
	中 学 卒	－	－	－	－	－		
	技 術 主 任	22	38.2	354,661	33,757	320,904	同 上	同 上
	大 学 卒	9	36.9	352,636	33,830	318,806		
	短 大 卒	5	45.3	385,810	46,624	339,186		
	高 校 卒	8	35.2	336,691	25,281	311,410		
	中 学 卒	－	－	－	－	－		
	事 務 係 員	303	39.3	375,574	41,319	334,255		行政職 1級、2級
	大 学 卒	187	35.5	393,246	47,176	346,070		
	短 大 卒	64	44.5	345,348	31,625	313,723		
	高 校 卒	52	46.8	349,167	32,173	316,994		
	中 学 卒	－	－	－	－	－		
技 術 係 員	134	36.2	373,226	45,316	327,910		同 上	
大 学 卒	82	35.3	393,184	54,701	338,483			
短 大 卒	14	44.0	333,439	16,008	317,431			
高 校 卒	35	33.8	346,679	37,819	308,860			
中 学 卒	3	53.8	324,801	13,749	311,052			

その2 公民給与比較の対象外職種
規模計

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和8年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A) - (B)	
技能・ 労務関 係職種	電 話 交 換 手	人	歳	円	円	円	- 見習、外国語の電話交換手を除く。
	自家用乗用自動車運転手	-	-	-	-	-	- 業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
	守 衛	-	-	-	-	-	
	用 務 員	-	-	-	-	-	
教育 関 係 職 種	大 学 学 長	-	-	-	-	-	
	大 学 副 学 長	-	-	-	-	-	
	大 学 学 部 長	-	-	-	-	-	
	大 学 教 授	20	60.1	701,055	0	701,055	
	大 学 准 教 授	12	49.3	587,286	0	587,286	
	大 学 講 師	5	34.1	448,880	0	448,880	
	大 学 助 教	-	-	-	-	-	
	高 等 学 校 校 長	-	-	-	-	-	
	高 等 学 校 教 頭	5	49.5	611,551	51,500	560,051	
	高 等 学 校 教 諭	52	41.0	503,202	42,758	460,444	
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	-	-	-	-	-	- 構成員50人以上の所の長（取締役兼任者を除く。）
	研 究 部 （ 課 ） 長	-	-	-	-	-	- 2室（係）以上又は構成員7人以上の部（課）の長
	研 究 室 （ 係 ） 長	-	-	-	-	-	- 構成員3人以上の室（係）の長
	主 任 研 究 員	-	-	-	-	-	- 下記研究員より上位の者（研究所長の職名を有する者、上記研究部（課）長及び研究室（係）長を除く。）
	研 究 員	-	-	-	-	-	
	研 究 補 助 員	-	-	-	-	-	

職 種 名		調 査 実 人 員	平 年 均 齢	令和 8 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考
						(A) － (B)	
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)		
医 療 関 係 職 種		人	歳	円	円	円	
	病 院 長	－	－	－	－	－	部下に医師又は歯科医師 5 人以上
	副 院 長	－	－	－	－	－	上記病院長に事故等のあるときの職務代行者
	医 科 長	－	－	－	－	－	部下に医師又は歯科医師 1 人以上
	医 師	－	－	－	－	－	
	歯 科 医 師	－	－	－	－	－	
	薬 局 長	*	*	*	*	*	部下に薬剤師 2 人以上
	薬 剤 師	8	48.8	523,625	94,070	429,555	
	診 療 放 射 線 技 師	21	38.4	364,309	28,402	335,907	
	臨 床 検 査 技 師	14	44.0	331,887	24,849	307,038	
	栄 養 士	12	37.3	324,929	31,985	292,944	
	理 学 療 法 士	38	28.0	358,775	13,462	345,313	
	作 業 療 法 士	27	28.5	352,388	13,436	338,952	
	総 看 護 師 長	2	51.0	524,054	22,970	501,084	部下に看護師長 5 人以上
	看 護 師 長	27	42.8	496,874	35,655	461,219	部下に看護師又は准看護師 5 人以上
看 護 師	69	32.2	401,256	30,275	370,981		
准 看 護 師	4	44.8	375,386	54,243	321,143		

第 11 表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(単位：％)

部 長 級		課 長 級		係 員	
一定率（額）分	考 課 査 定 分	一定率（額）分	考 課 査 定 分	一定率（額）分	考 課 査 定 分
48.1	51.9	49.0	51.0	58.2	41.8

(注) 冬季賞与の考課査定分の配分状況は、事業所単位で集計した。

3 勞働經濟關係資料

第12表 労働経済指標

項目 年月	① きまって支給する給与 (調査産業計)				② 所定内給与 (調査産業計)			
	全 国		千 葉 県		全 国		千 葉 県	
	(千 円)	前年同月 比(%)	(千 円)	前年同月 比(%)	(千 円)	前年同月 比(%)	(千 円)	前年同月 比(%)
令和7年4月	324.0	2.3	288.5	△0.2	298.4	2.4	268.1	0.7
5月	321.4	2.0	290.8	0.9	296.9	2.1	270.5	1.6
6月	324.3	2.3	294.4	1.6	299.8	2.3	273.3	2.0
7月	325.0	2.4	295.1	2.4	299.5	2.2	274.7	2.8
8月	322.5	2.0	293.6	1.3	297.8	2.2	273.3	1.9
9月	323.9	2.3	295.9	3.7	299.6	2.4	276.0	4.6
10月	328.2	2.8	300.4	4.2	302.0	2.9	279.3	4.8
11月	326.7	2.2	297.9	3.4	300.3	2.2	277.0	4.1
12月	327.3	2.3	295.6	1.0	301.4	2.4	274.8	1.6
令和8年1月	324.3	3.3	293.9	3.3	299.2	3.2	273.3	3.7
2月	325.7	3.8	292.2	3.5	300.0	3.8	271.9	3.8
3月	329.3	4.1	296.4	4.2	303.3	3.9	275.5	4.3
4月	336.7	4.0	300.9	4.3	309.5	3.7	279.5	4.3
資料出所	厚生労働省、千葉県							

(注) 1 用語の定義は、資料出所によるが、主なものは次のとおりである。

きまって支給する給与 …… 労働協約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与でいわゆる基本給、家族手当、超過労働手当を含む。

・所定内給与 …………… きまって支給する給与のうち次の所定外給与以外のもの。

・所定外給与 …………… 所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与や、休日労働、深夜労働に対して支給される給与。時間外手当、早朝出勤手当、休日出勤手当、深夜手当等である。

総実労働時間数 …………… 次の所定内労働時間数と所定外労働時間数の合計。

・所定内労働時間数 …… 労働協約、就業規則等で定められた正規の始業時刻と終業時刻の間の実労働時間数のことである。

・所定外労働時間数 …… 早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等の実労働時間数のことである。

消費支出 …………… いわゆる生活費のことであり、日常の生活を営むに当たり必要な商品やサービスを購入して実際に支払った金額である。

2 金額については、十の位を四捨五入し、千円単位で表示している。

③ 総実労働時間数 (調査産業計)		④ 所定外労働時間数 (調査産業計)		⑤ 消 費 支 出 (二人以上の世帯)				⑥ 消費者物価指数 (総 合)		⑦ 国内企業 物価指数
全 国	千 葉 県	全 国	千 葉 県	全 国		千 葉 市		全 国	千 葉 市	
(時間)	(時間)	(時間)	(時間)	(千円)	前年同月 比(%)	(千円)	前年同月 比(%)	前年同月 比(%)	前年同月 比(%)	前年同月 比(%)
145.4	138.2	12.0	10.4	325.7	4.0	365.5	6.4	3.6	2.9	3.9
140.5	135.5	11.3	10.0	316.1	8.9	318.9	7.4	3.5	3.0	3.1
145.2	138.1	11.3	9.9	295.4	5.2	303.8	2.4	3.3	3.0	2.8
148.8	139.7	11.6	9.7	305.7	5.1	352.9	10.5	3.1	3.0	2.5
135.2	131.3	10.6	9.1	314.0	5.5	337.0	7.4	2.7	2.7	2.6
139.9	133.8	11.4	9.7	303.2	5.3	313.9	3.0	2.9	2.9	2.8
147.7	139.7	12.1	10.0	306.9	0.3	327.9	△7.8	3.0	2.8	2.7
140.8	134.5	11.8	9.5	314.2	6.3	359.5	3.6	2.9	2.9	2.7
140.4	134.0	11.6	9.7	351.5	△0.3	358.8	△21.0	2.1	2.2	2.4
135.3	128.7	11.3	9.1	307.6	0.7	310.0	△9.5	1.5	1.8	2.4
134.9	127.2	11.4	9.6	289.4	△0.4	275.9	△8.0	1.3	1.7	2.1
140.1	130.9	12.0	10.3	334.7	△1.3	336.6	△21.4	1.5	1.9	2.9
146.8	138.2	12.2	11.2	329.0	1.0	430.3	17.7	1.4	1.8	5.4
厚生労働省、千葉県				総務省						日本銀行

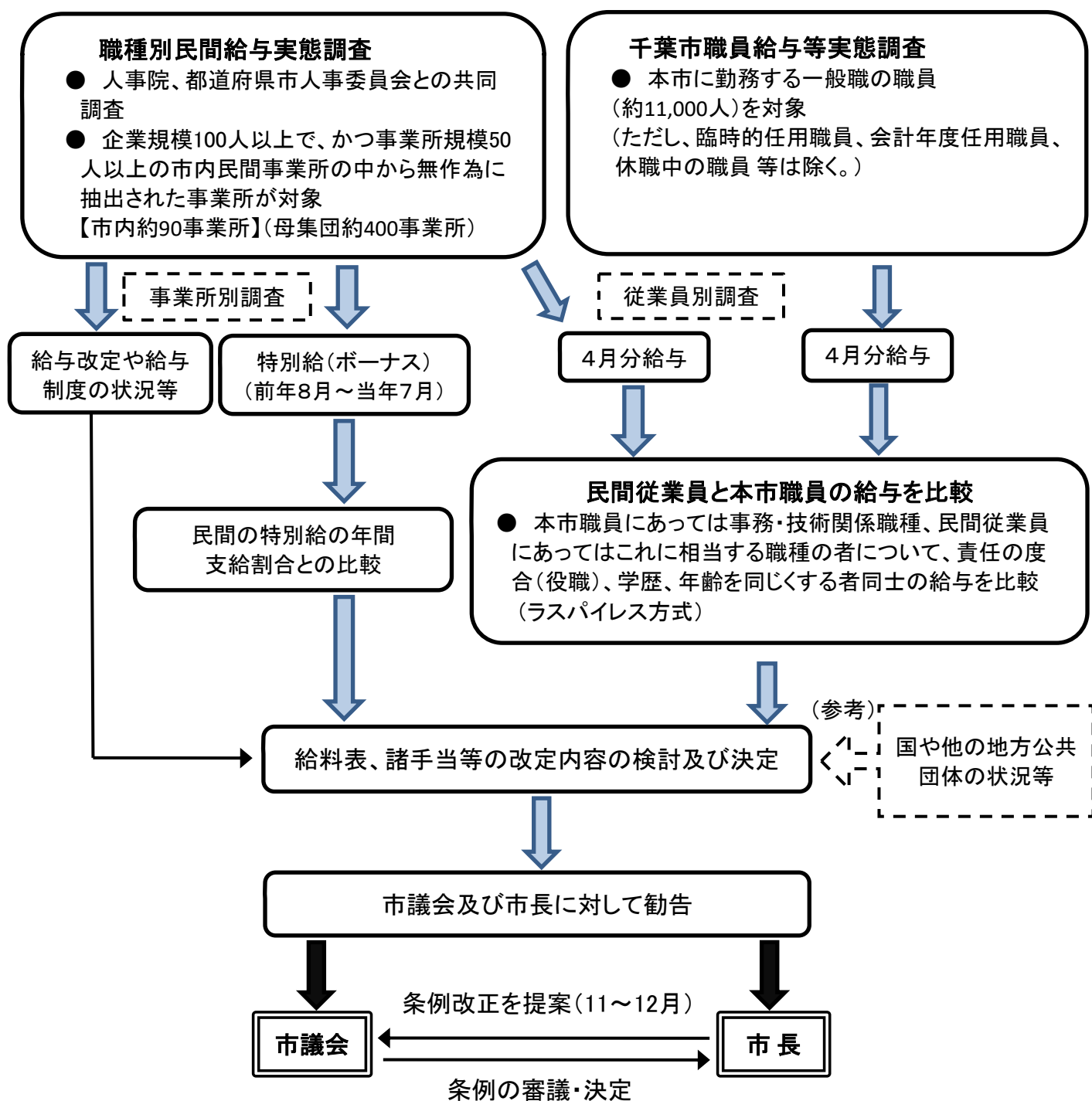
3 ①、②、⑦は、令和2年基準である。⑥は、令和7年基準である。

4 ①、②、③、④は事業所規模30人以上の数値である。

給与勧告の流れ

千葉市人事委員会では、本市職員と市内民間事業所の従業員の4月分の給与額を調査した上で、これらの精密な比較を行い、本市職員の給与水準を市内民間事業所の従業員の給与水準と均衡させること(民間準拠)を基本に勧告を行っています。

また、特別給についても、市内民間事業所の特別給(ボーナス)の過去1年間の支給実績を精確に把握し、民間の年間支給割合に本市職員の特別給(期末手当・勤勉手当)の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。



職員給与と民間給与の比較方法(ラスパイレス方式)

職員給与と民間給与の比較においては、個々の本市職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(a)が、現行の支給総額(b)に比べてどの程度の差があるかを算出しています。

具体的には、以下のとおり、責任の度合(役職段階)、学歴、年齢階層を同じくする者をグループ化してそれぞれ平均給与額を算出し、その結果を本市職員の人員構成で加重平均することによって全体としての公民の給与較差を算出しています。

